



(号 外)
発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔公 告〕

諸 事 項

官庁

製造たばこ小売定価関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

令和七事業年度財務諸表（独立行政
法人国立公文書館・独立行政法人日
本学生支援機構・独立行政法人空港
周辺整備機構）、独立行政法人都市
再生機構、公認会計士等の登録及び
登録抹消、弁理士登録関係

地方公共団体

教育職員免許状失効・取上げ処分、

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

一 三 四 五 六

諸 事 項

公 告

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第2項の規定により製造たばこの小売定価を令和8年8月5日付で認可したの
で、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和8年9月18日

財務大臣 片山さつき

製 造 た ば こ の 品 目					製 造 国 (地)	現行小売定価	変更小売定価	変更実施 年 月 日			
製造たばこの区分	名 称			製 品 の 区 分							
加熱式たばこ	エボ	・ディープ	・レギュラー	・プルーム用	4.4 g	20本	日本	580円	620円	8. 10. 1	
		・サクラ									
		・ブラック	・メンソール		4.0 g	20本					
		・コールド			4.4 g	20本					
		・フレッシュ	・ミント								
		・グリーン									
		・ベリー	・クリスタル		4.0 g	20本					
		・トロピカル・ベリー									
		・トロピカル・バナナ									
		・ハチミツ・レモン									
		・カカオ・ミント									
		・トロピカル・ライム									
	メビウス	・ディープ	・レギュラー	・プルーム用	4.4 g	20本		550円	590円		
		・スムース									
		・アロマリッチ									
		・ブラック・コールド	・メンソール		4.0 g	20本					
		・シャープ・コールド			4.4 g	20本					
		・コールド									
		・ミックス・ミント									
		・ベリー	・オプション		4.0 g	20本					
		・シトラス									
		・マスカット									
		・アップル									
		・ペアー									

キャラメル	・リッチ		・ブルーム用	4.4 g	20本		530円	570円		
	・スムーズ									
	・メンソール	・コールド								
		・フレッシュ								
		・ベリー		4.0 g	20本					
		・マスカット								
	・ベリー・オプション									
メビウス	・ディープ	・レギュラー	・ブルーム・エックス用	5.0 g	20本		550円	590円		
	・スムーズ									
	・アロマリッチ									
	・ブラック・コールド	・メンソール		4.7 g	20本					
	・シャープ・コールド			5.2 g	20本					
	・コールド									
	・ミックス・ミント			4.9 g	20本					
	・パープル	・オプション		5.4 g	20本					
	・イエロー									
	・マスカットグリーン									
	・レッド									
	・ベイズ			4.7 g	20本					
キャラメル	・リッチ		・ブルーム・エックス・ブルーム・エス用	5.2 g	20本		530円	570円		
	・スムーズ			5.1 g	20本					
	・メンソール	・コールド		5.3 g	20本					
		・フレッシュ・ブルーム・エックス用		5.2 g	20本					
		・パープル		・ブルーム・エックス・ブルーム・エス用	5.3 g				20本	
		・マスカットグリーン			5.4 g				20本	
		・パープル・オプション・ブルーム・エックス用								

メビウス	・ディープ	・レギュラー	・ブルーム用	4.4 g	20本	ポーランド		550円	590円
	・スムーズ								
キャメル・リッチ・ブルーム用								530円	570円
メビウス	・ディープ	・レギュラー	・ブルーム・エックス用	5.0 g	20本			550円	590円
	・スムーズ								
	・アロマリッチ								
	・シャープ・コールド	・メンソール		5.2 g	20本				
	・コールド								
キャメル	・リッチ	・ブルーム・エックス・ブルーム・エス用		5.3 g	20本			530円	570円
	・メンソール								
						・パープル			
						・マスカットグリーン	5.4 g		

たばこ事業法第33条第2項の規定により製造たばこの小売定価を令和8年8月17日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和8年9月18日

財務大臣 片山さつき

製 造 た ば こ の 品 目					製 造 国 (地)	現行小売定価	変更小売定価	変更実施 年 月 日			
製造たばこの区分	名 称			製 品 の 区 分							
加熱式たばこ	ケント・トゥールー	・タバコ		・ glo hyper用	フィルター付 ハードパック 20本 5.2 g	大韓民国	520円	550円	8. 10. 1		
		・メンソール									
		・リッチ	・タバコ								
			・メンソール								
	・ベリー・プースト		フィルター付 ハードパック 20本 5.4 g								
	ネオ	・マイルド	・タバコ	・ glo hyper用	フィルター付 ハードパック 20本 5.2 g					530円	570円
		・スムース									
		・クラシック									
		・フレッシュ・メンソール									
		・クラシック・タバコ・hyper用									

	・フリーズ・メンソール・スティック		・ glo hyper用	フィルター付 ハードパック	20本 5.4 g			
	・マックス・メンソール							
	・プリリアント・ベリー	・スティック						
	・トロピカル・スワール							
	・アークティック	・メンソール	・ hyper用					
	・アイスト							
	・チルド							
	・プリリアント	・ベリー						
		・トロピカル						
		・レッドフルーツ						
・マスカット								
・ワイルドベリー								

ラッキー・ストライク	・メンソール		・ glo hyper用	フィルター付 ハードパック	20本 5.2 g		480円	500円
	・ダーク	・タバコ						
	・リッチ							
	・ダーク	・メンソール						
		・イエロー・メンソール						
	・スムース・タバコ							
	・ベリー	・メンソール						
		・ブースト						
	・トロピカル							

	・ベリー	・ スイッチ	・ hyper用
	・トロピカル		

ヴァルト	・ダーク		・ タバコ	フィルター付 ハードパック	20本 5.2 g	インドネシア	580円	600円
	・バランスド							
	・クラシック							
	・ラウンデッド							

	・ブライト・チェリー	・クリック	フィルター付 ハードバック	20本 5.3g				
	・アイسد・メンソール							
	・メンソール							
	・ミント							
	・ベリー							
	・アイسد・ベリー							
	・メロン							
	・レッドフルーツ							
	・ブライト・ピーチ							

たばこ事業法第33条第2項の規定により製造たばこの小売定価を令和8年8月21日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。
令和8年9月18日

財務大臣 片山さつき

製造たばこの品目			製造国 (地)	現行小売定価	変更小売定価	変更実施 年月日
製造たばこの区分	名	製品の区分				
紙巻たばこ	中華 ボックス	FK ハードバック 20本	中華人民共和国	630円	680円	8. 10. 1
	中華	FK ソフトバック 20本		1,050円	1,100円	

たばこ事業法第33条第1項の規定により製造たばこの小売定価を令和8年8月21日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。
令和8年9月18日

財務大臣 片山さつき

製造たばこの品目				製造国 (地)	小売定価
製造たばこの区分	名	製品の区分			
パイプたばこ	NASH	ホワイトライン	レディシークレット	ロシア	2,400円
			ロータスビスコス		
		シガーライン	ブラックペッパー		2,800円
			ジン		
			キャロット		
紙巻たばこ	L.A.・メンソール		FK ハードバック 16本	インドネシア	500円
葉巻たばこ	カーサ・トウラント	オリジン ロブスト	・カリブ	メキシコ	1,400円
			・マイアミ		
			・ニカラグア		
			・サン アンドレス		
		1880 ロサード	・ロブスト		1,600円
			・ゴルディート		1,550円

パイプたばこ	TUMBAKI	BAKED PEACH	50.0 g	箱	トルコ	1,800円
		CAPPUCCINO ITALIANO				
		RASPBERRY PUNCH				
		PURPLE EFFECT				

たばこ事業法第33条第2項の規定により製造たばこの小売定価を令和8年8月25日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和8年9月18日 財務大臣 片山さつき

製 造 た ば こ の 品 目				製 造 国 (地)	現行小売定価	変更小売定価	変更実施 年 月 日
製造たばこの区分	名 称		製 品 の 区 分				
パイプたばこ	ラールセン シグナチュア		100.0 g 缶	デンマーク	4,700円	5,300円	8. 9. 1
	ピーターソン デラックス ネイビー ロールズ		50.0 g 缶		2,600円	3,450円	
	オーリック ゴールデンスライسد		50.0 g パウチ		1,900円	2,350円	
葉巻たばこ	ヘンリーウインターマンズ ハーフ コロナ		101.6mm 紙箱 5 本	オランダ	1,100円	1,170円	
	ノーベル プティ	スマトラ	89mm 紙箱 20本	デンマーク	1,550円	1,850円	
		ピュア カリビアンフィラー (ハバナフィラー)					
		ドミニカン					
	ラ エストレラ ポ ラー	ロスチャイルド	114mm 1 本	ホンジュラス	700円	780円	
		ギガンテ	152mm 1 本		1,200円	1,330円	

たばこ事業法第33条第1項の規定により製造たばこの小売定価を令和8年8月25日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和8年9月18日 財務大臣 片山さつき

製 造 た ば こ の 品 目				製 造 国 (地)	小 売 定 価	
製造たばこの区分	名 称		製 品 の 区 分			
かぎたばこ	ユッピー	・ミント	7.5 g	缶	ラオス	350円
		・アイシーミント				
葉巻たばこ	アルフォンソ・デ・ラ・トーレ	ラ・エスパダ	124mm	1 本	キューバ	4,200円
	ジェイムズ J. フォックス セレクション	No. 1	101mm	1 本	ホンジュラス	3,800円
		No. 4	142mm	1 本		4,400円
		No. 7	139mm	1 本		4,800円

たばこ事業法第33条第2項の規定により製造たばこの小売定価を令和8年8月26日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。
令和8年9月18日

財務大臣 片山さつき

製 造 た ば こ の 品 目					製 造 国 (地)	現行小売定価	変更小売定価	変更実施 年 月 日	
製造たばこの区分	名 称		製 品 の 区 分						
加熱式たばこ	ミックス	・アイス		F 45 20スティック ハードパック 5.4 g	大韓民国	560円	590円	8. 10. 1	
		・ミックス							
		・アイス・プラス		F 45 20スティック ハードパック 5.5 g					
		・ベルベット		F 45 20スティック ハードパック 5.4 g					
	テリア	・リッチ		F 45 20スティック ハードパック 5.3 g	イタリア ギリシャ	620円	640円		
					イタリア ギリシャ ルーマニア ポーランド 大韓民国				
		・ バランスド			イタリア ルーマニア				
		・ スムース			イタリア ギリシャ ルーマニア				
		・ ウォーム							
		・ ルピー							
		・ クリア			イタリア ギリシャ ルーマニア 大韓民国				
		・ メンソール		F 45 20スティック ハードパック 5.4 g					
		・ ミント							
		・ ブラック		F 45 20スティック ハードパック 5.5 g	イタリア ギリシャ ルーマニア				
									イタリア ルーマニア
		・ パープル							
		・ イエロー							
		・ ルピー							
		・ サンシャイン							
・ フェーシャ		F 45 20スティック ハードパック 5.5 g							

	・イエロー		F 45 ハードパック	20スティック 5.4 g	イタリア ギリシャ ルーマニア		
	・フュージョン				イタリア		
	・パープル				イタリア ギリシャ		
	・トロピカル				イタリア ルーマニア		
	・ブライト				イタリア		
	・サン	・パール	F 45 ハードパック	20スティック 5.7 g	イタリア ギリシャ ルーマニア 大韓民国		
	・オアシス				イタリア ギリシャ ルーマニア 大韓民国 スイス		
	・リビエラ				ギリシャ ルーマニア 大韓民国		
	・シャイン						
	・ベルベット		F 45 ハードパック	20スティック 5.6 g			
	・ステラー						
	・ブロッサム		F 45 ハードパック	20スティック 5.7 g			
	・ブラック・ミント						
	・ゴールデン・ブリーズ						
センティア	・バランスド		・イエロー	F 45 ハードパック	20スティック 5.3 g	イタリア ギリシャ ルーマニア 大韓民国	570円
		・ゴールド	イタリア ギリシャ ルーマニア				
	・シトラス・グリーン		F 45 ハードパック	20スティック 5.4 g	イタリア ギリシャ ルーマニア 大韓民国		

・ クリア ・ シルバー		F 45 ハードバック	20スティック 5.3 g	イタリア ギリシャ インドネシア
・ クール ・ ジェイド				イタリア ギリシャ 大韓民国
・ ディープ ・ ブロンズ				イタリア ギリシャ ルーマニア 大韓民国
・ フレッシュ	・ コーラル	F 45 ハードバック	20スティック 5.4 g	イタリア ギリシャ インドネシア
	・ エメラルド			イタリア ギリシャ ルーマニア
	・ パープル			イタリア ギリシャ 大韓民国
・ フロスト ・ グリーン		F 45 ハードバック	20スティック 5.5 g	イタリア ギリシャ ルーマニア
・ アイシー	・ ブラック			イタリア ギリシャ インドネシア
	・ パープル			イタリア ギリシャ ルーマニア 大韓民国
・ ジューシー ・ レッド		F 45 ハードバック	20スティック 5.3 g	イタリア ギリシャ 大韓民国
・ スムース	・ ゴールド	F 45 ハードバック	20スティック 5.4 g	イタリア ギリシャ ルーマニア
	・ バイオレット			イタリア ギリシャ ルーマニア 大韓民国
・ トロピカル ・ イエロー		F 45 ハードバック	20スティック 5.5 g	ギリシャ ルーマニア 大韓民国
・ アイシー ・ レッド		F 45 ハードバック	20スティック 5.7 g	
・ パープル ・ カプセル		F 45 ハードバック	20スティック 5.3 g	イタリア ギリシャ ルーマニア 大韓民国
・ コバルト ・ ブルー		F 45 ハードバック	20スティック 5.7 g	ギリシャ ルーマニア
・ パッション ・ フルーツ ・ カプセル		F 45 ハードバック	20スティック 5.7 g	ギリシャ ルーマニア

たばこ事業法第33条第2項の規定により製造たばこの小売定価を令和8年8月27日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。
令和8年9月18日 財務大臣 片山さつき

製 造 た ば こ の 品 目			製 造 国 (地)	現行小売定価	変更小売定価	変更実施 年 月 日
製造たばこの区分	名	製 品 の 区 分				
パイプたばこ	NASH	アロエストロベリー	ロシア	2,300円	2,400円	8. 9. 19
		パッションフルーツ				
		マンゴー				
		コーラキャラメル				
		ラストサムライ				
		グレープフルーツ				

たばこ事業法第33条第1項の規定により製造たばこの小売定価を令和8年8月27日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。
令和8年9月18日 財務大臣 片山さつき

製 造 た ば こ の 品 目			製 造 国 (地)	小 売 定 価
製造たばこの区分	名	製 品 の 区 分		
パイプたばこ	DOGMA	BASHKIR HONEY	ロシア	7,900円
		CRIMEAN LAVENDER		
		PLAY		
		BLACK ORCHID		
		GUERLINEADE FOR HIM		
		RASPBERRY COMPOT		
		LEMON DROPS		7,700円
		CHINESE PEAR		
		PURE DOGMA		
		SAKURA		
		GUMMI BEARS		
		APPLE PUNCH		
		CUBITA COLUMBIA		
		MATA FINA		
		K・T BROADLEAF		
		HABANO GARCIA		
		PILOTO CUBANO		
		OLOR CARBONELL		

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年（フ）第66号

北海道北見市南町1丁目7番33号 ストンハイム南205号
債務者 織田 忠
1 決定年月日時 令和8年9月7日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐藤 信孝
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月10日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和8年11月2日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和8年（フ）第257号

群馬県前橋市荒牧町四丁目25番地13
債務者 今井亮太（旧姓青木・上村）
1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 入澤 裕樹
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月10日午前10時15分
5 免責意見申述期間 令和8年11月2日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第396号

三重県桑名市大字播磨2500番地4
債務者 丸山 崇
1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小淵真理子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月2日午前11時40分
5 免責意見申述期間 令和8年11月2日まで
新潟地方裁判所民事部

令和8年（フ）第210号

山梨県甲府市池田1丁目9番14号
債務者 有瀧真奈武
1 決定年月日時 令和8年9月2日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 網倉 基充
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月9日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和8年11月2日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第556号

大阪府都島区内代町1丁目1番29—803号
債務者 山中 裕樹
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊村 亮輔
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月16日午後1時40分
5 免責意見申述期間 令和8年11月2日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第508号

神戸市中央区神若通2丁目2番8号 川上コーポB号、従前の住所神戸市北区谷上南町16番12号
債務者 やきにく鶴屋こと 鶴澤 義則
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 坂田 智子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月10日午後2時30分
5 免責意見申述期間 令和8年11月2日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第239号

香川県綾歌郡綾川町陶3328番地1
債務者 齊藤 智祥
1 決定年月日時 令和8年9月7日午前9時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 上原みづほ
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月9日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和8年11月2日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和8年（フ）第34号

香川県三豊市財田町財田上902番地2
債務者 林倉 正輝
1 決定年月日時 令和8年9月7日午後3時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 安藤 修二
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月8日午後3時
5 免責意見申述期間 令和8年11月2日まで
高松地方裁判所観音寺支部

令和8年（フ）第321号

大分市豊饒3丁目4番70号
債務者 甲斐 奈美
1 決定年月日時 令和8年9月2日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐藤 朗
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月7日午前10時
5 免責意見申述期間 令和8年11月2日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第452号

大分市大字猪野613番地の2 シェソワつかさ203
債務者 池脇 隆志
1 決定年月日時 令和8年9月2日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松本 佳織
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月20日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和8年11月2日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第864号

仙台市若林区新寺4丁目9番37—104号、住民票上の住所仙台市宮城野区白鳥1丁目1番11号
債務者 佐藤 要
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 葛西 勝
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月30日午後2時
5 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第890号

仙台市泉区泉中央1丁目21番地の1 県営七北田住宅807
債務者 花本 ゆか
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小山 悠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月30日午後2時5分
5 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第907号

仙台市若林区蒲町東9番地の3 コーポまいん202、住民票上の住所仙台市若林区蒲町東14番地の1 アイランドハイツC—102
債務者 中村 正一

1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小野寺浩史
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月7日午前11時20分
5 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第910号

仙台市泉区将監9丁目1番11—502号
債務者 荒澤 俊郎
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 長谷川雄大
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月14日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第1708号

横浜市南区大岡4丁目19番A—604号
債務者 山田 佳延
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 阿部 康広
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月11日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第254号

山梨県甲府市下小河原町248番地1 204号
債務者 村松 幹太
1 決定年月日時 令和8年9月3日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中村光太郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月10日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第151号

三重県津市半田128番地 川田コーポラスB202、前住所東京都品川区大井1丁目35番7号アーマックス大井町1203
債務者 川田 雅彦
1 決定年月日時 令和8年9月4日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊藤 正朗
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月2日午前10時15分
5 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
津地方裁判所破産係

令和8年（フ）第847号

広島市東区温品5丁目9番14—202号
債務者 山本 大貴

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮田 佳奈
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月13日午前11時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第910号

広島市中区江波本町1番7—302号
債務者 安藤 舞

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 里村 文香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月2日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第746号

福岡県宗像市赤間駅前2丁目8番4—404号
債務者 鞭馬 勇一

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古庄 美紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月17日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1685号

福岡市東区筥松2丁目27番37—505号 Maison du Bonheur HAKOZAKI
債務者 古澤 亜紀

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岐部 智光
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月17日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1796号

福岡市博多区東光寺町1丁目4番17—302号
グランドールS
債務者 齋藤 貴之

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 太田 信人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月24日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第378号

大分県別府市大字鶴見299番地の44
債務者 永井 マキ

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 陽子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月20日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第449号

大分県由布市挾間町古野264番地介護老人保健施設ケアポート川崎、住民票上の住所大分市下郡東1丁目4番27号ジュネス野田202
債務者 足立 英明

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永澤 史貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月4日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第462号

大分市大字三芳1190番地の1 グランドアーク603
債務者 阿南 隆一

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 能美 知子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月15日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第63号

北海道登別市富岸町2丁目19番地8
債務者 渡邊裕喜仁

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高田 耕平

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月13日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和8年（フ）第121号

宮城県大崎市古川中里五丁目10番59号 グリーンハウス原田2号棟202号
債務者 富士 通子（旧姓吉田）

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長谷川雄大
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月17日午後1時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和8年（フ）第27号

宮城県本吉郡南三陸町志津川字廻館74番地5町営志津川西復興住宅C棟207号
債務者 武田 友恵

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 及川 毅
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月1日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和8年（フ）第812号

神戸市垂水区青山台5丁目2番30—404号
債務者 村上晋二こと 村上 普二

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 瀬合 孝一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月25日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第177号

兵庫県伊丹市鈴原町5丁目51番地6 すみれハイツ8号
債務者 後藤 治

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 徳山 育弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月26日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和8年（フ）第42号

兵庫県洲本市金屋1266番地8 ミルト・ヴィラⅢ102号
債務者 小溝百々江

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中島 健治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月16日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和8年（フ）第257号

愛媛県松山市中村2丁目4番25号 コーポ中庭201号
債務者 高木 和成

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森本 明宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月24日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
松山地方裁判所民事部

令和8年（フ）第277号

愛媛県松山市鴨川2丁目5番19号 岡田アパート102号
債務者 柳原 貴雄

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 寛大
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和9年1月18日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
松山地方裁判所民事部

令和8年（フ）第1544号

福岡市東区千早4丁目3番12—208号 アクアリア千早
債務者 藤木 高裕

- 1 決定年月日時 令和8年9月1日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大塚 陽介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月13日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1607号
福岡市城南区荒江1丁目33番25—406号　OAK VILLA NISHIJIN SOUTH 4th
債務者　くさがえ整骨院こと　山戸公一郎
1　決定年月日時　令和8年9月4日午後1時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏　真人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和8年11月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和8年11月6日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第235号
徳島県吉野川市鴨島町山路1185番地1
債務者　川端　賢二
1　決定年月日時　令和8年9月7日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊田　泰士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和8年12月7日午前10時
5　免責意見申述期間　令和8年11月9日まで
徳島地方裁判所民事部

令和8年（フ）第68号
北海道北見市端野町三区365番地16　コーポライプリー203号、前住所札幌市東区北二十三条東18丁目6番10—403号
債務者　高橋　真理（旧姓岩橋）
1　決定年月日時　令和8年9月7日午後2時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　昌博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和8年12月10日午後1時30分
5　免責意見申述期間　令和8年11月10日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和8年（フ）第69号
北海道北見市東陵町57番地18　イーストヒルタカハシ1—B号
債務者　小松　友彦
1　決定年月日時　令和8年9月7日午後2時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木名瀬広暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和8年12月10日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和8年11月10日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和8年（フ）第2026号
神奈川県藤沢市亀井野1433番地の1　ベル上屋敷2D
債務者　岡本　仁志

1　決定年月日時　令和8年9月4日午後4時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　有佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和8年11月17日午前11時50分
5　免責意見申述期間　令和8年11月10日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第180号
北海道川上郡弟子屈町高榮2丁目9番13号
債務者　高梨　修一
1　決定年月日時　令和8年9月4日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍛冶　孝亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和8年11月18日午後2時
5　免責意見申述期間　令和8年11月11日まで
釧路地方裁判所民事部

令和8年（フ）第1636号
札幌市白石区栄通21丁目11番7号
債務者　田中　詩織
1　決定年月日時　令和8年9月4日午後1時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中込　律子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和8年11月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和8年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第197号
石川県白山市福留町2043番地　ロングライフ201号室
債務者　小林　沙菜（旧姓北村）
1　決定年月日時　令和8年9月7日午後3時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　佳織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和8年11月20日午後1時30分
5　免責意見申述期間　令和8年11月13日まで
金沢地方裁判所民事部

令和8年（フ）第236号
青森市松森2丁目10番25号、旧住所青森市大字駒込字桐ノ沢3番地146
債務者　福田　優平
1　決定年月日時　令和8年9月7日午後1時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　哲也

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和8年12月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和8年11月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第1196号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地1116番地3、旧住所埼玉県幸手市大字天神島293番地3
債務者　伊藤　真守
1　決定年月日時　令和8年9月3日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　智博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和8年11月30日午後1時50分
5　免責意見申述期間　令和8年11月16日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第191号
釧路市興津2丁目7番14号
債務者　オフィスコウリョウこと　野宮　俊彦
1　決定年月日時　令和8年9月4日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　憲臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和8年11月25日午後2時30分
5　免責意見申述期間　令和8年11月18日まで
釧路地方裁判所民事部

令和8年（フ）第1678号
札幌市北区屯田9条10丁目3番3—1号
債務者　山口　大輔
1　決定年月日時　令和8年9月4日午後1時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　洋輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和8年12月3日午前10時
5　免責意見申述期間　令和8年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1297号
さいたま市西区大字指扇254番地1　フィオーレ指扇105
債務者　佐藤　和久
1　決定年月日時　令和8年9月3日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田辺　敏晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和8年12月7日午後1時40分
5　免責意見申述期間　令和8年11月20日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第1402号
さいたま市北区宮原町2丁目126番地10　Rハイツソレイユ105号
債務者　野部　健太
1　決定年月日時　令和8年9月3日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和8年12月7日午後1時30分
5　免責意見申述期間　令和8年11月20日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第1403号
さいたま市北区宮原町2丁目126番地10　Rハイツソレイユ105号
債務者　野部理恵子
1　決定年月日時　令和8年9月3日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和8年12月7日午後1時30分
5　免責意見申述期間　令和8年11月20日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第1459号
さいたま市中央区下落合4丁目2番14—1号　サンシャートーR　C号室
債務者　平川　豊
1　決定年月日時　令和8年9月4日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　智宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和8年12月7日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和8年11月20日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第150号
埼玉県深谷市岡里12番地16
債務者　黒岩　安
1　決定年月日時　令和8年9月4日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和8年12月8日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和8年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和8年（フ）第1430号

さいたま市見沼区大和田町2丁目1019番地
オープンライズ大和田Ⅰ 204、旧住所さい
たま市見沼区丸ヶ崎町31番地9 フェリシー
ド103
債務者 佐藤 崇

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福村 武雄
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月9日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月25日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第1465号

埼玉県上尾市大字原市1324番地1
債務者 山口 隆
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岸川康太郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月9日午後2時
5 免責意見申述期間 令和8年11月25日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第22号

富山県下新川郡朝日町泊180番地
債務者 高畑 里加
1 決定年月日時 令和8年9月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小林 大記
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月2日午後1時45分
5 免責意見申述期間 令和8年11月25日まで
富山地方裁判所魚津支部

令和8年（フ）第897号

京都市右京区嵯峨中通町6番地52
債務者 木下 正美
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 船岡 亮太
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月9日午前10時15分
5 免責意見申述期間 令和8年11月25日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第91号

広島県呉市神原町19番17号
債務者 岡田 薫

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮城 孝博
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月9日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月25日まで
広島地方裁判所呉支部

令和8年（フ）第423号

札幌市西区発寒7条9丁目1番23—402号
債務者 岩本 郷
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 林 佑介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月10日午前10時
5 免責意見申述期間 令和8年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1684号

札幌市北区屯田7条11丁目6番3—202号
債務者 西川 智幸
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 土田 拓
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月10日午前11時
5 免責意見申述期間 令和8年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第17号

北海道伊達市竹原町39番地2 平6共202、
前住所北海道根室市西浜町2丁目92番地 教
員住宅2棟30号
債務者 長崎 綾介
1 決定年月日時 令和8年9月7日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 本間 寛菜
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月4日午後2時
5 免責意見申述期間 令和8年11月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和8年（フ）第72号

長野県佐久市岩村田62番地5 ビレッジハウ
ス岩村田1—504
債務者 高橋 学
1 決定年月日時 令和8年9月2日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山田 啓顕

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月14日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月30日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和8年（フ）第37号

愛知県豊田市小川町1丁目31番地10 エスポ
ア豊田Ⅱ 402号
債務者 大澤 亨
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小川 貴弘
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月15日午後1時35分
5 免責意見申述期間 令和8年12月1日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第154号

富山市津羽見37番地
債務者 戸高 拓海
1 決定年月日時 令和8年9月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 福島 悠生
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月10日午前10時
5 免責意見申述期間 令和8年12月3日まで
富山地方裁判所民事部

令和8年（フ）第855号

大阪府松原市高見の里1丁目10番3—206号
債務者 佐藤 幸也
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岸本 行正
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月17日午前10時
5 免責意見申述期間 令和8年12月3日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第115号

山口県宇部市大字上宇部332番地5
債務者 徳永 裕介
1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 華山 仁成
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月4日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和8年12月3日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和8年（フ）第54号

山形県鶴岡市末広町6番9号
債務者 斎藤 勇輝
1 決定年月日時 令和8年9月7日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 脇山 拓
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月14日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和8年12月4日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和8年（フ）第417号

静岡市清水区横砂南町3番14号
債務者 須藤 千景
1 決定年月日時 令和8年9月4日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 磯田 秀樹
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月7日午前10時
5 免責意見申述期間 令和8年12月4日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第189号

北海道旭川市宮下通24丁目104番地の32 第
2宮下ビル信和1F7号室
債務者 須藤 孝弘
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 皆川 岳大
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月16日午後2時
5 免責意見申述期間 令和8年12月9日まで
旭川地方裁判所民事部

令和8年（フ）第91号

鹿児島県霧島市横川町上ノ2949番地1、前住
所鹿児島県霧島市横川町上ノ4414番地1
債務者 東鶴 俊樹
1 決定年月日時 令和8年9月3日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 竹山 真美
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月16日午後2時
5 免責意見申述期間 令和8年12月9日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和8年（フ）第189号

長野市若穂牛島804番地
債務者 吉原 繁美
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 渡辺 伸樹
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月17日午前11時
5 免責意見申述期間 令和8年12月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第290号

岩手県岩手郡葛巻町江刈第8地割20番地2
債務者 山本真由美
1 決定年月日時 令和8年9月7日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高橋 海渡
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和9年1月19日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和9年1月12日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

令和8年（フ）第1213号

名古屋市千種区新西1丁目5番26号 シャトレー千種106号
債務者 今井真善治
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1538号

愛知県知多市八幡字岩之脇107番地の2
債務者 神谷 博文
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1657号

愛知県東海市加木屋町陀々法師14番地の83
債務者 山本富士男

1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1734号

愛知県愛西市町方町彦作堤外1番地42
債務者 山口 悦正
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1805号

名古屋市天白区久方1丁目148番地 相生山団地1号棟304号室
債務者 河野 憲一
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1859号

愛知県大府市北崎町4丁目142番地
債務者 高松千賀子
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1901号

名古屋市中区新栄1丁目24番11号 ラディアントⅢ403号
債務者 阿知波幸子こと 金 幸子
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和8年（フ）第1914号
名古屋市市中村区佐古前町21-19 Brave 亀島本陣502、住民票上の住所和歌山市内原871番地6 グランディールU106
債務者 川合 藍斗
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1951号

名古屋市名東区本郷2丁目14番地 サンライズ2 402号、従前の住所名古屋市北区黒川本通3丁目38番地の1 LaDouceur 黒川Ⅱ1201号
債務者 児玉 裕子
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1984号

名古屋市天白区久方1丁目148番地 相生山団地8号棟501号室
債務者 中村 聡子（旧姓 野田）
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第2020号

愛知県知多市にしの台4丁目15番地の4 グレイス小西201
債務者 竹谷 紗織
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和8年（フ）第2111号
愛知県北名古屋市二子曙7番地 セジュール曙B101号
債務者 久保田 徹
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第2195号

愛知県愛西市佐屋町道西198番地
債務者 岩本 肇
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第2223号

名古屋市東区葵2丁目5番48号 クレル葵201号
債務者 今井 友和（旧姓宮本）
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第2240号

名古屋市昭和区吹上町1丁目23番地の4 五幸マンション2A号
債務者 小森 直幸
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第2297号

名古屋市北区尾上町1番地の2 尾上団地1棟1418号
債務者 荒岡 鉄夫

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第244号

長崎県西彼杵郡時津町野田郷222番地6 本多アパート101
債務者 坂本さつき

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第170号

山形市山家町2丁目1番57号 メゾンTAK E・1 203号
債務者 仲川 美咲

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
山形地方裁判所民事部

令和8年（フ）第126号

岡山県笠岡市関戸352番地7
債務者 長尾 一成

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和8年（フ）第224号

岡山県井原市芳井町吉井174番地
債務者 大塚 泰子

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和8年（フ）第262号

岡山県倉敷市連島中央1丁目12番12号 6号
債務者 森山 廣志

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和8年（フ）第264号

岡山県倉敷市玉島乙島6667番地11
債務者 中原 由紀

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和8年（フ）第1469号

埼玉県蕨市北町1丁目19番20号 フロントピア蔵205号
債務者 金井 基彰こと 金 相祚

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第649号

愛知県岡崎市六供町字3丁目44番地、旧住所愛知県岡崎市真伝吉祥1丁目30番地2
債務者 鶴田 一志

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第395号

愛知県西尾市一色町酒手島西中通59番地3、旧住所愛知県西尾市吉良町吉田斉藤久25番地GreenVillage KiraB103
債務者 新富 春香

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第396号

愛知県西尾市一色町酒手島西中通59番地3、旧住所愛知県西尾市吉良町吉田斉藤久25番地GreenVillage KiraB103
債務者 新富 良磨

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第397号

愛知県刈谷市新富町2丁目31番地1 S O C I O刈谷新富町211号、前住所愛知県刈谷市泉田町城前68番地1 ティアラ城前102号
債務者 高橋 展士

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第398号

愛知県高浜市湯山町四丁目7番地2（県営葭池住宅9棟707号）
債務者 畠井 夕子

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第435号

愛知県豊田市朝日ヶ丘3丁目5番地3 レオパレスウイング朝日ヶ丘102号、旧住所愛知県田原市浦町南松崎7番地 第6田原寮
債務者 橘 数馬

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第455号

愛知県岡崎市大和町字牧内23番地1 スイーツガーデン 203
債務者 西谷 麗花

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第1487号

さいたま市緑区原山4丁目26番16号 サンライズ原山301号室、旧住所さいたま市緑区原山4丁目33番37号 篠原ハイツ101号室
債務者 山本 美花

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第1488号

さいたま市中央区大字下落合1652番地13 アービス与野302号
債務者 櫻本まひる

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第1506号
さいたま市大宮区櫛引町1丁目411番地 グリーンヒル櫛引205、旧住所埼玉県越谷市蒲生本町1番17号 グランブルー式番館203
債務者 渡部久美子
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第1508号
さいたま市西区三橋6丁目556番地7 コーポサンプラムC-102
債務者 久保寺 勇
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第3号
愛知県丹羽郡大口町奈良子一丁目305番地 ビレッジハウス大口2棟207号
債務者 宮城ヨシこと MIYASHIRO RIVAS ALEXANDER YOSHI
1 決定年月日時 令和8年9月3日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和8年（フ）第100号
愛知県犬山市字東北野190番地1 11棟504
債務者 長村 均
1 決定年月日時 令和8年9月3日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和8年（フ）第101号
愛知県犬山市字東北野190番地1 11棟504
債務者 長村 典子
1 決定年月日時 令和8年9月3日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和8年（フ）第174号
愛知県一宮市伝法寺5丁目12番地1 プリンス伝法寺103号
債務者 池田 理江
1 決定年月日時 令和8年9月3日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和8年（フ）第178号
愛知県一宮市西五城字須賀前9番地1 C号
債務者 武鹿 健一
1 決定年月日時 令和8年9月3日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和8年（フ）第181号
愛知県稲沢市祖父江町祖父江高熊430番地 STELLA
債務者 成 義行
1 決定年月日時 令和8年9月3日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和8年（フ）第86号
長崎県諫早市若葉町495番地1 ユートピア若葉216号
債務者 溝口 孝輔
1 決定年月日時 令和8年9月3日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和8年（フ）第90号
長崎県諫早市多良見町化屋1228番地5 諸岡アパートE棟101号
債務者 中村 千富
1 決定年月日時 令和8年9月3日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和8年（フ）第91号
長崎県大村市原口町599番地 原口アパートC棟303号
債務者 小島 健也
1 決定年月日時 令和8年9月3日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和8年（フ）第92号
長崎県大村市原口町599番地 原口アパートC棟303号
債務者 小島 幸代
1 決定年月日時 令和8年9月3日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和8年（フ）第95号
長崎県大村市小路口町328-5 松竹アパート1棟 17号、住民票上の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丁1098番地1
債務者 鳥羽瀬美枝子
1 決定年月日時 令和8年9月3日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和8年（フ）第96号
長崎県大村市今津町1419番地16
債務者 谷 紗雪
1 決定年月日時 令和8年9月3日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和8年（フ）第458号
札幌市豊平区平岸5条12丁目1番2-131号、申立時の住所札幌市豊平区平岸4条14丁目4番1-405号
債務者 多賀 尚子
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1132号
札幌市豊平区西岡2条8丁目2番20号
債務者 津田亜佑美
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1332号
札幌市東区北22条東18丁目1番7—203号
債務者 小玉めぐみ
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1384号
札幌市東区北36条東16丁目1番25—501号
債務者 小野孝幸仁
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1443号
札幌市東区北19条東1丁目3番27—101号
債務者 保坂 英司
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1447号
札幌市西区八軒10条東1丁目1番47号 ピノ
ノワール205号
債務者 山崎真美花（旧姓湯佐）
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1487号
札幌市清田区平岡4条7丁目7番26号 エール
花繁イン平岡B—202号
債務者 須貝健太郎（旧姓中田）

1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1504号
札幌市北区新琴似8条15丁目4番3—206号
債務者 富山 彩夏
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1523号
札幌市西区発寒5条5丁目1番28号
債務者 大沼 亜衣
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1564号
札幌市東区北24条東16丁目3番7号 パーク
ヒル24—303号
債務者 三津 雅人
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1565号
札幌市豊平区平岸2条8丁目3番1—307号
債務者 高島 直人
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1569号
札幌市北区屯田9条4丁目1番2—309号
債務者 沼倉 美香（旧姓佐藤）
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1594号
札幌市豊平区豊平4条5丁目1番12—402号
債務者 高筒 宏
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1606号
北海道江別市弥生町37番地の4
債務者 五十嵐健太
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1612号
札幌市豊平区平岸3条8丁目4番6—201号
債務者 寺下 幸男
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1616号
札幌市中央区南24条西9丁目2番1号 グ
ローリ貴24—402号
債務者 岡本 純子（旧姓中村）
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1624号
札幌市中央区南1条西14丁目1番地230
フォーライフ大通南701号
債務者 梅田 菊男
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1647号
札幌市中央区南10条西15丁目3番23号 アー
クコート幌西204号
債務者 小竹 克己
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1659号
札幌市白石区南郷通6丁目南5番39号 プレ
ミエール南郷B—103号
債務者 野邊地 茂
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1660号
札幌市西区西野7条8丁目1番1号
債務者 山本 清
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1705号
札幌市豊平区月寒西1条4丁目1番13号
コーポ青木201号
債務者 田中 朋子
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1739号
札幌市白石区本通13丁目南2番10—205号
債務者 佐藤 梨花
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1770号
札幌市西区二十四軒4条5丁目12番16号 メテオール琴似一1C号
債務者 関本 直子
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第190号
釧路市新川町10番15号 ライトリバー102号室
債務者 西村千鶴子
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
釧路地方裁判所民事部

令和8年（フ）第278号
盛岡市高松三丁目14番18号
債務者 金野 裕

1 決定年月日時 令和8年9月4日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年（フ）第309号
盛岡市山岸二丁目7番12号 ともくらの風・山岸202号
債務者 井上 賢一
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年（フ）第201号
群馬県高崎市浜尻町996番地3 シャーリーハイツ205号
債務者 林 由紀子
1 決定年月日時 令和8年9月4日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和8年（フ）第187号
愛知県稲沢市下津下町東四丁目54番地、前住所愛知県稲沢市日下部西町二丁目70番地1
ミツイロイヤル大里駅前Ⅱ—703
債務者 山岡 京子
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和8年（フ）第33号
京都府与謝郡与謝野町字岩屋658番地3
債務者 小西紗里菜
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
京都地方裁判所宮津支部

令和8年（フ）第61号
兵庫県加東市上滝野437番地、前住所大阪府池田市井口堂1丁目8番24—504号
債務者 加東 和磨
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
神戸地方裁判所社支部

令和8年（フ）第1688号
福岡市東区馬出4丁目5番25号 レーベンちどり201号
債務者 梶原 美幸
1 決定年月日時 令和8年8月31日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第880号
仙台市太白区恵和町30番3号 ガーデンハイツ101
債務者 安部由美子
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第924号
仙台市太白区四郎丸字大宮26番地の1 四郎丸市営住宅9棟614
債務者 菊地 一博
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第953号
宮城県多賀城市笠神3丁目2番5—201号
債務者 加藤富士子
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第108号
宮城県石巻市大街道北1丁目6番56号 フェアリープレイス101号
債務者 村上 和希
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和8年（フ）第24号
宮城県気仙沼市古町三丁目3番10号 市営気仙沼駅前住宅1—403
債務者 小野寺 徹也
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和8年（フ）第304号
茨城県ひたちなか市高場4丁目13番地11 レトアグロワール202号
債務者 津久井若葉
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
水戸地方裁判所

令和8年（フ）第519号

代替住所A、旧住所栃木県宇都宮市中今泉1丁目20番9号 ヴィラグランドール401
債務者 山崎 孝政

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第565号

栃木県日光市文挾町89番地12
債務者 梅北 和弘

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第568号

栃木県宇都宮市中里町3016番地9
債務者 菊池 秀一

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第576号

栃木県宇都宮市駒生町1115番地18
債務者 今井 榮吉

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第159号

富山県滑川市上小泉553番地 メゾンマグノリアB棟203
債務者 松島 一義（旧姓 矢野）

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
富山地方裁判所民事部

令和8年（フ）第162号

富山市五艘1416番地7 ケーエスハイム203号
債務者 篠原 哲

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
富山地方裁判所民事部

令和8年（フ）第123号

富山県高岡市駅南3丁目3番11号
債務者 辻原 義直

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和8年（フ）第75号

長野県小諸市東雲五丁目4番1号 市営住宅中松井団地Bー2022
債務者 本江 綾子

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和8年（フ）第41号

静岡県菊川市本所32番地の1（ル・クブルDー101）
債務者 佐藤 奎太

- 1 決定年月日時 令和8年9月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和8年（フ）第164号

三重県津市城山一丁目14番33号 コーポ三友A202、前住所大阪府大阪市浪速区敷津東2丁目6番9ー408号
債務者 高松 文哉

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
津地方裁判所破産係

令和8年（フ）第189号

三重県鈴鹿市長太栄町四丁目4番10号
債務者 吉岡 淳哉

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
津地方裁判所破産係

令和8年（フ）第39号

滋賀県長浜市湖北町山本2815番地
債務者 當山 瑞生

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和8年（フ）第2364号

大阪府八尾市高美町1丁目4番16号 ルフレ八尾、住民票上の住所大津市三大寺8番D4ー405号
債務者 松田 舞

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第3864号

大阪市住吉区苅田9丁目2番21号 レジデンス楠木 503号
債務者 宮元 和浩

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4005号

大阪市西淀川区御幣島6丁目3番29ー205号
債務者 濱田 美貴

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4006号

大阪市西淀川区御幣島6丁目3番29ー205号
債務者 濱田 優輝

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4031号

大阪市都島区中野町4丁目17番16号 第一下前マンション 306号
債務者 小阪 夢姫

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4073号

大阪市生野区新今里3丁目12番15号 ハイッ
ニューパラダイム 203

債務者 西村 高明

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4074号

大阪府大東市南津の辺町20番27号 グランビ
ア南津の辺505号

債務者 北見由紀子

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4204号

大阪市東住吉区住道矢田5丁目11番3号 H
I B I S U東住吉

債務者 奥村 一美

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4293号

大阪市東成区大今里1丁目24番16号

債務者 伊藤 竜也

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4325号

大阪市生野区舍利寺2丁目16番7号 ロイヤ
ル舍利寺 201

債務者 秋山 眞樹

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4406号

大阪市住吉区遠里小野7丁目6番29—608号

債務者 金元大聖こと 金 大聖

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4408号

大阪市住吉区墨江4丁目3番6—702号

債務者 内田 重明

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4417号

大阪市東住吉区南田辺3丁目1番20号 ロイ
ヤル南田辺 202号

債務者 塙 靖子

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4449号

大阪市東淀川区豊新4丁目26番19—201号

債務者 藏所 信次

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4451号

大阪市西成区北津守2丁目5番3—301号

債務者 藤山カルロスこと FUJIIYAMA
NOVAIS CARLOS HIGOR

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4467号

大阪市旭区大宮4丁目4番7号 ジュネス大
宮Ⅱ 307

債務者 奥田健一郎

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4520号

大阪市旭区高殿6丁目24番8号

債務者 山中 智史

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4537号

大阪市西成区玉出西1丁目19番7号 ラハイ
ナ玉出西 202号

債務者 杉谷 里佳

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4547号

大阪市北区本庄東2丁目5番11—703号

債務者 西蔭 宏

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4548号

大阪府東大阪市稲田本町2丁目2番5号 ひ
ばり荘栗の家 208号、前住所大阪府東大阪
市善根寺町3丁目3番10号

債務者 堀口 信治

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4558号

大阪府池田市神田2丁目1番3—202号

債務者 宮崎ひろみ

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4573号

大阪府東大阪市新池島町2丁目12番2号

債務者 山木 忠男

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4677号

大阪府枚方市北中振1丁目13番32—205号、
前住所大阪市北区長柄東2丁目1番24—810
号

債務者 大黒眞理子

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第492号

兵庫県姫路市香寺町溝口488番地20

債務者 浅田 聡

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第57号

島根県出雲市大津町1698番地1

債務者 ムーンライトファクトリー夏目薫こと
中村 秀

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和8年（フ）第68号

島根県出雲市稗原町696番地、旧住所千葉県
市川市本行徳23番2—301号（Liberty）

債務者 高野 里穂（旧姓藤江）

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和8年（フ）第502号

岡山市中区中島33番地5 グリーンコート中
島102号室、旧住所岡山市南区郡974番地 サ
ザンスクエア郡203号室

債務者 早瀬 里紗（旧姓磯島）

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第504号

広島市西区田方2丁目36番9—204号

債務者 山口 一法

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第540号

広島市佐伯区八幡東3丁目29番10—301号

債務者 近木 里紗

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第686号

広島県安芸郡熊野町呉地1丁目8番14—103
号

債務者 平田 未生（旧姓山田）

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第856号

広島市東区中山上2丁目45番11号

債務者 印平 菜南

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第891号

広島市西区南観音7丁目8番16—305号

債務者 山本 健二

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第915号

広島県東広島市西条町寺家4863番地 ジュリ
アス308号

債務者 中原 義士

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第916号

広島県東広島市西条町寺家4863番地 ジュリ
アス308号

債務者 中原 都代

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1547号

福岡県筑紫野市大字隈288番地6

債務者 権藤 真美

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1677号

福岡県宗像市石丸2丁目18番8号

債務者 木下 哲男

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1748号

福岡県那珂川市道善1丁目70番地2 ピナクルDOUZEN—A棟103号

債務者 黒木 千佳

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1768号

福岡市中央区六本松1丁目5番3号、前住所
福岡市中央区六本松2丁目2番6—207号
エンクレスト六本松

債務者 佐藤あずみ

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1807号

福岡市博多区金の隈2丁目2番20—301号
中原コーポ

債務者 松本 寛

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第43号

福岡県みやま市瀬高町小川1226番地1 いた
はしハイツ2番館202号室

債務者 倉富 美樹

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和8年（フ）第448号

大分市大字中戸次5846番地の1 ベル郎慧
205
債務者 河野 智哉
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和8年（フ）第245号
沖縄県うるま市喜仲三丁目15番5号
債務者 大道 政和
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和8年（フ）第106号
栃木県足利市千歳町92番地 セレッソカミー
ノB102
債務者 山崎 康子
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
宇都宮地方裁判所足利支部
令和8年（フ）第128号
千葉県木更津市請西南3丁目18番地 アンビ
エラⅡ 301
債務者 三池田優吾
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和8年（フ）第156号

千葉県君津市下湯江1399番地
債務者 野澤 政貴
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
千葉地方裁判所木更津支部
令和8年（フ）第169号
千葉県君津市人見3丁目23番20号 105
債務者 甲斐 智幸
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
千葉地方裁判所木更津支部
令和8年（フ）第99号
広島県呉市寺本町1番15-201号 メゾンカ
ワマ
債務者 吉本 友里加
1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
広島地方裁判所呉支部
令和8年（フ）第26号
岩手県遠野市早瀬町四丁目9番18号 カーサ
はびねすA103
債務者 高橋 新詞
1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係
令和8年（フ）第344号
新潟市江南区いぶき野1丁目3番7号
債務者 帆苅 寛奈
1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
新潟地方裁判所民事部
令和8年（フ）第367号
新潟市中央区和合町1丁目2番17号 ツイン
チェリー和合町Ⅱ102号
債務者 林 英男
1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
新潟地方裁判所民事部
令和8年（フ）第405号
新潟市東区藤見町1丁目17番1-11号
債務者 大矢より子
1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
新潟地方裁判所民事部
令和8年（フ）第406号
新潟市東区藤見町1丁目17番1-11号
債務者 大矢 直人
1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
新潟地方裁判所民事部
令和8年（フ）第29号
富山県黒部市中新225番地4 ヴィトン 102
号、前住所富山県黒部市田家野2030番地46
債務者 田村 誠
1 決定年月日時 令和8年9月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
富山地方裁判所魚津支部

令和8年（フ）第301号

静岡県磐田市豊岡6364番地 メゾンカンパー
ニユ103
債務者 山本久美子
1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和8年（フ）第324号
静岡県浜松市中央区渡瀬町172番地 ルピナスⅡ 203号、前住所静岡県浜松市中央区植
松町256番地の2 アップル第3マンション
101
債務者 吉田 真吾
1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和8年（フ）第352号
静岡県浜松市中央区曳馬三丁目7番1号
コーポリバーサイドⅡ 101号室
債務者 藤澤 則子
1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和8年（フ）第69号
三重県名張市緑が丘中295番地
債務者 米田 智子（旧姓北森）
1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和8年（フ）第70号

三重県名張市東田原2590番地1 ビレッジハウス名張1号棟507号
債務者 謝敷 勝

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和8年（フ）第53号

滋賀県長浜市川道町2694 介護老人保健施設琵琶、住民票上の住所滋賀県長浜市小堀町250番地35
債務者 岡田 憲子

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和8年（フ）第696号

神戸市兵庫区駅南通2丁目1番5—212号
債務者 山中 瑠璃

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第746号

神戸市中央区東雲通4丁目1番18—701号
債務者 森井 幸平

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第780号

神戸市兵庫区荒田町1丁目5番8号 キドビル701
債務者 大下 祐子（旧姓中村）

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第204号

兵庫県宝塚市清荒神2丁目2番18号 グレイスマンション3番館30A号室、前住所福岡県宗像市日の里1丁目23番地3
債務者 若松 厚志

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和8年（フ）第145号

鳥取県米子市三本松1丁目9番2号 101号
債務者 糸田 雄大

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和8年（フ）第293号

愛媛県松山市和泉北3丁目5番17号 ファインビレッジ軽井沢
債務者 松下イサミ

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
松山地方裁判所民事部

令和8年（フ）第314号

愛媛県松山市永木町1丁目7番地5 レイス永木町102号
債務者 平石 守男

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
松山地方裁判所民事部

令和8年（フ）第95号

大分県宇佐市大字金屋339番地の1 市営十三掛田地200棟206号
債務者 東本 海洋

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和8年（フ）第336号

宮崎市大字本郷北方4218番地11
債務者 中村 仁

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和8年（フ）第340号

宮崎市高洲町244番地1 リエゾン403号
債務者 児玉真奈美

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和8年（フ）第48号

宮崎県串間市大字南方990番地15 ヒロコーポ202、前住所宮崎県串間市大字西方9410番地
債務者 徳井 明美

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
宮崎地方裁判所日南支部

令和8年（フ）第252号

石川県河北郡内灘町字千鳥台2丁目281番地
債務者 アトリエまい縫夢こと日高真由美

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月9日まで
金沢地方裁判所民事部

令和8年（フ）第238号

福井市加茂河原3丁目12番25号 エバークレイス101
債務者 和田 奈美

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月9日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第240号

福井市花堂北1丁目6番16号 エルシー花堂102
債務者 松浦 大地

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月9日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第242号

福井市花堂東2丁目901番地 コーポチェリッシュB202、旧住所福井県坂井市三国町緑ヶ丘5丁目6番10号 グランシーサイド三国 202号室
債務者 永友 由紀（旧姓西村、木村、國見）

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月9日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第257号

徳島県徳島市南昭和町5丁目52番地の5 カ
レッジハウス2001 2C、旧住所徳島県鳴門
市鳴門町三ツ石字南大手53番地1
債務者 橋本 昂汰

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月9日まで
徳島地方裁判所民事部

令和8年（フ）第260号

徳島県徳島市八万町式丈40番地の1 第二阿
波ビル 302号室
債務者 山ノ井咲希

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月9日まで
徳島地方裁判所民事部

令和8年（フ）第117号

栃木県小山市大字出井1191番地3
債務者 佐藤 清高

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和8年（フ）第770号

京都市南区吉祥院西ノ内町11番地 バルシェ
西ノ内506
債務者 齊藤 詩衣

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第983号

京都市右京区梅津徳丸町18番地1 梅の宮マ
ンション205号
債務者 遠山 香

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第988号

京都市西京区川島滑樋町2番地 ニュー
シャープ 207、前住所京都市下京区西七条
掛越町27番地 グランドール西大路413号
債務者 安多 和久

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第137号

島根県松江市大庭町1331番地1 八重垣団地
10号棟1022号
債務者 藤原 和幸

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
松江地方裁判所民事部

令和8年（フ）第228号

長崎県長崎市金堀町14番19号
債務者 今田 剛

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第868号

広島県廿日市市佐方497番地1 202
債務者 浜岡 恵利

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月2日まで
広島地方裁判所民事第4部

破産手続廃止

令和7年（フ）第1998号

福岡市城南区南片江五丁目4番16号
破産者 株式会社ミモザ

- 1 決定年月日 令和8年8月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第188号

山梨県山梨市牧丘町牧平16
破産者 株式会社オプトバル

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第1067号

福岡市中央区舞鶴二丁目2番3号
破産者 株式会社中央録音システム

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第879号

福岡県宗像市赤間駅前一丁目5番12号
破産者 日本ドローンビジネスコンサルタント
株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1177号

福岡市中央区大名二丁目1番50—201号
破産者 株式会社シェテル

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第141号

鹿児島県伊佐市大口上町22番地7
破産者 株式会社ふくしま

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和8年（フ）第13号

鹿児島県霧島市国分中央三丁目7番11号 久
保ビル1 1F
破産者 株式会社OCTO

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和8年（フ）第143号

福岡市東区箱崎一丁目28番14号ロマネスク箱
崎805号
破産者 株式会社智裕スタイル

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第915号

熊本市北区龍田陳内二丁目28番21号
破産者 華龍国際産業株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第115号

仙台市青葉区上杉三丁目3番8号
破産者 株式会社日本通信

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年（フ）第738号

千葉県千葉市中央区仁戸名町637番地1 L i k e s 仁戸名町A棟101号、開始決定時の住所栃木県さくら市氏家3159番地2 リエス さくら駅東204

破産者 高橋 圭太

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第738号

栃木県宇都宮市野沢町440番地9 コーポフォレストA101、前住所栃木県宇都宮市上金井町802番地6

破産者 関根伸一郎

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第262号

栃木県宇都宮市鶴田町173番地2

破産者 神山 侑亮

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第46号

栃木県足利市鹿島町445番地8

破産者 イーエムケー有限会社

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年（フ）第860号

埼玉県三郷市戸ヶ崎一丁目184番地2

破産者 株式会社重野型枠

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年（フ）第901号

埼玉県春日部市上蛭田260番地1

破産者 株式会社小竹商会

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第67号

埼玉県越谷市大道364番地2

破産者 株式会社吉田架設

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第188号

埼玉県草加市松江六丁目8番2号

破産者 有限会社柴野製作所

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第81号

千葉県木更津市永井作2丁目1番10号

ビューラーサンモール205

破産者 志村 孝友

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所木更津支部

令和8年（フ）第114号

千葉県袖ヶ浦市飯富2754番地 市営住宅2ー8号

破産者 鈴木 博文

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年（フ）第1432号

東京都稲城市平尾三丁目4番地の8

破産者 I・T・Bサポート株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第211号

和歌山県岩出市西国分186番地の1

破産者 有限会社大豆畑

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第38号

東京都中央区銀座1ー24ー1 銀一パークビル

破産者 株式会社リエゾン

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（フ）第146号

大分市中鶴崎一丁目4番15号

破産者 光希工業株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（フ）第178号

青森県弘前市大字東城北一丁目5番地17

破産者 有限会社東奥ガス圧接

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

青森地方裁判所弘前支部

令和7年（フ）第1643号

神奈川県藤沢市今田680番地の13

破産者 株式会社ReviveHome

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第945号

東京都中央区日本橋小伝馬町10番8号

破産者 コスモスワンダーランド株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第73号

愛知県豊橋市神野新田町字ハノ割3番地26

破産者 株式会社浅海

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年（フ）第4723号

大阪府中央区谷町5丁目5番2ー514号

破産者 株式会社E K I M U

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和8年（フ）第315号

福岡県太宰府市朱雀4丁目16番17ー301号

破産者 松尾美津穂（旧姓林田）

- 1 決定年月日 令和8年9月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第436号

福岡県太宰府市五条1丁目8番6ー310号、前住所福岡県福岡市早良区城西1丁目8番40ー307号

破産者 舞島 修

- 1 決定年月日 令和8年9月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第451号

福岡県糟屋郡粕屋町内橋東1丁目7番20号
ソーサ内橋東 101号
破産者 吉川 愛理
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第489号

福岡県朝倉郡筑前町新町195番地
破産者 中牟田法子
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第585号

福岡市城南区荒江1丁目23番29—301号 レジデンスあや
破産者 小川 大吉
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第669号

福岡市南区塩原3丁目16番7—502号 ソネット21、前住所福岡市南区大橋2丁目1番16号 レインボービル1—705号（旧住所）福岡市中央区桜坂3丁目1番1—901号 エバーライフ桜坂
破産者 行武 由美
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第731号

福岡市城南区七隈7丁目28番10—207号 エトウワール
破産者 小山田清子

1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第806号

福岡市東区多の津4丁目12番36号 ジョイハウス多の津507号
破産者 荒巻 大祐
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第917号

福岡市東区西戸崎2丁目14番3—506号 市営西戸崎住宅3棟
破産者 前田 優子
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1011号

福岡市中央区笹丘1丁目28番31—504号 ヴィクトリア友泉
破産者 田中 幹大
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1019号

福岡市早良区室見4丁目14番10—201号 ベルドミール室見ⅠⅠ
破産者 富井 英樹
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1082号

福岡県糟屋郡粕屋町内橋東1丁目23番10号 エルディム峯川 202号
破産者 渡邊 美穂（旧姓梶原）
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1113号

福岡県朝倉郡筑前町原地藏2163番地4
破産者 小出 京子
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1137号

福岡県古賀市今の庄1丁目26番43号
破産者 吉武 俊伸
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第69号

山梨県北杜市須玉町若神子2600番地1
破産者 政門 孝宏
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第75号

山梨県韭崎市中央町14番17号 フォレストコートYOSHIB
破産者 宮本 恵美
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第140号

山梨県甲府市朝気2丁目1番18号
破産者 パブルヴオンこと 結城 秀紀
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第431号

福岡市博多区麦野5丁目22番8—107号 ビバリーハウス南福岡Ⅱ
破産者 伊藤 尚哉
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第776号

福岡県宗像市自由ヶ丘西町2番地12
破産者 石田 賢司
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第880号

福岡県宗像市石丸1丁目7番24—701号
破産者 星山民枝こと 妻 民枝（BAEMINJI）
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1178号

福岡市東区香椎駅前1丁目3番15—809号 香椎エクセル13、前住所福岡市東区香椎照葉7丁目1番26号、福岡市中央区六本松3丁目16番33—805号 グランドソレイユ護国神社前
破産者 佐川 貴典
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第17号

鹿児島県霧島市国分中央三丁目23番10—1205号 トーカンマンション国分
破産者 八重尾男樹

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和8年（フ）第30号

鹿児島県霧島市国分中央三丁目46番12—501号 ロイヤルシティ国分駅前、前住所鹿児島県霧島市国分府中1番地1
破産者 地藏堂恵理

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和8年（フ）第56号

鹿児島県始良市東餅田662番地
破産者 秋丸 紘一

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和8年（フ）第57号

鹿児島県始良市平松5851番地
破産者 内山健一朗

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和8年（フ）第111号

山梨県甲斐市富竹新田227番地1 ウエストウッドヴィレッジ 1—103
破産者 小松 竜也

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第126号

山梨県甲斐市西八幡506番地
破産者 小林 保彦

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第355号

福岡市東区箱崎1丁目28番14号 ロマネスク箱崎805号
破産者 下條 智裕

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第424号

福岡県久留米市東櫛原原町2087—12、破産開始決定時の住所福岡市中央区薬院1丁目10番2—603号 レジディア薬院大通
破産者 飯田 紗英（旧姓藪野）

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1173号

福岡市城南区堤2丁目10番17—702号 ラフェリアーナ城南
破産者 齋藤 純

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年（フ）第119号

鹿児島県始良市平松3007番 障がい者グループホームきら星、住民票上の住所鹿児島県薩摩郡さつま町船木1390番地3
破産者 山崎 忠仁

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和8年（フ）第57号

盛岡市西見前11地割244番地 パミドール101号、前住所宮城県名取市美田園三丁目21番地の6 レオネクストNAKAZAWA105号
破産者 久保田雄太

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年（フ）第1453号

仙台市青葉区荒巻神明町20番27号 パルタウン神明102、開始決定時の住所仙台市青葉区川平4丁目26番23号
破産者 師岡 信広

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第1536号

仙台市宮城野区鶴ヶ谷北2丁目11番18号 プレリュードミサワⅢ—101、開始決定時の住所仙台市泉区将監7丁目10番8号 メゾンドメープル将監202
破産者 長田ふみえ

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第386号

仙台市宮城野区福住町11番地の11 アルカディア福住103
破産者 小野寺あゆみ

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第486号

仙台市若林区沖野7丁目42番36号
破産者 佐々木勝則

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第514号

仙台市宮城野区苦竹1丁目10番15—211号
破産者 清水 葵衣

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第526号

仙台市青葉区上杉1丁目16番4—801号
破産者 山口 康輔

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第47号

栃木県足利市福居町1168番地7 らくらくほーむ倉の郷、前住所栃木県足利市小俣町1550番地8
破産者 石井 恵美子

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和8年（フ）第65号

栃木県足利市松田町2291番地1
破産者 吉田クリーニング店こと 吉田 久雄

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和8年（フ）第66号

栃木県佐野市奈良瀬町320番地4 みやざき
アパート
破産者 鶴岡 政彦

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和8年（フ）第69号

栃木県足利市猿田町11番地26、前住所栃木県
佐野市若宮下町9番地17 ディアマンテK
B202
破産者 キッチン麺とカレ、麺屋せんくうこと
五味 薫

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年（フ）第861号

埼玉県三郷市戸ヶ崎1丁目184番地2
破産者 重野 松男

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第68号

埼玉県越谷市千間台西6丁目19番地32
破産者 吉田 政一

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第123号

埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根918番地8 メゾ
ンダージュボ207
破産者 米澤 孝

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第174号

埼玉県八潮市大字大原662番地 パークウエ
スト101
破産者 神永侑一郎

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第187号

埼玉県越谷市北越谷2丁目27番22号 リビン
グタウン北越谷B302
破産者 吉田 光作

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第189号

埼玉県草加市稲荷4丁目26番27号 コーポ新
橋202号、旧住所埼玉県草加市松江6丁目8
番2号
破産者 柴野 由一

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第226号

埼玉県越谷市七左町7丁目25番地14
破産者 藤原 昭憲

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第241号

埼玉県越谷市新越谷1丁目9番地10
破産者 石川 正幸

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第70号

長野市大字北尾張部1番地33
破産者 高橋 倫

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第74号

静岡県掛川市杉谷南2丁目6番地3 ベリエ
シティⅠ 101号室、開始決定時の住所静岡
県掛川市緑ヶ丘2丁目18番地の14
破産者 桑原志保子

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和7年（フ）第311号

愛知県岩倉市東新町仲浦1番地1 岩倉団地
14棟109号
破産者 坂口めぐみこと SAKAGUCHI
IVANIR MEGUMI

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和8年（フ）第84号

愛知県一宮市萩原町中島字道場東切2149番地
破産者 島 英倫

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和8年（フ）第115号

愛知県岩倉市大地新町一丁目80番地 ホワイ
トキャッスル岩倉Ⅱ103号
破産者 村林 賢治

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年（フ）第3859号

大阪府茨木市沢良宜西1丁目3番3号 マン
ション南茨木 707号、前住所大阪府茨木市
元町6番28号 レーヴ茨木元町 102号
破産者 渡 慎之介

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第288号

大阪府東大阪市友井4丁目5番5号 クルッ
クスⅡ棟 102号室
破産者 片山 知瞭

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第265号

和歌山市有本577番地30、開始決定時の住民票上の住所和歌山市田中町5丁目4番地16
破産者 篠原 純子

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（フ）第356号

和歌山市中島387番地10
破産者 A C R A F Tこと パラレルアイズこと 前田 和紀

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第39号

和歌山県海南市日方810番地8 コートデماغノリア2棟 102号、前住所東京都江東区有明1丁目4番20—620号

- 破産者 金森 史
- 1 決定年月日 令和8年9月4日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第80号

和歌山市西315番地3、前住所和歌山市冬野484番地
破産者 将光電気こと 岩崎 将弥

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第81号

和歌山市西315番地3、前住所和歌山市冬野484番地
破産者 岩崎 悠乃

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第121号

和歌山市昼屋町21番地8
破産者 大上 英司

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第122号

和歌山市今福5丁目2番37号
破産者 笠井 敏克

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第151号

和歌山市福島79番地14
破産者 木本美由紀

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（フ）第893号

広島県安芸郡熊野町萩原7丁目13番6号
破産者 西村 康博

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第894号

広島県安芸郡熊野町萩原7丁目13番6号
破産者 西村 柳子

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第319号

広島県廿日市市河津原895番地
破産者 長尾 雅寛

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第440号

広島県廿日市市原1267番地263
破産者 プロGRESSOこと 山本 貴志

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第448号

広島市安佐南区安東3丁目7番12—2号
破産者 真浦 忠司

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第11号

広島県尾道市因島重井町2670番地2
破産者 Smile Labこと 藤井 千晶

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和7年（フ）第2475号

福岡市博多区住吉2丁目17番13—602号
ヴィア秋月
破産者 高橋タンクこと 高橋 通善

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第2561号

福岡市東区香椎駅東1丁目10番43号、前住所福岡市東区香椎2丁目10番15号 シティライフ 香椎86 201号
破産者 澤久 邦子

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第416号

福岡市博多区築港本町6番22—906号 KDXレジデンス天神東Ⅱ
破産者 中村 彰悟

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第445号

福岡県那珂川市松原7番25—906号 エバーライフ博多南屯番館
破産者 日野岡樹里

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第530号

福岡市博多区博多駅南3丁目5番13—906号ライオンズプラザ博多駅南
破産者 高橋 勝也

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第537号

福岡市博多区博多駅前4丁目31番3—302号
ダイアパレス博多駅前
破産者 峰 恵理
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第762号

福岡市博多区博多駅南3丁目16番13—801号
フレース
破産者 永吉 道也
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第781号

福岡県朝倉郡筑前町新町441番地1 ひまわりハウス武井式番館103号
破産者 平田 徳男
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第861号

福岡市東区土井3丁目4番10—207号 アトランティ土井
破産者 古川 雄基
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第872号

福岡市博多区比恵町1番12—701号 ル・ポルト・ボヌール
破産者 宇都宮 惇

1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第951号

福岡県糸島市志摩新町496番地2、前住所群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢2032番地2172 AREA軽井沢104
破産者 岡本 淳治
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1023号

福岡市早良区野芥2丁目29番22—101号 フルールA棟
破産者 梅野 晃輝
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1080号

福岡市南区松原5丁目16番24—606号 エクレール松原Ⅱ
破産者 永尾 敢也
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1098号

福岡県大野城市山田2丁目14番1—203号
破産者 堺 遼
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1163号

福岡市早良区原6丁目10番1—506号 ドリームライツ原
破産者 真次 浩二
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年（フ）第2号

大分市大字中戸次4076番地8棟304号、開始決定時の住所大分県別府市大字南立石871番地の1シャルマンヴィルE棟101号
破産者 熊谷 智徳
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（フ）第189号

青森県弘前市大字東城北一丁目5番地17
破産者 布施 博之
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和8年（フ）第27号

青森県弘前市大字大町一丁目24番地2 ソレイユ・K 103号、旧住所青森県弘前市大字品川町106番地 シャーメゾンブリーズ103号
破産者 棟方 典子
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和8年（フ）第9号

秋田県大仙市豊岡字上野18番地12
破産者 佐川 晃平
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

令和8年（フ）第11号

秋田県大仙市新谷地字吉清館21番地4
破産者 佐藤 武
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

令和8年（フ）第27号

秋田県仙北市角館町岩瀬下夕野4番地9
破産者 藤元 瑛久
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

令和8年（フ）第946号

横浜市栄区犬山町73番10号
破産者 小野 雅弘
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第1007号

神奈川県藤沢市鶴沼松が岡1丁目12番15号 アスール松が岡103
破産者 小林 好孝
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第1008号

横浜市鶴見区潮田町2丁目129番地3 パウロニアバレーテイク9鶴見502号
破産者 尾仲 尚樹
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第1244号
横浜市南区清水ヶ丘249番地 プレカーレミキ301
破産者 駒谷 雄大
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第1249号
横浜市港南区上大岡西1丁目15番1—2503号
破産者 鈴木 純子
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第1273号
横浜市保土ヶ谷区峰沢町137番地4 コートレジデンス三ツ沢上町102号
破産者 加藤 宙航
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第1353号
横浜市港北区樽町3丁目7番53—1020号
破産者 西村 奈々
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第9号
福井県敦賀市松島町2番5—4号
破産者 小谷 奈津希
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和8年（フ）第74号
愛知県豊橋市神野新田町字ハノ割3番地26
破産者 浅海 真知子
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和8年（フ）第103号
愛知県豊橋市下地町字北村83番地ユトリロサニー310
破産者 岩瀬 由典
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年（フ）第162号
滋賀県東近江市沖野二丁目8番5号 メゾンフレンズ103号室
破産者 元持まり子
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和8年（フ）第78号
滋賀県彦根市正法寺町110番地122
破産者 福本 領司
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和7年（フ）第5341号
大阪市此花区春日出中2丁目17番3号、前住所大阪府枚方市市屋敷元町2丁目19番20—104号
破産者 射場 悠介

1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第592号
大阪府吹田市岸部北2丁目19番17号 (102)
破産者 出口建装こと 出口 凌也
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1206号
大阪府茨木市中総持寺町10番10号 ノアビル205号
破産者 アスリートこと 祖父江力斗
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第29号
岡山県津山市宮脇町7番地
破産者 内田 唯人
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和7年（フ）第40号
山口県周南市横浜町16番40号、前住所山口県周南市大字徳山10587番地の48 グランペール遠石老番館102号
破産者 久田 秀樹
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和8年（フ）第113号
徳島県吉野川市山川町御饌免51番地 西山団地 26号
破産者 中谷 亮太
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

免責許可決定

令和8年（フ）第1094号
福岡市南区的場1丁目4番35—203号 フジトミハイツ
破産者 冲高 廣
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1097号
福岡市博多区石城町7番9—917号 グランフォーレ博多ウォーターフロント
破産者 高原 彩歌
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1134号
福岡県朝倉市甘木1183番地2 R T A新宿通り202、前住所福岡県朝倉市甘木2436番地1 レオパレスgraceM 208
破産者 松尾 修吾
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1170号
福岡県春日市宝町4丁目41番地1 春日ロアビル301号
破産者 児島 敬子
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1182号
福岡市早良区有田団地8番306号
破産者 野田 清敬
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1183号
福岡市早良区有田団地8番306号
破産者 野田 由紀
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1201号
福岡市城南区長尾4丁目15番6号 メゾンドエヌA棟102号
破産者 野平 友子
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1213号
福岡県古賀市花鶴丘2丁目1番13—801号
破産者 横田 保
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1218号
福岡市西区生の松原1丁目4番22—6号 生の松原ニュータウン
破産者 中川 麻美
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1227号
福岡市南区高木2丁目25番8号
破産者 宮島 秀俊
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1230号
福岡県大野城市栄町2丁目5番24—201号
破産者 岩谷 涼子
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1231号
福岡市早良区田村3丁目5番24—103号 レオパレス エミネンスⅠⅠ
破産者 伊藤 佑香
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1241号
福岡市博多区立花寺2丁目25番10—402号 ニューベリーヒルズ空港南
破産者 上野 禎仁
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1245号
福岡市博多区神屋町5番9—307号 ルネッサンス21博多
破産者 青山 雲花
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1246号
福岡市博多区博多駅南3丁目2番27—605号 ヒューマンズ博多駅南
破産者 関山 実結
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1248号
福岡市博多区上牟田1丁目9番8—203号 ブチ・メゾン幸
破産者 川橋梨華子
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1255号
福岡市城南区梅林2丁目22番10号 Profumo T 202号
破産者 野田 頌子
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1263号
福岡県糟屋郡久山町大字山田393番地269
破産者 竹川 知子
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1273号
旧住所 熊本市南区田井島2丁目2番41号
破産者 中村 萌
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1274号
福岡市博多区吉塚3丁目13番34—201号 Oak Forest
破産者 阿部みゆき
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1279号
福岡県古賀市天神1丁目3番11—506号、前住所福岡県古賀市花見東7丁目12番12号
破産者 新海 裕子
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1286号
福岡市西区姪の浜6丁目5番7号 フォルム姪浜Ⅱ 403号
破産者 河原 健紀
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1301号
福岡市城南区干隈1丁目14番10号 サザンフォレスト干隈 102号
破産者 植木美智子
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第358号
大分市政所2丁目3番15号 インテリジェントコーポⅡB104
破産者 井上 浩二
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第172号
山梨県笛吹市一宮町北都塚193番地1
破産者 佐久間弘恵
1 決定年月日 令和8年9月3日
2 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第34号
静岡県菊川市本所1199番地の3（双里館1F）、前住所静岡県菊川市堀之内1423番地（杉浦マンション203）
破産者 望月 優一
1 決定年月日 令和8年9月3日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和8年（フ）第35号
静岡県御前崎市池新田4173番地の1
破産者 水野真喜也
1 決定年月日 令和8年9月3日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和8年（フ）第1235号
福岡市城南区東油山4丁目12番13号
破産者 鶴 雄介（旧姓金田）
1 決定年月日 令和8年9月3日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第293号
大分市原新町13番32号 プレステージア原新町108
破産者 河野 悠大
1 決定年月日 令和8年9月3日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第821号
札幌市中央区宮の森3条12丁目2番26号 エレガンス宮の森102号
破産者 松原 ゆう（旧姓伊藤、中島）
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第918号
札幌市西区琴似1条6丁目2番32—303号
破産者 亀岡 友理（旧姓村上）
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1008号
北海道江別市野幌町50番地の4 ニコルハイツ野幌駅前201
破産者 佐藤つばさ
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1029号
札幌市厚別区厚別中央1条4丁目3番6—408号
破産者 吉田ちはる
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1058号
札幌市厚別区青葉町16丁目2番23号 ヴェルディ青葉E202号
破産者 吉田 成光
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1067号
札幌市西区西野1条5丁目1番50—206号、開始決定時の住所札幌市西区山の手4条4丁目3番1—401号
破産者 福田真奈美
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1092号
札幌市豊平区西岡4条3丁目8番10—405号
破産者 大山 若子
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1099号
札幌市北区北37条西2丁目2番15—110号
破産者 安藤 澄恵
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1118号
札幌市西区琴似2条6丁目1番35—311号
破産者 乾 和樹
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1125号
札幌市豊平区美園5条8丁目2番10号 ワイメアステージ美園B—6号
破産者 高橋 勇樹
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1155号
札幌市手稲区手稲本町2条2丁目1番33号
うるおいの家手稲本町117号
破産者 下田 満
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1159号
札幌市中央区南8条西1丁目13番地11 ハイップラザ81—308号
破産者 森田 稔矢
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1160号
北海道江別市美原1401番地
破産者 嶋田 道子
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1166号
札幌市中央区南20条西13丁目2番20—602号
破産者 熊谷 友太
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1173号
札幌市白石区本郷通6丁目北5番32—405号
破産者 大和田 貢
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1174号
札幌市白石区本郷通6丁目北5番32—405号
破産者 大和田久美子
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1191号
札幌市北区北28条西14丁目1番12号 北新ビル
破産者 山形 昇喜
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1192号
札幌市北区北28条西14丁目1番12号 北新ビル
破産者 山形百合子
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1212号
札幌市豊平区中の島2条2丁目6番18号 ノーブルハイム302号
破産者 吉田 灯
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1216号
札幌市北区新川西3条5丁目13番38—102号
破産者 高野 了一
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1257号
札幌市北区北27条西2丁目2番16号 ライフステージ北27条102号
破産者 赤坂 ルミ
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1288号
札幌市豊平区西岡2条1丁目2番48—201号
破産者 土田 皓大
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第210号
盛岡市松尾町18番9号 森アパート3号
破産者 齋藤 高男
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年（フ）第233号
岩手県岩手郡葛巻町葛巻第20地割18番地4 教員住宅堀の内上団地5号
破産者 前川 希（旧姓沢口）
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年（フ）第237号
盛岡市北々顔瀬町12番41号 谷藤下宿、前住所盛岡市下飯岡15地割312番地 1号
破産者 佐々木彦則
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年（フ）第9号
宮城県気仙沼市長磯鳥子沢40番地13
破産者 吉田 漸
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和6年（フ）第688号
栃木県宇都宮市築瀬4丁目3番1号 エトワール宇都宮第5 810号室、開始決定時の住所栃木県真岡市砂ヶ原288番地
破産者 田所 隆太
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年（フ）第738号
千葉県千葉市中央区仁戸名町637番地1 Likes仁戸名町A棟101号、開始決定時の住所栃木県さくら市氏家3159番地2 リエスさくら駅東204
破産者 高橋 圭太
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第580号
栃木県宇都宮市下戸祭2丁目18番6号 コーポオオプチ201、開始決定時の住所栃木県宇都宮市下戸祭2丁目18番15号
破産者 柳田 慎治
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第738号
栃木県宇都宮市野沢町440番地9 コーポフォレストA101、前住所栃木県宇都宮市上金井町802番地6
破産者 関根伸一郎
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第262号
栃木県宇都宮市鶴田町173番地2
破産者 神山 侑亮
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第663号

さいたま市岩槻区上野3丁目10―32 ヒルサイドⅡ 101、住民票上の住所さいたま市岩槻区大字本宿54番地4
破産者 百戸 浩一

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第907号

さいたま市緑区大字三室2459番地1 メゾン萩の台301号
破産者 井土 秀久

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第908号

埼玉県川口市大字里1448番地の17 ポルテフォルトゥーナ川口里102号
破産者 小島 由紀

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第928号

さいたま市浦和区北浦和1丁目18番2号 ランプレム天王山207
破産者 渋谷みどり

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第1085号

埼玉県幸手市大字下川崎276番地19
破産者 和田 真理（旧姓福田）

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第1093号

さいたま市大宮区三橋4丁目591番地1
破産者 藤川 大貴

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第1103号

埼玉県戸田市笹目5丁目11番地の24
破産者 戸田 将平

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第1115号

さいたま市南区太田窪2丁目6番16―102号
破産者 村上 沙織

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第1150号

さいたま市桜区町谷3丁目19番3―103号、旧住所さいたま市桜区山久保1丁目12番15号
破産者 三浦 友子

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第26号

千葉県袖ヶ浦市蔵波台5丁目2番地25 ピラ寿2 201号、開始決定時の住所千葉県袖ヶ浦市代宿1084番地2
破産者 中川 智

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉県地方裁判所木更津支部

令和8年（フ）第81号

千葉県木更津市永井作2丁目1番10号
ビューラーサンモール205
破産者 志村 孝友

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉県地方裁判所木更津支部

令和8年（フ）第108号

千葉県富津市花輪27番地
破産者 山野井かよ子

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉県地方裁判所木更津支部

令和8年（フ）第114号

千葉県袖ヶ浦市飯富2754番地 市営住宅2―8号
破産者 鈴木 博文

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉県地方裁判所木更津支部

令和8年（フ）第118号

千葉県木更津市朝日2丁目1番8号 ツユザキ荘A―3
破産者 玉田 豊

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉県地方裁判所木更津支部

令和8年（フ）第40号

長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町1841番地4
破産者 加藤 美弓

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

令和8年（フ）第52号

長野県小諸市西原336―8 クレストールB102号室、住民票上の住所長野県小諸市大字諸265番地
破産者 武田 道也

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

令和8年（フ）第109号

長野県大町市大町2548番地1 イーストパイン202
破産者 荻野 寿也

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和8年（フ）第112号

長野県松本市大字寿豊丘599番地57 コモンハウスヒラバヤシ101号
破産者 平林 裕基

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和8年（フ）第115号

長野県松本市井川城1丁目6番11号
破産者 山崎 英美

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和8年（フ）第124号

大阪府大阪市浪速区恵美須東2丁目8番7―405号、開始決定時の住所長野県松本市清水1丁目3番19号
破産者 清水 陸翔

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和8年（フ）第132号

長野県松本市大字寿豊丘535番地4
破産者 前野 明男

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和8年（フ）第396号

愛知県あま市上萱津西ノ川8 好生館病院、住民票上の住所名古屋市中茶屋1丁目35番地の6 市営西茶屋荘8棟502号
破産者 藤沢 玲子

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第91号

愛知県安城市桜町4番28号 パレス安城203
破産者 大場 晋作

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第213号

愛知県豊田市大林町9―132 第3大林和風寮3424号室、住民票上の住所愛知県西尾市吉良町上横須賀上町東47番地 マルタガーデンNorth67号室
破産者 橋内 唯佑

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第234号

愛知県安城市百石町2丁目13番地11
破産者 夏目 友宏

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第253号

愛知県高浜市八幡町三丁目5番地28
破産者 松下 隼斗

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第257号

愛知県刈谷市今川町土取60番地2 フォーブル今川201号

破産者 小室 憂子

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第260号

愛知県安城市藤井町蟻塚45番地2

破産者 大西 正成

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第265号

愛知県西尾市徳次町地蔵31番地 スカイコート徳次A203号室、前住所千葉県市川市相之川1丁目14番8―302号（kihachwest）

破産者 石神 琴音（旧姓赤堀）

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第266号

愛知県岡崎市明大寺町字耳取63番地6 レオパレスリナフェリーチェ 303、前住所愛知県豊田市十塚町4丁目51番地 十塚コーラス102号

破産者 新里 元

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第271号

愛知県知立市新林町平草50番地1 シェリールA302号

破産者 千葉 純数

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第276号

愛知県高浜市青木町五丁目7番地13 エスペランタ高浜203号

破産者 森本 明香

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第277号

愛知県岡崎市数田1丁目10番地27

破産者 古田 雄一

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第287号

愛知県岡崎市大樹寺3丁目20番地11 エクシヴ大樹1 206、前住所愛知県岡崎市井内町字西浦23番地1 エクセルオオタ 102

破産者 堀 恭太

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第289号

愛知県岡崎市竜泉寺町字下北野尻101番地1、前住所愛知県豊田市上郷町2丁目6番地10

破産者 田中 清子

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第323号

愛知県知立市谷田町宝土19番地1 ラフォルテ美術館103号、前住所愛知県豊橋市曙町字測点118番地の7

破産者 遠藤 英之

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第331号

愛知県刈谷市半城土中町3丁目19番地11、申立時の住所愛知県刈谷市半城土西町3丁目1番地12 DUPLEX菊水B棟105号

破産者 小嶋 沙織

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第349号

愛知県岡崎市赤浜町字下池6番地 サンハイツ下池 108

破産者 照屋 琢

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第28号

京都府京丹後市網野町下岡1133番地 市営住宅松岡団地 20号

破産者 平野 眞里

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

令和8年（フ）第277号

兵庫県神崎郡福崎町福田439番地5 レオパレス福崎112号

破産者 迫田 有紀

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第308号

兵庫県加古郡稲美町北山1264番地

破産者 前田弘樹（成年後見人 林泰男）

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第322号

兵庫県姫路市飾磨区中浜町2丁目75番地アメージングエステートB号

破産者 石田 妃奈

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第331号

兵庫県姫路市五軒邸2丁目124番地東荘1―2

破産者 森元 広美

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第334号

兵庫県神崎郡福崎町西治41番地1 サンワブラザ福崎1 216号

破産者 岸本俊一郎

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第336号

兵庫県姫路市御国野町西御着612番地10、従前の住所兵庫県姫路市御国野町西御着569番地

破産者 大矢 和博

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第339号

兵庫県姫路市飾磨区恵美酒85番地2 202、従前の住所兵庫県宍粟市山崎町横須112番地1

破産者 半田 菜月

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第340号

兵庫県姫路市飾磨区中島1139番地52

破産者 笑酒屋ひろくんこと 中田 利恵

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第348号

兵庫県姫路市大塩町874番地1―3、従前の住所兵庫県姫路市大塩町859番地1 アーバンハイツ梶原A102

破産者 岡崎亜莉沙

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第352号

兵庫県姫路市大善町75番地 クリーンピア大善町203

破産者 木村 和美

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第76号

和歌山市粟1番地4 103

破産者 上野 美穂

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第184号

和歌山県岩出市森201番地の51、前住所和歌山県岩出市根来104番地の23

破産者 山本商会こと 山本 勝夫

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第185号

和歌山県岩出市森201番地の51、前住所和歌山県岩出市根来104番地の23

破産者 山本商会こと 山本 和子

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第216号

和歌山市六十谷317番地4 F Kマンション301

破産者 本岡 耕司

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第233号

和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地6
県住1－2－20

破産者 小池 雅依

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第239号

和歌山県紀の川市名手市場1387番地
破産者 中野 美保

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第242号

和歌山市島橋南ノ丁3番20号
破産者 神林 寛樹

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第21号

広島県三次市三次町1891番地（西和荘2号室）、
前住所広島県三次市南畑敷町186番地1（
ベルメゾン南畑敷104号）

破産者 落合 秀樹

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和8年（フ）第23号

広島県安芸高田市向原町坂221番地9 セトル
向原102号

破産者 青掛 翔也

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和8年（フ）第24号

広島県庄原市東城町福代1番地1
破産者 池田 和正

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和8年（フ）第26号

広島県庄原市口和町永田912番地3 宮下ハイツ
住宅B棟1号室、前住所広島県広島市西区
南観音町22番6－405号

破産者 竹長 利

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和8年（フ）第28号

広島県庄原市西城町入江320番地1 入江公
営住宅6号

破産者 西村 瑞穂

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和8年（フ）第71号

長崎県諫早市栗面町814番地1 共同住宅あ
かり2号

破産者 関 一男

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和8年（フ）第16号

熊本県山鹿市杉949番地1 オーシャン2
A棟、前住所熊本市北区植木町内741番地1
破産者 大倉 典子

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和8年（フ）第256号

大分市大字志生木138番地の5
破産者 谷村 時徳

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第322号

大分市法勝台3丁目1番6－901号 パル
ジュ明野

破産者 内海 健

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第185号

沖縄県宜野湾市宜野湾3丁目13番17－102号
安次富アパート

破産者 富田雄次郎

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和8年（フ）第196号

沖縄県うるま市勝連比嘉569番地
破産者 玉城 政和

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和8年（フ）第67号

札幌市豊平区豊平2条10丁目1番23－107号、
申立時の住所北海道勇払郡むかわ町穂別69番
地3 穂診2－201号室

破産者 清野 梨帆

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和8年（フ）第222号

北海道亀田郡七飯町字藤城371番地22
破産者 佐藤 美希（旧姓冷田）

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和8年（フ）第289号

北海道亀田郡七飯町桜町2丁目2番17号
クッキーwan101号

破産者 日景 真一

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和8年（フ）第290号

北海道亀田郡七飯町桜町2丁目2番17号
クッキーwan101号

破産者 日景みずほ

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和8年（フ）第119号

釧路市南浜町9番3号 ハイツKameoka202

破産者 木村 瑞規

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和8年（フ）第71号

北海道帯広市西24条南2丁目5番地128
コーポラス大倉205号

破産者 佐藤 希海

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和8年（フ）第100号

北海道帯広市西21条南4丁目39番地 新緑
6305

破産者 越田 忠春

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和8年（フ）第120号

北海道広尾郡広尾町錦通南2丁目5番地2
錦町団地9号棟2号室

破産者 相津百合枝

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和8年（フ）第119号

青森市大字上野字山辺89番地
破産者 棟方 勝人

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第48号

岩手県陸前高田市米崎町字和方227番地1
破産者 菅野 夢貴

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和8年（フ）第100号

宮城県遠田郡涌谷町字浜江95番地3 レオネ
クストOCOOWaku 201号室、従前の住
所宮城県仙台市太白区砂押町18番31号 アー
クガーデンA－102

破産者 若生 桂樹

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和8年（フ）第102号

宮城県大崎市古川飯川字名鋬40番地
破産者 菅原 晃子

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和8年（フ）第105号

宮城県遠田郡美里町北浦字天王筒149番地1
シャルマン恵105号、従前の住所宮城県遠田
郡美里町字藤ヶ崎町16番地
破産者 上野 豊子

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和8年（フ）第391号

東京都あきる野市秋川四丁目11番地9 グリー
ンパレス101号
破産者 森田 傳

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第782号

東京都府中市四谷3丁目28番地の35
破産者 川島 絢子

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第818号

東京都西東京市田無町5丁目7番28号ヴィラ
磯野103号
破産者 納谷 京子

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第869号

東京都清瀬市上清戸二丁目2番20号けやき
コーポ202号
破産者 関口 美紀

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第886号

東京都杉並区高円寺南1丁目6番4号コスモ
リード東高円寺テラス101
破産者 山口明里愛

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第918号

東京都西多摩郡檜原村4534番地口号
破産者 土屋 友美

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第264号

新潟市東区河渡1丁目3番79号
破産者 坂下美佐子

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和8年（フ）第180号

金沢市中央通町7番9号 ラインアップ401
号
破産者 絵里奈こと今村 英子

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和8年（フ）第346号

静岡県焼津市駅北3丁目14番19号 レオパレ
スA&R102
破産者 石崎 英之

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第46号

三重県多気郡明和町大字佐田954番地3 上
御糸団地B棟205号室、前住所三重県伊賀市
治田3628番地の5 三甲株式会社関西第二工
場
破産者 小林 海斗

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所松阪支部

令和8年（フ）第74号

三重県伊勢市上地町1829番地7
破産者 上野 愛

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和8年（フ）第85号

島根県松江市比津が丘二丁目7番2—304号
市営比津が丘アパート2
破産者 安井 行香

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和8年（フ）第171号

香川県高松市西宝町3丁目1番2—401号
R—H I D A M A R I S A I H O C H O
破産者 井戸 友平

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和8年（フ）第111号

兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬257番地の1
ピエールカーサ205号
破産者 越智 千智

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和8年（フ）第182号

愛媛県松山市北土居4丁目7番17号 ドミ
ールつばき202号
破産者 清水美知子

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和8年（フ）第201号

愛媛県松山市小坂2丁目2番17号 小坂シン
グルス205号
破産者 鳥谷 智

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和8年（フ）第215号

愛媛県松山市南江戸3丁目7番23号 悠遊社
南江戸206号
破産者 福田 重登

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和8年（フ）第37号

佐賀県唐津市町田4丁目3番5—45号 山崎
県営住宅
破産者 江里口弥生

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和8年（フ）第39号

佐賀県唐津市呼子町小友1273番地7
破産者 富田衣緒里

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和8年（フ）第44号

佐賀県唐津市養母田鬼塚4番3—204号 新
開市営住宅
破産者 徳田やす子

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和8年（フ）第47号

佐賀県唐津市八幡町669番地11
破産者 古里シゲ子

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和8年（フ）第69号

長崎県諫早市多良見町市布2320番地203
破産者 三谷 碧

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和8年（フ）第20号

長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁2433番地
破産者 林田 寛章（旧姓甲斐）

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和8年（フ）第27号

長崎県雲仙市愛野町甲410番地 メゾン・
ド・A 205号
破産者 森川 奈美

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和8年（フ）第362号

大分県別府市石垣西1丁目3番18号 パウハ
ウス ヤダ 1号館 2号
破産者 安部絵里香

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第49号

大分県宇佐市大字上田178番地の4 S S
O N E U E D A B 号
破産者 久保田 美菜

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和8年（フ）第51号

大分県豊後高田市田楽真中475番地1
破産者 森 美枝子
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和8年（フ）第59号

大分県宇佐市大字和気821番地の8
破産者 西原 大樹
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和8年（フ）第70号

大分県中津市大字上如水1850番地 ラッフィ
ナートカーサ 203
破産者 岩田 卓也
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和8年（フ）第220号

宮崎市千草町9番3ー1号 エトワール千草
602号
破産者 林 美羽
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和8年（フ）第253号

宮崎市丸山1丁目162番地1 プチメゾン丸
山401号
破産者 落合 信幸
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和8年（フ）第261号

宮崎市大字本郷南方2919番地1 市営住宅
228棟11号、前住所宮崎市大字恒久767番地1
破産者 長友 一夫
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

小規模個人再生による再生計画認可

令和7年（再イ）第5号

静岡県掛川市国安1490番地の5
再生債務者 赤堀 龍太

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年8月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月3日 静岡地方裁判所掛川支部

令和8年（再イ）第91号

福岡市東区原田4丁目6番24ー301号 イストワール箱崎
再生債務者 小山 雄輔
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年8月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月1日 福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（再イ）第7号

大分市けやき台2丁目2131番地の172
再生債務者 大平 洋
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年8月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月7日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（再イ）第8号

群馬県高崎市下豊岡町132番地14
再生債務者 山川 宗正
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年8月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月4日 前橋地方裁判所高崎支部

令和8年（再イ）第13号

富山市塚原153番地 フェアリーフィールズI 102
再生債務者 若生 カルロス こと GUCKERT WAKO CARLOS AUGUSTO FAGNER
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年8月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月4日 富山地方裁判所民事部

令和8年（再イ）第38号

福岡市東区大岳1丁目14番8号
再生債務者 萩原 伸悟
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年8月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月3日 福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（再イ）第125号

福岡県大野城市仲畑4丁目16番13号 村上貸家
再生債務者 大塚信太郎
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年8月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月3日 福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（再イ）第94号

千葉県習志野市本大久保1丁目3番23号 シティハイムサンロード203号
再生債務者 齊藤 和美
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年8月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月4日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（再イ）第11号

函館市鍛冶2丁目3番8ー2号
再生債務者 中村 美奈
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年8月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月7日 函館地方裁判所

令和8年（再イ）第12号

仙台市泉区鶴が丘3丁目14番地の14
再生債務者 寒河江 敬

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年8月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月4日 仙台地方裁判所第4民事部

令和8年（再イ）第36号

仙台市泉区天神沢1丁目32番18号
再生債務者 庄子 正行
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年8月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月4日 仙台地方裁判所第4民事部

令和8年（再イ）第6号

群馬県前橋市富士見町原之郷682番地1
再生債務者 橋本 陽
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年8月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月7日 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（再イ）第88号

千葉県若葉区加曽利町977番地5
再生債務者 古川 久仁
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年8月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月4日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（再イ）第22号

福井市冬野町第26号87番地
再生債務者 高木 弘明
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年8月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月4日 福井地方裁判所

令和8年（再イ）第105号

福岡県太宰府市梅ヶ丘1丁目15番17号
再生債務者 中村 和喜

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年8月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月1日

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（再イ）第135号

福岡市博多区諸岡6丁目12番17—303号 サンシャイン諸岡
再生債務者 真子 健一

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年8月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年8月31日

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（再イ）第136号

福岡市博多区諸岡6丁目12番17—303号 サンシャイン諸岡
再生債務者 真子 聡子

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年8月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年8月31日

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（再イ）第6号

大分県別府市大字内竈3020番地の59
再生債務者 山下 智哉

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年8月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月3日

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（再イ）第143号

福岡市東区名島1丁目4番16号
再生債務者 平田 雅宗

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年8月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月3日

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（再イ）第154号

福岡県糟屋郡志免町松ヶ丘6番102号
再生債務者 有隅 大輔

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年8月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月1日

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（再イ）第8号

長崎県諫早市高天町2215番地2
再生債務者 城下 利男

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年8月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月4日

長崎地方裁判所大村支部

令和8年（再イ）第11号

大分県別府市石垣東6丁目7番3—1号
再生債務者 白石 一樹

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年8月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月4日

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（再イ）第3号

群馬県前橋市上大島町441番地18
再生債務者 甲斐 紀章

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年8月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月7日

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（再イ）第4号

金沢市玉鉾町イ7番地3 メゾンラッフィナート103号

再生債務者 土橋裕美子

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年8月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月7日

金沢地方裁判所民事部

令和8年（再イ）第11号

金沢市末町16の82番地5
再生債務者 福島 貴紀

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年8月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月7日

金沢地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第194号

福岡市西区下山門3丁目22番20—108号 アンピール姪浜Ⅱ—108号
再生債務者 大神 一成

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年8月31日

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（再イ）第130号

福岡市城南区友丘4丁目10番35号 アルカディア友丘 101号

再生債務者 旧谷 征江

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年8月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月1日

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（再イ）第5号

福岡県直方市大字頓野1030番地35 2F
再生債務者 堂園 多恵

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年8月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月7日

福岡地方裁判所直方支部

令和8年（再イ）第1号

鹿児島県始良市西餅田3342番地22
再生債務者 平田 菜生

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年8月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月3日

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和8年（再イ）第39号

兵庫県姫路市香寺町溝口661番地 ビ マイン201号室

再生債務者 田中 学

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年9月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月4日

神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（再イ）第31号

栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2438番地44
ベネフィ・エクセルシア201

再生債務者 中山 叡璽

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年9月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月3日

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和8年（再イ）第23号

福井県吉田郡永平寺町松岡室第18号10番地2
アリオスC棟202号

再生債務者 岩崎 明美

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年9月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月7日

福井地方裁判所

令和8年（再イ）第21号

静岡県清水区追分1丁目4番16—2号
再生債務者 村田 潤子

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年9月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月7日

静岡地方裁判所民事第2部

令和8年（再イ）第238号

大阪府豊中市稲津町2丁目15番12—303号
再生債務者 小川 祐希

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年9月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月4日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第133号

堺市堺区市之町東6丁2番28—103号（開始決定時の住所）兵庫県姫路市神屋町6丁目45番地 701号室
再生債務者 花井 悠馬

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年9月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月3日 神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（再イ）第64号

札幌市中央区南4条西24丁目1番18—1002号
再生債務者 川村 健也

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年9月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月7日

札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（再イ）第84号

札幌市中央区南9条西1丁目1番1—306号
再生債務者 吉田 真美

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年9月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月7日

札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（再イ）第87号

札幌市南区澄川3条4丁目2番12—103号
再生債務者 斉藤 理恵

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年9月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月7日

札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（再イ）第5号

茨城県石岡市東光台三丁目9番8号 S o l a n a 105号
再生債務者 佐藤 啓史

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年9月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月4日

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年（再イ）第75号

愛知県一宮市野口1丁目14番16号 メゾン杉山20D号（前住所）愛知県一宮市大和町妙興寺字儀郎43番地パティオ203
再生債務者 間野 松代

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年9月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月4日

名古屋地方裁判所一宮支部

令和8年（再イ）第35号

愛知県一宮市花池4丁目19番1—114号 県営花池住宅
再生債務者 佐藤 清孝

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年9月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月4日

名古屋地方裁判所一宮支部

令和8年（再イ）第3号

愛知県豊橋市草間町字郷裏11番地1
再生債務者 戸苅 法寛

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年9月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月7日

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和8年（再イ）第153号

大阪市淀川区三津屋北3丁目2番19号
再生債務者 朝輝 幸恵

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年9月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月4日

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（再イ）第19号

和歌山県岩出市曾屋332番地の5（203号）
再生債務者 根来 三恵

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年9月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月4日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（再イ）第39号

広島県廿日市市宮浜温泉1丁目11番1号
再生債務者 吉村 忠明

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年9月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月4日

広島地方裁判所民事第4部

令和8年（再イ）第10号

香川県高松市観光町640番地7
再生債務者 田村 正

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年9月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月7日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和8年（再イ）第5号

岐阜県多治見市明和町2丁目64番地の4（従前の住所）岐阜県多治見市西坂町5丁目54番地
再生債務者 ひだ牛はらたこと 原田 智彦

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年9月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月7日

岐阜地方裁判所多治見支部

令和8年（再イ）第7号

岐阜県多治見市脇之島町7丁目10番地の11
再生債務者 松本 浩二

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年9月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月7日

岐阜地方裁判所多治見支部

令和8年（再イ）第59号

広島市南区比治山町3番6—705号
再生債務者 大下 智史

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年9月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年9月7日

広島地方裁判所民事第4部

独立行政法人国立公文書館令和7事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第3項の規定に基づき、独立行政法人国立公文書館令和7事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当館のホームページ（<https://www.archives.go.jp/information/>）又は事務所にて閲覧ください。

令和8年9月18日 東京都千代田区北の丸公園3番2

独立行政法人国立公文書館
館長 鎌田 薫

貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
I 流動資産	1,205,064,868	I 流動負債	1,239,586,098
現金及び預金	387,435,905	預り寄附金(注)	5,195,000
未収金	719,088,210	短期リース債務	75,186,277
賞与引当金見返(注)	98,354,993	未払金	1,051,807,162
その他流動資産	185,760	前受金	1,458,422
II 固定資産	5,234,145,092	預り金	7,584,244
1 有形固定資産	4,243,579,216	引当金	98,354,993
建物	7,019,739,432	賞与引当金	98,354,993
建物減価償却累計額	△ 4,084,305,418	II 固定負債	1,169,872,458
構築物	478,317,632	長期リース債務	83,218,539
構築物減価償却累計額	△ 406,627,467	資産見返負債(注)	789,521,324
工具器具備品	648,181,329	資産見返運営費交付金(注)	236,404,265
工具器具備品減価償却累計額	△ 394,903,531	資産見返補助金等(注)	469,939,820
土地	900,000,000	建設仮勘定見返施設費(注)	83,177,239
建設仮勘定	83,177,239	引当金	297,132,595
2 無形固定資産	673,598,281	退職給付引当金	297,132,595
ソフトウェア	672,955,681	負債合計	2,409,458,556
電話加入権	642,600	純資産の部	
3 投資その他の資産	316,967,595	I 資本金	7,179,918,000
敷金・保証金	19,835,000	政府出資金	7,179,918,000
退職給付引当金見返(注)	297,132,595	II 資本剰余金	△ 3,179,347,266
		資本剰余金	1,529,770,788
		その他行政コスト累計額(注)	△ 4,709,118,054
		減価償却相当累計額(△)(注)	△ 4,509,366,846
		減損損失相当累計額(△)(注)	△ 581,400
		除売却差額相当累計額(△)(注)	△ 199,169,808

		III 利益剰余金	29,180,670
		当期末処分利益 (当期総利益 29,180,670)	29,180,670
		純資産合計	4,029,751,404
資 産 合 計	6,439,209,960	負債純資産合計	6,439,209,960

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行政コスト計算書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：円)

項 目	金 額	
I 損益計算上の費用		
業務費	2,170,852,484	
一般管理費	785,542,378	
財務費用	4,453,350	
臨時損失	4,489,875	
損益計算上の費用合計		2,965,338,087
II その他行政コスト		
減価償却相当額(注)	181,850,788	
除売却差額相当額(注)	8,868,550	
その他行政コスト合計(注)		190,719,338
III 行政コスト		3,156,057,425

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損益計算書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額		
経常費用			
業務費			
給与、賞与及び諸手当	421,457,895		
法定福利費・福利厚生費	121,376,132		
其他人件費	337,649,690		
外部委託費	527,885,426		
支払リース料	710,160		
賃借料	40,142,186		
減価償却費	122,599,247		
保守・修繕費	369,245,102		
水道光熱費	46,191,935		
旅費交通費	5,079,797		
消耗品費	16,632,312		

備品費	3,171,094	
諸謝金	6,782,800	
通信費	1,074,958	
印刷製本費	7,257,398	
賞与引当金繰入	63,707,390	
退職給付引当金繰入	55,767,001	
その他業務経費	24,121,961	2,170,852,484
一般管理費		
役員報酬	46,303,328	
給与、賞与及び諸手当	305,313,908	
法定福利費・福利厚生費	58,022,695	
その他人件費	53,961,986	
外部委託費	71,121,218	
支払リース料	842,160	
賃借料	3,100,296	
減価償却費	82,175,880	
保守・修繕費	40,918,246	
水道光熱費	1,952,705	
旅費交通費	409,573	
消耗品費	1,779,853	
備品費	252,672	
諸謝金	43,200	
支払手数料	1,458,796	
通信費	43,887,536	
賞与引当金繰入	34,647,603	
退職給付引当金繰入	38,933,472	
その他管理経費	417,251	785,542,378

財務費用			
支払利息	4,453,350	4,453,350	
経常費用合計			2,960,848,212
経常収益			
運営費交付金収益 ^{注)}		2,552,000,223	
施設費収益 ^{注)}		12,562,274	
補助金等収益 ^{注)}		82,782,565	
事業収益		18,839,386	
資産見返負債戻入 ^{注)}		133,545,459	
資産見返運営費交付金戻入 ^{注)}	125,580,379		
資産見返補助金等戻入 ^{注)}	7,965,080		
賞与引当金見返に係る収益 ^{注)}		98,354,993	
退職給付引当金見返に係る収益 ^{注)}		94,700,473	
財務収益			
受取利息	1,304,592	1,304,592	
雑益		428,792	
経常収益合計			2,994,518,757
経常利益			33,670,545
臨時損失			
固定資産除却損		4,489,875	4,489,875
当期純利益			29,180,670
当期総利益			29,180,670

^{注)} これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

(単位：円)

純資産変動計算書 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

	Ⅰ 資本金		Ⅱ 資本剰余金					Ⅲ 利益剰余金				純資産合計
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	その他行政コスト累計額			資本剰余金合計	積立金	当期末処分利益	うち当期総利益	利益剰余金合計	
				減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）						
当期首残高	7,179,918,000	7,179,918,000	1,364,332,052	△4,404,902,008	△581,400	△112,915,308	△3,154,066,664	—	131,778	—	131,778	4,025,983,114
当期変動額												
Ⅰ 資本金の当期変動額												
Ⅱ 資本剰余金の当期変動額												
固定資産の取得			165,438,736				165,438,736					165,438,736

固定資産の除売却				77,385,950		△86,254,500	△8,868,550					△8,868,550
減価償却				△181,850,788			△181,850,788					△181,850,788
Ⅲ 利益剰余金の当期変動額												
(1) 利益の処分又は損失の処理												
利益処分による積立								131,778	△131,778			
国庫納付金の納付								△131,778			△131,778	△131,778
(2) その他												
当期純利益									29,180,670	29,180,670	29,180,670	29,180,670
当期変動額合計			165,438,736	△104,464,838		△86,254,500	△25,280,602	—	29,048,892	29,180,670	29,048,892	3,768,290
当期末残高	7,179,918,000	7,179,918,000	1,529,770,788	△4,509,366,846	△581,400	△199,169,808	△3,179,347,266	—	29,180,670	29,180,670	29,180,670	4,029,751,404

キャッシュ・フロー計算書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日) (単位：円)

項 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△ 1,469,174,285
その他業務支出	△ 1,142,310,911
その他管理支出	△ 138,801,798
運営費交付金収入	2,707,691,000
事業収入	18,028,714
補助金等収入	185,266,835
寄附金収入	4,892,660
その他収入	93,762
小計	165,685,977
利息の受取額	1,304,592
利息の支払額	△ 4,597,132
国庫納付金の支払額	△ 131,778
業務活動によるキャッシュ・フロー	162,261,659

Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー
有形固定資産の取得による支出
無形固定資産の取得による支出
施設費による収入

△ 300,948,836
△ 18,216,000
193,103,900

投資活動によるキャッシュ・フロー

△ 126,060,936

Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー
リース債務の返済による支出

△ 75,600,608

財務活動によるキャッシュ・フロー

△ 75,600,608

Ⅳ 資金減少額

△ 39,399,885

Ⅴ 資金期首残高

426,835,790

Ⅵ 資金期末残高

387,435,905

利益の処分に関する書類

(単位：円)

項 目	金 額
I 当期末処分利益	
当期総利益	29,180,670
Ⅱ 利益処分額	
積立金	29,180,670

令和 7 事業年度独立行政法人日本学生支援機構の財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第 3 項に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の令和 7 事業年度財務諸表を次のとおり公告します。

財務諸表については、主要なもののみを記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当機構ホームページ又は事務所にて閲覧ください。

令和 8 年 9 月 18 日

神奈川県横浜市緑区長津田町4259

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 吉岡 知哉

貸 借 対 照 表

令和 7 事業年度

(令和 8 年 3 月31日現在)

(単位：円)

区 分	金 額	
資産の部		
Ⅰ 流動資産		
現金及び預金		283,499,096,309
貸付金		
第一種学貸与金	2,741,476,097,208	
第二種学貸与金	6,283,202,577,145	
貸倒引当金	<u>△ 26,711,678,121</u>	8,997,966,996,232
前払金		13,248,049
前払費用		15,825,434
未収収益	642,106,971	
貸倒引当金	<u>△ 3,527,858</u>	638,579,113
未収金	581,283,333	
貸倒引当金	<u>△ 7,215,971</u>	574,067,362
賞与引当金見返 ^注		<u>410,656,659</u>
流動資産合計		9,283,118,469,158
Ⅱ 固定資産		
1. 有形固定資産		
建物	42,395,531,348	
減価償却累計額	<u>△ 19,625,519,865</u>	22,770,011,483
構築物	52,100,859	
減価償却累計額	<u>△ 42,929,852</u>	9,171,007
車両運搬具	5,682,600	
減価償却累計額	<u>△ 2,273,040</u>	3,409,560
工具器具備品	5,754,531,878	
減価償却累計額	<u>△ 4,121,751,293</u>	1,632,780,585
土地		<u>10,672,550,060</u>
有形固定資産合計		35,087,922,695

2. 無形固定資産

借地権 5,450,587,495

ソフトウェア 6,839,928,454

電話加入権 754,000

無形固定資産合計 12,291,269,949

3. 投資その他の資産

破産再生更生債権等 123,292,986,077

貸倒引当金 △ 121,303,146,595 1,989,839,482

未収財源措置予定額^注 24,972,748,598

退職給付引当金見返^注 3,462,206,844

前払年金費用 230,324,448

差入保証金 50,365,450

投資その他の資産合計 30,705,484,822

固定資産合計 78,084,677,466

資産合計 9,361,203,146,624

負債の部

Ⅰ 流動負債

運営費交付金債務^注 711,049,174

預り施設費^注 39,152,888

預り補助金等^注 5,314,723,894

預り寄附金^注 2,466,888,000

一年以内償還予定日本学生支援債券 120,000,000,000

一年以内返済予定長期借入金 948,331,760,000

未払金 4,215,881,030

未払消費税等 22,266,400

リース債務 145,603,593

未払費用 10,300,993,902

前受金 200,189,137

預り金 442,472,132

仮受金 72,820,455

賞与引当金 410,656,659

流動負債合計 1,092,674,457,264

Ⅱ 固定負債

資産見返負債^注

資産見返運営費交付金^注 1,080,264,047

資産見返施設費^注 709,100,578

資産見返補助金等^注 6,502,711,194

資産見返寄附金^注 76,398,466 8,368,474,285

長期預り補助金等注)	94,727,541	
長期預り寄附金注)	5,026,137,063	
日本学生支援債券	120,000,000,000	
長期借入金	8,096,133,112,335	
長期預り保証金	69,915,816	
長期リース債務	616,322,746	
退職給付引当金	3,462,206,844	
前払年金費用見返注)	<u>230,324,448</u>	
固定負債合計		8,234,001,221,078
負債合計		9,326,675,678,342
純資産の部		
Ⅰ 資本金		
政府出資金	<u>100,000,000</u>	
資本金合計		100,000,000
Ⅱ 資本剰余金		
資本剰余金	5,966,639,822	
その他行政コスト累計額注)	△ 30,461,021,259	
減価償却相当累計額注)	△ 19,442,415,225	
除売却差額相当累計額注)	△ 11,018,606,034	
民間出えん金注)	<u>58,745,446,994</u>	
資本剰余金合計		34,251,065,557
Ⅲ 利益剰余金		<u>176,402,725</u>
純資産合計		34,527,468,282
負債・純資産合計		9,361,203,146,624

貸借対照表注記

1. 「貸付金」は、独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項に基づく奨学金貸与事業の貸付金を示しております。
2. 注)を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。
3. その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額 △1,067,009円

損 益 計 算 書

令和7事業年度

(自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)

(単位：円)

区 分	金 額
経常費用	
業務費	
奨学金業務費	71,012,598,834
学資金支給業務費	8,943,914
修学支援学資金支給業務費	159,061,362,700

留学生学資金支給業務費	12,793,069,580	
留学生寄宿舎運営業務費	1,182,719,146	
留学試験業務費	1,166,409,759	
日本語予備教育業務費	783,954,647	
留学生交流推進業務費	1,246,435,348	
研修・情報提供業務費	222,683,507	
修学環境等調査研究業務費	<u>104,738,235</u>	247,582,915,670
一般管理費		<u>3,296,854,673</u>
経常費用合計		250,879,770,343
経常収益		
運営費交付金収益注)		15,457,977,918
施設費収益		50,030,849
学資金与金利息		25,306,495,585
延滞金収入		1,954,435,253
留学生宿舎収入		638,015,749
日本語学校収入		290,912,419
日本留学試験検定料収入		865,468,811
その他事業収入		303,259,119
受託収入		
その他受託収入		35,923,385
補助金等収益注)		
国庫補助金収益注)	168,512,200,095	
政府補給金収益注)	<u>21,800,636,152</u>	190,312,836,247
助成金収益注)		100,000,000
財源措置予定額収益注)		9,233,977,436
寄附金収益注)		2,615,617,877
賞与引当金見返に係る収益注)		410,656,659
退職給付引当金見返に係る収益注)		89,937,246
資産見返負債戻入注)		
資産見返運営費交付金戻入注)	636,785,951	
資産見返施設費戻入注)	88,710,078	
資産見返補助金等戻入注)	1,793,390,025	
資産見返寄附金戻入注)	<u>15,744,548</u>	2,534,630,602
財務収益		
受取利息	179,238,587	
有価証券利息	<u>15,142,191</u>	194,380,778
経常収益合計		250,394,555,933
経常損失		485,214,410

流動負債合計	290,141,400
--------	-------------

流動負債合計	290,141,400
--------	-------------

II 固定負債		
資産見返補助金等注)	84,494,147	
長期借入金	10,368,000	
退職給付引当金	8,020,112	
預り敷金・保証金	363,334,748	
長期リース債務	8,014,950	
長期前受収益	13,342,011	
資産除去債務	16,835,500	
固定負債合計	504,409,468	
負債合計		794,550,868
純資産の部		
I 資本金		
政府出資金	300,000,000	
地方公共団体出資金	100,000,000	
資本金合計	400,000,000	
II 利益剰余金		
前中期目標期間繰越積立金注)	1,801,530,771	
積立金	125,870,334	
当期末処分利益	34,513,554	
(うち当期総利益)	34,513,554)	
利益剰余金合計	1,961,914,659	
純資産合計		2,361,914,659
負債純資産合計		3,156,465,527

注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行政コスト計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日) (単位：円)

I 損益計算書上の費用		
業務費		
人件費	158,473,304	
その他経費	546,477,252	
減価償却費	61,444,857	766,395,413
一般管理費		
人件費	140,780,544	
その他経費	51,967,653	
減価償却費	1,996,301	194,744,498
財務費用		
支払利息	2,375,374	2,375,374

臨時損失		
固定資産除却損	2	2
損益計算書上の費用合計		963,515,287
II 行政コスト		963,515,287

損益計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日) (単位：円)

経常費用		
業務費		
人件費	158,473,304	
その他経費	546,477,252	
減価償却費	61,444,857	766,395,413
一般管理費		
人件費	140,780,544	
その他経費	51,967,653	
減価償却費	1,996,301	194,744,498
財務費用		
支払利息	2,375,374	2,375,374
経常費用合計		963,515,285
経常収益		
業務収入		671,647,924
受託収入		192,161,451
補助金等収益注)		101,497,897
負担金収益		1,607,276
資産見返補助金等戻入注)		6,840,436
財務収益		
受取利息	12,051,369	12,051,369
雑益		12,222,488
経常収益合計		998,028,841
経常利益		34,513,556
臨時損失		
固定資産除却損	2	
臨時損失合計		2
当期純利益		34,513,554
当期総利益		34,513,554

注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純 資 産 変 動 計 算 書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：円)

	Ⅰ 資本金			Ⅱ 利益剰余金					純資産合計
	政府出資金	地方公共団体 出資金	資本金合計	前中期目標期 間繰越積立金	積立金	当期末処分利益	うち当期総利益	利益剰余金合計	
当期首残高	300,000,000	100,000,000	400,000,000	1,801,530,771	38,172,484	87,697,850		1,927,401,105	2,327,401,105
当期変動額									
Ⅰ 利益剰余金の当期変動額									
(1) 利益の処分									
利益処分による積立					87,697,850	△ 87,697,850		—	—
(2) その他									
当期純利益						34,513,554	34,513,554	34,513,554	34,513,554
当期変動額合計	—	—	—	—	87,697,850	△ 53,184,296	34,513,554	34,513,554	34,513,554
当期末残高	300,000,000	100,000,000	400,000,000	1,801,530,771	125,870,334	34,513,554	34,513,554	1,961,914,659	2,361,914,659

キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：円)

Ⅰ 業務活動によるキャッシュ・フロー		
人件費支出	△	298,938,342
業務経費及び一般管理経費支出	△	1,568,721,368
業務収入		670,551,188
受託収入		1,240,065,075
補助金等収入		105,384,443
補助金等の精算による返還金の支出	△	4,494,587
負担金収入		1,607,276
預り敷金・保証金の返納による支出	△	27,435,875
預り敷金・保証金の受入による収入		1,566,000
その他の収入		5,622,488
小計		125,206,298
利息及び配当金の受取額		12,150,000
利息の支払額	△	2,375,374
業務活動によるキャッシュ・フロー		134,980,924

Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△	2,014,492
定期預金の預入による支出	△	1,500,000,000
定期預金の払戻による収入		1,500,000,000

投資活動によるキャッシュ・フロー

△ 2,014,492

Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー

長期借入金の返済による支出	△	3,456,000
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△	3,432,033

財務活動によるキャッシュ・フロー

△ 6,888,033

Ⅳ 資金増加額

126,078,399

Ⅴ 資金期首残高

502,533,676

Ⅵ 資金期末残高

628,612,075

利益の処分に関する書類

(単位：円)

Ⅰ 当期末処分利益		34,513,554
当期総利益	34,513,554	
Ⅱ 積立金振替額		1,801,530,771
前中期目標期間繰越積立金	1,801,530,771	
Ⅲ 利益処分額		
積立金	1,836,044,325	1,836,044,325

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第11号

令和8年10月21日に執行する東京都市計画土地
区画整理事業大手町土地区画整理審議会委員選挙
の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選
挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画
整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第1
項の規定に基づき、公告する。

また、この選挙において選挙すべき委員の数を
下記のとおり定めたので、同条第4項の規定に基
づき、公告する。

令和8年9月18日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長 松村 秀弦
記

- 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 7人
2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき
委員の数 1人

公認会計士等の登録及び登録
抹消の公告

令和8年8月中の公認会計士等の登録及び登録
抹消者は、次のとおりにつき、公認会計士法第21
条の2の規定により公告する。

令和8年9月1日 日本公認会計士協会
〔開業登録〕

登録 番号	氏 名	登録 番号	氏 名
1	公認会計士		
8月25日			
48566	片山 直樹	48567	田立 圭吾
48568	石原 聖也	48569	清家 雅叶
48570	山田 美織	48571	佃 大河
48572	湯田 圭翔	48573	小島 智成
48574	堀河 航平	48575	佐藤 孟
48576	坂口明日香	48577	大森 拓海
48578	野上 優聡	48579	安達光太郎
48580	富士 優蔵	48581	中富 太久
48582	高野 達也	48583	細川 義貴
48584	井野 翼	48585	山中 大路
48586	山田 美令	48587	渡辺 美穂
48588	林 素司	48589	尾蘭 佑真
48590	山岡早耶香	48591	小澤 洲皓
48592	岩田 彩花	48593	桒上 晃広
48594	大庭 湧真	48595	西辻 友結

48596	石井 開	48597	原田 愛友
48598	瀬戸 康汰	48599	木本 将太
48600	今村 卓哉	48601	安達 真
48602	永澤 璃音	48603	増田 亘希
48604	中園恵梨佳	48605	上林 未侑
48606	高岡 菜都	48607	武田 昌也
48608	田中 克弥	48609	宮田 裕斗
48610	酒井 慎吾	48611	寒河井拓夢
48612	辻 竜太郎	48613	今城 康善
48614	松本 真季	48615	豊原涼太郎
48616	近藤 翔太	48617	原 彬斗
48618	王 小清	48619	濱田 健史
48620	福家 優希	48621	李 俊熹
48622	堤 温寛	48623	中嶋恵理咲
48624	三島 裕一	48625	坂田 知聡
48626	金子 涼	48627	太田 悠暉
48628	松田 栞	48629	孫田日菜子
48630	木村みずほ	48631	石田 恭平
48632	上杉 優斗	48633	一宮 路生
48634	伊藤 彰成	48635	茶本 優希
48636	梶川 一樹	48637	佐藤 陽介
48638	野田 知里	48639	大坪 亮太
48640	金森 良介	48641	寺嶋 太成
48642	比舗 新	48643	神山 恭一
48644	堀井 悠真	48645	西川 弘起
48646	木村 真徳	48647	水谷 友子
48648	和崎 汐里	48649	岩本 遼
48650	桑野紘太郎	48651	岡林 信也
48652	三國 哲平	48653	熊懷 伊織
48654	桂川 智貴	48655	松尾 太雅
48656	金谷 恭兵	48657	鹿子島 亮
48658	有松 潤記	48659	加藤 憂馬
48660	丸山 凌平	48661	菅原しおん
48662	篠塚 裕太	48663	荻野 幹子
48664	奥野 兼司	48665	舟城 佑人
48666	藤原 優	48667	三浦 隆義
48668	小野 健児	48669	田村慎太郎
48670	野方 美咲	48671	山本 達郎
48672	石田真里佳	48673	加藤 諒
48674	伊波 亮哉	48675	榎本 洋人
48676	吉村 彰人	48677	山本 俊
48678	筒井 和弘	48679	天野 瑛子
48680	辻 悠佑	48681	若山 悠弥
48682	山田 翔	48683	石井恵美子
48684	阿部 陽	48685	渡邊 諒
48686	井口 聖士	48687	大天 祐志
48688	杉原 大樹	48689	橋本 歩美

48690	吉田 梨乃	48691	川俣 柊哉
48692	山崎 直哉	48693	高野 未悠
48694	栗原 弥音	48695	多田信一郎
48696	長島 京典	48697	藤原 秀
48698	小林 凜	48699	若平 朱里
48700	野村 陽平	48701	富原 義浩
48702	宮澤 健	48703	大澤 昭希
48704	田中 晴也	48705	加藤 弘樹
48706	佐久間 駿	48707	田島 滉也
48708	八田 祐美	48709	山添 尚女
48710	上園 慧	48711	中島 健太
48712	赤尾 瑛	48713	岡本 侑子
48714	小堀 佑真	48715	染谷 魁
48716	森重 佑一	48717	水津 彰太
48718	尾崎 利成	48719	中西 優介
48720	土屋 海渡	48721	太田 奈央
48722	小泉 裕太	48723	藤本 龍生
48724	柳川 瞳海	48725	市川 元翔
48726	佐々木大輔	48727	吉田耀香留
48728	田中 亮裕	48729	大澤 朗
48730	村上 颯人	48731	本橋 夏希
48732	水野 優太	48733	澁谷 拓明
48734	小林 雅季	48735	松永 豊
48736	大屋 裕貴	48737	金井 裕紀
48738	松井 陸哉	48739	青木 瑞穂
48740	西川 真緒	48741	酒見 竜輝
48742	平山 一真	48743	葛本 涼太
48744	鈴木 慶悟	48745	堀田光一郎
48746	徐 海峻	48747	横江 啓人
48748	坂下 大雅	48749	中山 大悟
48750	南 綾香	48751	佐々木隆登
48752	三浦健太郎	48753	井戸陣一郎
48754	志賀 俊太	48755	森永 匡彦
48756	福江 尚夫	48757	村井 廉
48758	保延 和	48759	北口 豊
48760	柳川 和毅	48761	内山 望愛
48762	小林 和真	48763	奥 大和
48764	榎 雄太郎	48765	中嶋 一磨
48766	江原 昇太	48767	瀬戸 航
48768	原田 和也	48769	山本 光海
48770	井上 躍人	48771	君和田雅彦
48772	鈴井 優太	48773	後藤 穰
48774	岡本 凪紗	48775	仲田 海里
48776	校條 太郎	48777	伊藤 伶真
48778	氏家 涼平	48779	鹿島 直也
48780	中村 好秀	48781	能勢有季乃
48782	渡邊 勇士	48783	佐藤 俊樹

48784	松野 真士	48785	中村 翔
48786	原 菜月	48787	橋元 菜穂
48788	辻 翔紀	48789	石坂 優雄
48790	田邊 璃子	48791	船越 公太
48792	廣谷 貴之	48793	田中 翔太
48794	飯田 琴梨	48795	谷口 良平
48796	小杉 優斗	48797	谷口 恭平
48798	花村 拓海	48799	切田 裕翔
48800	渡邊 里彩	48801	長瀬 英諒
48802	高橋 好恵	48803	坂口 美美
48804	王 詩瓏	48805	渡邊 晃
48806	品川 拓也	48807	清水 飛鳥
48808	鳥居 大暉	48809	小林 祐輝
48810	金丸 大樹	48811	磯 悠人
48812	松田 徹平	48813	稲見 真大
48814	櫻井 姫那	48815	平川 真衣
48816	竹脇 優杏	48817	大城 拓真
48818	小山 大暉	48819	石岡 烈
48820	名古屋龍生	48821	高島 悠
48822	野末 慈子	48823	太田 瑛彦
48824	川崎 丈	48825	綿谷 誠也
48826	小木曾恵太	48827	前野 七海
48828	杉本 達哉	48829	谷口 大樹
48830	村岡 拓実	48831	稲葉 民和
48832	藤井 彩葉	48833	田中 伶実
48834	中谷 誠希	48835	横井 恵人
48836	世戸口逸人	48837	村瀬 耀司
48838	塩見 翼	48839	北村実沙紀
48840	小林 仁美	48841	齋藤 実央
48842	津坂 啓介	48843	小山 太一
48844	浦濱 創史	48845	馬場亜里紗
48846	天野 智世	48847	沖部 悠
48848	志賀 武	48849	古久保 健
48850	山本 雄士	48851	福永 将也
48852	安田 壮佑	48853	安永 達矢
48854	藤原 雄	48855	福田 小夏
48856	田邊 公希	48857	武藤 千尋
48858	久留飛 純	48859	古山 幹太
48860	杉本真尚人	48861	長谷川剛志
48862	鈴木駿太郎	48863	山田 翼久
48864	萩生田佳佑	48865	増田 雄飛
48866	西尾 陽登	48867	藤井 勇磨
48868	本田 涼太	48869	高橋 朗雅
48870	西村 太一	48871	稲葉 絢葉
48872	前川ひより	48873	中島紘一郎
48874	伊久間琴音	48875	水上 滉
48876	上田 航大	48877	甲斐 遥

48878	藤田 光一	48879	佐藤 健人
48880	小永井未央	48881	金谷飛悠吾
48882	粕田みもぎ	48883	岩田 惇志
48884	有村 洋紀	48885	丸山 裕蔵
48886	山本 祐脩	48887	本村 将哉
48888	阿部 真樹	48889	外田 健
48890	蔭浦 樹	48891	中村 翼
48892	高田 航佑	48893	大川 春秋
48894	犬童 蓮翔	48895	森 一世
48896	本井裕太郎	48897	佐古 可奈
48898	川口真莉菜	48899	島岡 俊祐
48900	藤田 亮輔	48901	木村 豪
48902	吉川 佑模	48903	大江 直輝
48904	高附 和弥	48905	田畑 伽奈
48906	今津 光貴	48907	山内 裕登
48908	谷口 准弥	48909	山本 将生
48910	山崎 梨央	48911	豊島 柊太
48912	仲林 恒平	48913	赤堀 愛莉
48914	須貝 元太	48915	岡本 憲亮
48916	安田奈津希	48917	松瀬 愛
48918	楠 圭介	48919	山口 亮
48920	小川 尚暉	48921	瀬戸口和也
48922	牧野 竜也	48923	大畑 項平
48924	薦田 周	48925	北岡 秀石
48926	中村 正城	48927	内野 晴就
48928	木山 祐輔	48929	川口 広貴
48930	友光 玲雄	48931	孝本龍之介
48932	吉武 稔貴	48933	アドラー 陽子
48934	山本 陽太	48935	川邊 紗瑛
48936	酒井 景	48937	杷野 真弓
48938	横田 和嗣	48939	尹 仁孝
48940	富永 浩貴	48941	戸村 燎
48942	太田 優生		
〔登録抹消〕			
登録番号 氏 名 抹消の理由 抹消の日			
1 公認会計士			
1457	西川 忠	死 亡	8. 6. 29
3700	伊藤 芳亮	死 亡	8. 7. 27
4593	野口征二郎	死 亡	8. 2. 4
5819	浅田 利博	死 亡	8. 6. 25
6666	足達 堅	死 亡	8. 7. 9
6821	竹之内敏伸	死 亡	8. 6. 27
9064	桑原 隆広	死 亡	8. 7. 11
10782	浅田 隆治	死 亡	8. 5. 14
46659	岩山 美希	死 亡	8. 3. 16

4428	鈴木 継一	業 務 廃 止	8. 8. 25
7168	只腰 元英	業 務 廃 止	8. 8. 25
7247	藤嶋 誠三	業 務 廃 止	8. 8. 25
7380	菅原 隆志	業 務 廃 止	8. 8. 25
12594	渡邊 力夫	業 務 廃 止	8. 8. 25
15855	林 恵子	業 務 廃 止	8. 8. 25
16478	足立 剛	業 務 廃 止	8. 8. 25
17270	大関 美樹	業 務 廃 止	8. 8. 25
19081	三田真由美	業 務 廃 止	8. 8. 25
19579	東平 尚之	業 務 廃 止	8. 8. 25
20060	森上多寿子	業 務 廃 止	8. 8. 25
24668	山田 淳一	業 務 廃 止	8. 8. 25
26824	秋山 直貴	業 務 廃 止	8. 8. 25
34608	松田 一毅	業 務 廃 止	8. 8. 25
38993	赤荻 典子	業 務 廃 止	8. 8. 25
43494	山口 鈴	業 務 廃 止	8. 8. 25
43592	中嶋 泰子	業 務 廃 止	8. 8. 25
45295	福山 宏輝	業 務 廃 止	8. 8. 25
46328	中尾 颯太	業 務 廃 止	8. 8. 25
弁理士登録公告			
令和8年9月2日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。			
登 録			
月 日	登録番号	氏 名	
9月2日	24069	古閑 一実	
9月2日	24070	安田 太	
登録抹消			
年月日	登録番号	氏 名	事 由
令和8年7月31日	11981	服部 健一	申請抹消
令和8年8月3日	7624	藤野 清規	申請抹消
令和8年8月17日	11254	浅野 隆正	申請抹消
令和8年8月17日	18081	平瀬 実	申請抹消
令和8年8月20日	21668	村上季実子	申請抹消
令和8年8月24日	20190	林 健太郎	申請抹消
令和8年9月18日 日本弁理士会			
教育職員免許状失効公告			
教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により次の免許状は失効した。			
令和8年9月18日 茨城県教育委員会			

1 失効した免許状

(1) 氏名 藤井 美雨、本籍地 茨城県

(2) 免許状の種類、授与権者、授与年月日、番号
幼稚園教諭二種免許状、茨城県教育委員会、令和4年4月28日、令4幼2第1号

2 失効年月日 令和7年3月26日

3 失効の事由
教育職員免許法第10条第1項第1号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和8年9月18日 千葉県教育委員会

1 免許状の種類（教科）及び番号

(1) 中学校教諭一種免許状（国語）
平21中一第7294号

(2) 高等学校教諭一種免許状（国語）
平21高一第8903号

(3) 中学校教諭二種免許状（技術）
令4中二第36号

2 授与年月日及び授与権者

(1) 平成22年3月31日 東京都教育委員会

(2) 平成22年3月31日 東京都教育委員会

(3) 令和5年1月1日 千葉県教育委員会

3 氏名及び本籍地
高橋 圭介 宮城県

4 失効年月日
令和8年9月2日

5 失効の事由
教育職員免許法第10条第1項第2号
（同法施行規則第74条の2第8号二）該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和8年9月18日 広島県教育委員会

(1)氏名、本籍地、(2)免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者、(3)失効年月日、(4)失効の事由

(1) 森原 崇馬、広島県

(2)① 中学校教諭一種免許状（保健体育）、令6中1第522号、令和7年3月15日、広島県教育委員会

② 高等学校教諭一種免許状（保健体育）、令6高1第719号、令和7年3月15日、広島県教育委員会

(3) 令和8年7月31日

(4) 教育職員免許法第10条第1項第2号該当（同法施行規則第74条の2第8号イ）

教育職員免許状取上げ処分公告	
教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条の規定により、次の免許状の取上げ処分を行った。	
令和8年9月18日 大阪府教育委員会	
(1) 氏名、免許状記載の本籍地、生年月日 (2) 免許状の種類及び番号、授与年月日、授与権者 (3) 取上げの年月日 (4) 取上げの事由に該当する教育職員免許法の規定	
1 (1) 池田憲ノ佑、福岡県、平成8年5月3日	
(2) ①中学校教諭一種免許状（国語）、令1中一第1194号、令和2年3月31日、大阪府教育委員会 ②高等学校教諭一種免許状（国語）、令1高一第1455号、令和2年3月31日、大阪府教育委員会 (3) 令和8年8月11日 (4) 第11条第1項（施行規則第74条の2第8号イ）	
旅行死亡人	
1. 本籍・住所・氏名・年齢不詳の男性、身長約169cm、着衣は灰色長袖Tシャツ、灰色タンクトップ、黒色長ズボン、黒色ステテコ、紺色ステテコ、赤色ボクサーパンツ、紺色靴下、右手にオレンジ色手袋、所持品はなし	
上記の者は、令和8年1月6日午後3時30分、石川県羽咋郡志賀町上野二46番地4所在の石川県羽咋警察署上野駐在所から南西方図測170mに位置する海岸上で発見されました。推定死亡日時は令和7年11月頃、死亡の場所・状況は不明。	
2. 本籍・住所・氏名・年齢不詳の男性、身長約167cm、着衣は黒色セーター、茶色長袖シャツ、茶色長ズボン、灰色ズボン、ベージュ色ズボン、カーキ色タンクトップ、黒色ボクサーパンツ、黒色靴下、所持品は硬貨1枚	
上記の者は、令和8年1月8日午後3時20分頃、石川県羽咋郡志賀町上野二46番地4所在の石川県羽咋警察署上野駐在所から北西方図測750mに位置する海岸上で発見されました。推定死亡日時は令和7年11月頃、死亡の場所・状況は不明。	
以上2件、身元不明のため、遺体は令和8年9月1日火葬に付し、遺骨は志賀町高浜町ヌの10番地延命寺に安置してあります。心当たりの方は、当町健康福祉課まで申し出てください。	
令和8年9月18日	
石川県	志賀町長 稲岡健太郎

行旅死亡人

本籍、住所、氏名不詳、第9胸椎以下の下半身のみ発見、推定成人女性、着衣ピンク色ズボン、青色パンツ、ピンク色オーバーパンツ、白色靴下（片足）

上記の遺体は令和8年3月11日静岡県伊東市湯川三丁目1番19号木梨方図測4メートル北東の砂浜上で発見されました。死亡日時、死因ともに不明です。発見当時、着衣はピンク色ズボン、青色パンツ、ピンク色オーバーパンツ、白色靴下（片足）でした。遺体は火葬し、遺骨は保管しておりますので、心当たりのある方は当市福祉事務所まで申し出てください。

令和8年9月18日

静岡県

伊東市長 杉本 謙也

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

北海道虻田郡倶知安町南一条東三丁目三番地
有限会社中山商店

清算人 山崎 岩雄

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

青森県五所川原市宇鳥森二一番地七
H I R O株式会社

代表清算人 成田 圭

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

仙台市青葉区花京院二丁目一番五四号

株式会社井上

代表清算人 井上 旭

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

宮城県仙台市宮城野区福室三丁目一三番二
四号

有限会社MYテクノ

代表清算人 三浦 芳彦

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

宮城県仙台市泉区将監四丁目一三番一九一
一号

株式会社TK agency

代表清算人 熊谷 怜真

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

宮城県仙台市泉区将監四丁目一三番一九一
一号

合同会社SEALs

清算人 熊谷 怜真

解散公告

当法人は、令和八年八月十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

秋田県湯沢市若葉町七番一三三

特定非営利活動法人秋田県南パソコンサ
援市民ネット

清算人 中村 政夫

解散公告

当社は、令和八年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

茨城県神栖市芝崎三〇八番地の三

芝設計株式会社

代表清算人 池田 稔郎

解散公告

当法人は、令和八年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

茨城県神栖市知手中央十丁目九番二七号
特定非営利活動法人神栖市総合スポーツ
クラブ

清算人 篠塚 典幸

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

埼玉県川越市幸町六〇七

地球デトックス合同会社

清算人 永谷 由妃

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

埼玉県新座市石神四丁目四番二九号
有限会社トータス技研

代表清算人 高橋 利満

解散公告

当社は、令和八年八月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

埼玉県桶川市北一丁目一五番六号

有限会社シーニク

清算人 矢野 友照

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

埼玉県所沢市西所沢一丁目一四番三三

有限会社指田商会

清算人 指田英美子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

埼玉県所沢市南永井九八二番地一

株式会社コーワ・テクニカ

代表清算人 小窪 義雄

解散公告

当社は、令和八年九月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

埼玉県志木市館一丁目六番一五二〇二二

株式会社元気野菜

代表清算人 田上久美子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

千葉県木更津市祇園一丁目二番一
号
有限会社慶州苑
清算人 星野 正明

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

千葉県八街市八街に一二番地
有限会社ベスト・ケース
清算人 佐久間泰光

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

千葉県四街道市大日七四九番地
株式会社ワイド
代表清算人 手塚 和宣

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

千葉県船橋市上山町一丁目八八番地一
ラルタウン 壱番館B棟一〇四号
株式会社ファーストワン
代表清算人 刈屋 俊昭

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都墨田区本所一丁目九番一〇号
有限会社今泉野線所
清算人 今泉 正貴

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都足立区扇一丁目二四番一
二五号
有限会社石井自動車整備工場
清算人 石井 静子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都葛飾区青戸三丁目三九番一
号
有限会社エムシーディー
清算人 深澤 祥子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都新宿区西新宿六丁目五番一
号新宿アイランドタワー二階
一般社団法人東京事業主協会
代表清算人 大槻 良成

解散公告

当法人は、令和八年八月三十一日の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥されます。

令和八年九月十八日

東京都千代田区神田猿樂町二丁目一
番一四号A&Xビル四階
特定非営利活動法人NEWS
E D P R
O J E C T
清算人 石山 健三

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都品川区上大崎三丁目一
番一号目黒セントラルスクエア一
五階
一般社団法人モビリス
代表清算人 河原 正幸

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都渋谷区神泉町一〇番一
五号アネックス神泉三〇一
三葉堂合同会社
清算人 森戸 脩士

解散公告

当社は、令和八年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都町田市真光寺一―二六―
一〇
水一工業株式会社
代表清算人 塙 勇

令和八年九月十八日

東京都葛飾区金町五丁目三番一
七号
株式会社トリロジカ
代表清算人 中谷 基志

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散しました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。期間内にお申し出がない際は清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都千代田区神田錦町三―二―
一〇七六
株式会社コミュニケーションカンパ
ニー
代表清算人 森木まゆみ

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都町田市鶴間五丁目二番一―
八〇六号
マイシナリオ合同会社
清算人 金 彩英

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都墨田区太平三丁目九番五
号二階
有限会社アルティザイム・イン
ターナショナル
清算人 早出 貴司

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都港区台場二丁目二番二―
三二―一〇号
有限会社関谷ブランニング
清算人 関谷 純一

解散公告

当法人は、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号

一般社団法人KIX
代表清算人 長坂 英樹

解散公告

当法人は、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号

一般社団法人T・I・N
代表清算人 長坂 英樹

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都中野区野方六丁目五一番一二号

有限会社丸裕商事
清算人 榊田 敏子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都中野区野方六丁目五一番一二号

有限会社シグマスタジオ
清算人 半田 有子

解散公告

当社は、令和六年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都豊島区巢鴨一丁目二七番一号

日本ベトナム協同保証株式会社
代表清算人 グエン・ティ・ビエット・チン

解散公告

当投資法人は、令和八年九月十六日開催の投資主総会の決議により解散いたしましたので、当投資法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都港区浜松町二丁目三番一号

シノケン・レジデンシャル投資法人
清算執行人 宮原秀一郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都千代田区神田神保町二丁目一一番地
さくら総合事務所
印西フオー開発一般社団法人
代表清算人 林 健二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都江東区東砂一丁目三番一二号富石ビル三〇一号
聚思智能株式会社
代表清算人 衍 生人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都中央区東日本橋一丁目九番地二号

株式会社BANCHO TECH JAPAN
代表清算人 松澤 義晃

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都江戸川区東小岩五丁目三七番一二号
楽新ビル二〇〇号室
株式会社縁
代表清算人 リュ・ユセ

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都江戸川区西葛西二丁目一八三〇五
特定非営利活動法人サイエンスリンク
清算人 大野 杏佳

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都文京区本郷五丁目二三番一二号
株式会社鳩山企画
代表清算人 鳩山エミリー

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都新宿区市谷薬王寺町四番一号
株式会社富士屋
代表清算人 宮戸 識

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都足立区綾瀬五一一九一三三〇二

有限会社ワンウェイ
清算人 小池 和夫

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都台東区元浅草一丁目八番一一一六
株式会社アド・イトー
代表清算人 伊藤 誠

解散公告

当社は、令和八年八月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都港区浜松町二丁目七番一七号イーグル浜松町天翔オフィス浜松町大門一〇階一〇三〇号室
株式会社金ソリューション
代表清算人 波賀野剛如

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都港区六本木六丁目一五番一六本木ビルズけやき坂テラス四階
101株式会社
代表清算人 鄭 武壽

解散公告

当社は、令和八年八月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都港区南青山二丁目一五番二〇号エスポワール南青山二〇二号室

株式会社トライコネク

代表清算人 比嘉 秀泰

解散公告

当社は、令和八年八月二十八日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都港区六本木一丁目六番一号

ER15株式会社

代表清算人 松本 直也

解散公告

当社は、令和八年八月二十八日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都港区六本木一丁目六番一号

株式会社地域エネルギー開発

代表清算人 松本 直也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都中央区日本橋二丁目一六―四rem
i x日本橋六階

合同会社山と空
清算人 神崎 伸夫

解散公告

当社は、令和八年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都北区中十条二丁目一三番五号

株式会社アトム

代表清算人 高田 貴章

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都文京区湯島三丁目三番一号
有限会社石川商店

清算人 石川 和男

解散公告

当社は、令和八年六月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都町田市忠生二丁目一五番地一四四
株式会社タクト

代表清算人 上田 麻子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都千代田区九段南一丁目五番六号りそな九段ビル五階KSフロア

株式会社自由サービス
代表清算人 山下 直人

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都新宿区新宿三丁目三番二号

株式会社Breast

代表清算人 山下 由江

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目四番八号ウィンド恵比寿ビル八階

合同会社HODL LOVE

清算人 塚越 望

解散公告

当社は、社員総会の決議により令和八年九月十七日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイト
トーマツ赤坂インターナショナル株式会社

エスアイエム・レジデンス・スリー特定
目的会社

代表清算人 上田 新

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がない場合は清算から除斥いたします。

令和八年九月十八日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

一般社団法人伊良部島リゾート
代表清算人 鄭 武壽

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都西東京市新町六丁目二番一八号
有限会社栄進工業

清算人 岩倉 文男

解散公告

当社は、令和八年九月十五日付の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年九月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇
一号

H S J P N 特定目的会社

代表清算人 松澤 和浩

解散公告

当社は、令和八年九月十五日付の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇
一号

H S J P N 2 特定目的会社

代表清算人 松澤 和浩

解散公告

当社は、令和八年九月十五日付の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇
一号

H S J P N 3 特定目的会社

代表清算人 松澤 和浩

解散公告

当社は、令和八年九月十五日付の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇
一号
合同会社Hijoo Fund7
清算人 Hijoo 一般社団法人
職務執行者 加藤 光生

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都港区浜松町一丁目二七番一七号三和ビル四階プレミアムオフィス浜松町四二三
Trading Path株式会社
代表清算人 袁 康

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都港区西新橋一丁目七番二号
合同会社Hijoo Fund1
清算人 Hijoo 一般社団法人
職務執行者 加藤 光生

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都港区西新橋一丁目七番二号
合同会社Hijoo Fund4
清算人 Hijoo 一般社団法人
職務執行者 加藤 光生

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都港区西新橋一丁目七番二号
合同会社Hijoo Fund7
清算人 Hijoo 一般社団法人
職務執行者 加藤 光生

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都渋谷区神宮前六丁目一七番一一号
株式会社アルヌール
代表清算人 星 淳行

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都八王子市戸吹町一〇六八一
株式会社自然環境企画
代表清算人 大塚 泰徳

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都江戸川区東小岩一丁目一九番一六号
有限会社三栄設備
清算人 橋本 洋一

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

川崎市中原区上平間一七〇〇番三六五号
COCOCT合同会社
清算人 田村 一紀

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

横浜市鶴見区北寺尾六丁目一八番一三三
株式会社武建築企画
代表清算人 齋藤 良信

解散公告

当社は、令和八年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

神奈川県横浜市南区大岡一丁目三六番一五号
有限会社コロナオフィス
清算人 小林 弘幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

神奈川県座間市小松原一丁目二〇番一九号
合同会社WFC
清算人 和田晃太郎

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

横浜市港北区樽町一―二六―二二四〇一
有限会社リンクス・クリエーション
清算人 中條 和也

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

神奈川県横浜市相模原市三丁目六〇番
泰生ビル三〇八
株式会社JELLSH
代表清算人 宮崎 大地

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

神奈川県横浜市神奈川区浦島丘六番地一四
有限会社アイ・エム・エー・エス
清算人 今関 和美

解散公告

当社は、令和八年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

神奈川県藤沢市藤沢三丁目四番一五号
有限会社古木米店
清算人 古木 睦子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

神奈川県横浜市旭区善部町三〇番地三
SEP株式会社
代表清算人 本多 祥夫

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

横浜市区和泉中央南五丁目八番五〇一〇
二号
株式会社エヌティーサービス
代表清算人 野口 正幸

解散公告

当社は、令和八年九月十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

神奈川県南足柄市岩原二二六番地
YNマネジメント合同会社
代表清算人 新田 裕二

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

富山市市見町四丁目四二番地三
有限会社総合衣料くまの
清算人 頭川 俊夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

石川県加賀市動橋町イ一一六番地
有限会社AIP
清算人 阿地知孝明

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

長野県埴科郡坂城町南条四七八二一三
合同会社ハルナツ
代表清算人 中澤ちあき

解散公告

当社は、令和八年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

長野県上高井郡高山村大字高井字旅屋五五番地
有限会社オリエオン牧場
清算人 山岸 寛

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

長野県木曽郡大桑村大字野尻二二二六番地
出口木材工業株式会社
代表清算人 加藤 拓哉

解散公告

当社は、令和八年九月一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

静岡県浜松市中央区大瀬町二四七六番地
有限会社エヌシイケイ
代表清算人 石岡 徹夫

解散公告

当社は、令和八年八月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

静岡県裾野市平松一〇二番地
瑞盛株式会社
代表清算人 桃崎 栄子

解散公告

当社は、令和八年七月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

静岡県浜松市中央区砂山町三二四番地の八
日本ログハウス株式会社
代表清算人 大井 直樹

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

名古屋市中区川名本町四丁目三番二六号
万影逸楽合同会社
清算人 王 易宁

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二四番五号第二森ビル四〇一
吉至貿易株式会社
代表清算人 陳 吉敏

令和八年九月十八日

名古屋市中西区新七番五号（アーベイン
ハイツ瓢箪山二〇一号室）
有限会社オーキッドギャラリー・フジイ
清算人 阪田 彰

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

愛知県一宮市西萩原字下出九番地の一
有限会社メカドック
清算人 浦前 育睦

解散公告

当社は、令和八年八月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

三重県津市万町一五四番地
有限会社中辻
代表清算人 中辻 淑子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

三重県会郡南伊勢町中津浜浦二九四番地一
有限会社大伸電気
清算人 世古 大作

解散公告

当社は、令和八年九月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

滋賀県大津市湖城が丘一六一一八
エンデバーズ株式会社
代表清算人 近藤 浩志

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

京都市伏見区深草北新町六五五番地
株式会社ローヤル・エンタープライズ京都
代表清算人 石井希代子

解散公告

当社は、令和八年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

京都市山科区御陵進藤町一五の三
有限会社タイホー建築
清算人 西村 義明

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四八条第三号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

京都市左京区田中大久保町七番地
一般社団法人全国日本学士会
代表清算人 岡田 和男

解散公告

当社は、令和八年九月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

京都市左京区一乗寺釈迦堂町一三番地
有限会社奥村金属工業所
清算人 奥村 務

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

大阪府中央区北浜三丁目六番二二号淀屋橋
ステーションワン二〇階 有限会社信濃川
清算人 松原 浩晃

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日
大阪府大阪府西成区長橋三丁目一番一八号
特定非営利活動法人NOW
清算人 宋 久子

解散公告

当社は、令和八年八月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

大阪府中央区農人橋二丁目一番三五二〇
七号 金運屋株式会社
代表清算人 陳 圓圓

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

大阪府東成区大今里三丁目一五番六号Im
azatower五〇五C 鑫康馨株式会社
代表清算人 山根 武広

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

大阪府北区西天満六丁目三一梅田ベイ
スワン三〇二B号室 禾航株式会社
代表清算人 山根 武広

当法人は、令和八年八月十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

大阪府北区茶屋町一二番六号
特定非営利活動法人スローラインカンポ
ディア 清算人 山田 英男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

大阪府西成区南津守一丁目五番二八二二〇
二号 攪月株式会社
代表清算人 松澤 智也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日
大阪府豊中市利倉西二丁目八番一五八号
株式会社Dairy 立石 裕明

解散公告

当社は、令和八年八月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

大阪府淀川区新高六丁目一一番一〇号
株式会社ナレッジ 代表清算人 梶田 孝二

解散公告

当社は、令和四年十二月十四日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

大阪府旭区高殿五丁目一三番一〇一八二〇号
株式会社エム・アンド・ワイ
代表清算人 山下 政嗣

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日
大阪府中央区難波四丁目一番一五号近鉄難波ビル一階
代表清算人 柴崎 佳吾

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日
大阪府此花区梅香一丁目一九番二二二号ボンジュール梅香三〇二二号室 清禾合同会社
清算人 吳 榮泉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日
大阪府東成区深江北三丁目四番二二二号エク
ラ深江橋八一〇B フクコネクト株式会社
代表清算人 劉 楚君

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

大阪府阿倍野区王子町三丁目一三番二二〇一
二〇一 巨鼎株式会社
代表清算人 ソ・ケイリョウ

解散公告

当社は、令和八年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

大阪府堺市中区深井沢町三二六五番地ミ
ラージュ昌栄ビル1F
堺市ファーマシー株式会社
代表清算人 古河喜久代

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

大阪府大阪市北区松ヶ枝町二二二日建イン
テリジエント松ヶ枝ビル3F
新星通信株式会社
代表清算人 ゴハクリョウ

解散公告

当社は、令和八年八月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

大阪府西成区南津守七丁目八番六二E
株式会社玉婷商行
代表清算人 リュウ・ギョクテイ

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

大阪府中央区北久宝寺町四丁目三番八一ー
〇〇五号
博泉合同会社
清算人 ニン グン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

兵庫県西宮市甲子園口北町一ー一サニ一サ
イドビル三〇三号
有限会社エーティエル工房
清算人 山田 佳弘

解散公告

当社は、令和八年九月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

兵庫県神戸市中央区京町六八番地ウエイ
バーン六八ー四階
株式会社ブラッシュアップ
代表清算人 石橋 英明

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

兵庫県姫路市花田町上原田六六九番地
株式会社with the
代表清算人 三木 寿一

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

島根県雲南市木次町木次四一番地一
有限会社藤原薬局
清算人 藤原 進

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

岡山市南区大福七〇七番地九
有限会社オオタ車輦
清算人 太田 政美

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

広島県竹原市西野町一〇五番地一
株式会社繁光組
代表清算人 繁光 聡

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

広島市南区仁保新町二丁目七番二一ー一〇
有限会社しまや水産
清算人 島本 隆弘

解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

広島県福山市南本庄五丁目五番一二号
広島県シルバー福祉生活協同組合
清算人 朝日奈正信

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

香川県坂出市府中町六〇五四番地四
有限会社聚楽
清算人 中永 善之

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

香川県木田郡三木町大字池戸一三九番地
一〇〇
有限会社中村環境工産
清算人 中村 隆夫

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

香川県高松市木太町三五九三番地二
有限会社三友工務店
清算人 速水 義弘

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

香川県丸亀市土器町東八丁目四六七番地
マリオン土器ガーデン二〇六号
さぬき観光開発株式会社
代表清算人 近兼 孝休

解散公告

当社は、令和八年八月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

愛媛県新居浜市滝の宮町四番二七号
株式会社コセジオ
代表清算人 神野久美子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

高知県香美市土佐山田町旭町二丁目二番八号
有限会社大和
清算人 森川 良子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日
福岡市博多区吉塚一三〇一四一四一
日越ブリッジ合同会社
清算人 ブイ テイ トウ サンゴ

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日
北九州市小倉南区津田新町四丁目一〇番
一一三〇五号
特定非営利活動法人明日はもつと綺麗隊
清算人 山崎須美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

福岡市中央区大名二丁目二番一三〇二号
株式会社バンクレスト
代表清算人 小松敬太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

福岡市中央区警固二丁目二番一五号
秋本動物病院有限会社
清算人 秋本 博

解散公告

当社は、令和八年八月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

福岡市博多区博多駅前二丁目一番一六号
株式会社九宅協住宅開発
代表清算人 東 憲和

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

福岡市博多区博多駅前四丁目九番二八号
ウエルビーイング・キャリア・ジャパン
株式会社
代表清算人 花村 嘉信

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

佐賀県小城市牛津町牛津九二五番地一
株式会社木下製作所
代表清算人 木下 勝

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

長崎市大橋町二二番一四号
レグノコーポレーション株式会社
代表清算人 山口 希

解散公告

当社は、令和八年八月二十五日開催の臨時株主総会の決議により、令和八年八月三十一日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日
熊本県宇土市古城町六三六番地
株式会社友栄ホーム
代表清算人 白井 恭子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

大分県佐伯市弥生大字江良二七一六番地一
株式会社俵組
代表清算人 俵 和友

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年八月十二日札幌地方裁判所岩見沢支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

北海道岩見沢市八条東一丁目一〇番地三
宗教法人神道大和教我路教会
清算人 田村 秀樹

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年五月二十八日開催の社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

埼玉県川越市大字寺尾八八番地
医療法人河靖会河野医院
清算人 大塚 宏子

解散公告(第一回)

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日
東京都港区港南二丁目一六番七号品川Vタワー二五二一三三
医療法人社団済仁会
清算人 山内 潤

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年四月三十日、建物の全部の滅失により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都中央区京橋一丁目一番五号
メゾン・ド・タクト管理組合法人
清算人 富田 保徳

解散公告(第一回)

当組合は、令和八年八月二十五日横浜市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都新宿区神楽坂一丁目一番地
新綱島駅前地区市街地再開発組合
代表清算人 池谷 完治

解散公告(第一回)

当組合は、令和八年八月二十一日向日市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

京都府向日市森本町春日井二六番地
向日市森本東部土地画整理組合
代表清算人 清水 陽一

解散公告(第一回)

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

和歌山県田辺市たきない町二番一号
医療法人顕秀会
清算人 榎本 宗浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県県館山市大戸一三番地、最後の住所千葉県館山市正木二四四番地の六

被相続人 亡 植木 康博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

千葉県千葉市中央区中央三丁目三番八号日進センタービル七階 松本・山下総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岡田 知也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区神谷二丁目三番地一〇、最後の住所東京都中央区勝どき六丁目三番一三四〇九号

被相続人 亡 川田 洋美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月二十日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都千代田区平河町一丁目七番二〇号C〇一平河町ビル六階ヴェリタス法律事務所

相続財産清算人 弁護士 廣川 英史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都立川市曙町三丁目一〇番地、最後の住所東京都多摩市連光寺一丁目一番地の一カサさくらが丘五〇三

被相続人 亡 菅原 恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月二十日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

事務所東京都府中市住吉町一丁目七九番地の四匠ビル二階 西東京きらり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長谷川 敬祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区本羽田一丁目三三四番地、最後の住所東京都大田区大森東四丁目四〇番三号ライブラリ大森東一番館二〇一

被相続人 亡 大出 光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十九日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階 潮見坂総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 阿南 剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市羽鳥二丁目一五七番地一、最後の住所神奈川県藤沢市羽鳥一丁目二番八号

被相続人 亡 水上 秀樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

神奈川県横浜市中区太田町一四一二関内川島ビル七階

相続財産清算人 弁護士 橋本 吉行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区東山田三丁目九番、最後の住所横浜市中区都筑区川和町八一番地一〇

被相続人 亡 大槻 真一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

神奈川県横浜市中区北仲通三三三中小企業共済ビル二階

相続財産清算人 弁護士 古西 達夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区洋光台二丁目一番、最後の住所横浜市中区菅田町六七三番地一ミモザ横浜官田

被相続人 亡 飯野 清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

神奈川県横浜市中区北仲通三三三中小企業共済ビル二階

相続財産清算人 弁護士 古西 達夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市辻堂新町二丁目二六五番地、最後の住所神奈川県藤沢市大鋸二丁目一九番三三〇一

被相続人 亡 柳田 芳紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

神奈川県横浜市中区鶴屋町二一九一七グローリア初穂横浜六〇二

相続財産清算人 弁護士 大野 美樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市那加新加納町二〇〇番地、最後の住所岐阜県各務原市那加新加納町二六五一番地

被相続人 亡 廣瀬 まき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十九日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

事務所岐阜県各務原市橋四丁目六番七号鈴木ビル三F一四 U・I 総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 乾 美恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県湖西市太田九二七番地、最後の住所静岡県湖西市新所・岡崎・梅田入会地一番地の三ウインディアC一〇二

被相続人 亡 石田 良治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

静岡県湖西市梅田六三九番地

相続財産清算人 司法書士 白井 聖記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市吉岡一九一三番地二、最後の住所静岡県掛川市吉岡一五一六番地の四

被相続人 亡 山崎 敏彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

事務所静岡県掛川市亀の甲一丁目一四番七号

相続財産清算人 司法書士 桑原 淑浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市岩滑二二〇番地五、最後の住所静岡県掛川市岩滑二二〇番地の五

被相続人 亡 稲田 政博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

事務所静岡県掛川市亀の甲一丁目一四番七号

相続財産清算人 司法書士 桑原 淑浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区新川二丁目一〇六番地六、最後の住所静岡県静岡市駿河区新川二丁目九番五号

被相続人 亡 望月 寅重

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

静岡県葵区日出町五一三 日出町法律事務所

相続財産清算人 可児 望

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊川市小坂井町榎王六九番、七〇番合併地、最後の住所愛知県豊橋市小松原町字浜四一番地

被相続人 亡 安藤 充治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

愛知県蒲郡市旭町一〇番一九号スペースイズビル二階C号室加藤法律事務所

相続財産清算人 弁護士 加藤 雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市高須町一丁目三番地、最後の住所大阪府守口市八雲北町二丁目二六番一
号 被相続人 亡 清水 忍

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月十八日

大阪府北区西天満四丁目三番二五号梅田ブ
ラザビル四階

相続財産清算人 弁護士 甲斐 一真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県延岡市稲葉崎町二丁目二四二九番
地一、最後の住所大阪府岸和田市大工町二番
一五号 被相続人 亡 山口 忠幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月十八日

大阪府北区西天満四丁目六番三三号ヴェール
中ノ島北一一〇一号室

相続財産清算人 弁護士 成田由岐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府茨木市小川町九番、最後の住所大
阪府摂津市一津屋三丁目七番三一六〇五号
被相続人 亡 百合 辰夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月十八日

大阪府大阪市北区西天満三丁目二番九号
翁ビル三A

相続財産清算人 弁護士 木口 充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市東区菩提町二丁目一六三番地
一、最後の住所兵庫県西宮市上ヶ原十番町一
番七五一一〇一号 被相続人 亡 橋爪 革雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月十八日

兵庫県西宮市甲風園一丁目八一 ゆとり
生活館A M I S五階 弁護士法人芦屋西宮
市民法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宮地 重充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市椋野上町一七一番地、最後
の住所山口県下関市椋野上町一一番三二二号
被相続人 亡 榊田シズエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月十八日

山口県下関市秋根本町二丁目一〇一四ス
カイビル二〇三三 長谷川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長谷川健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市木太町一八九二番地一、最
後の住所香川県高松市木太町一八五二番地三
被相続人 亡 内海 謙二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月十八日

香川県高松市磨屋町七番地五
田代・菊池法律事務所

相続財産清算人 弁護士 菊池 昌晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市若松区深町二丁目二一番地四
〇、最後の住所北九州市若松区深町一丁目一
八番九号 被相続人 亡 岡本レイ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月十八日

北九州市小倉北区田町一四番二八号ロイ
ヤビル六階

相続財産清算人 弁護士 油布 剛

所有権不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、
次のとおり供託しました。

一 対象土地 秋田県由利本荘市島海町下笹子字
本屋敷一六八番一、秋田県由利本荘市島海町下笹
子字本屋敷一六九番一、秋田県由利本荘市島海町
下笹子字本屋敷一六九番二、秋田県由利本荘市島
海町下笹子字本屋敷一七〇番、秋田県由利本荘市
島海町下笹子字本屋敷一七二番一、秋田県由利本
荘市島海町下笹子字本屋敷一七三番一、秋田県由
利本荘市島海町下笹子字本屋敷一八九番、秋田県
由利本荘市島海町下笹子字本屋敷二一七番一

二 供託所 秋田地方裁判所本荘支部

三 供託番号 令和八年度金第六八号

四 供託金額 一五二、六六四円

五 裁判所 秋田地方裁判所本荘支部

六 事件名 所有権不明土地管理命令申立事件

七 事件番号 令和七年(チ)第三号

令和八年九月十八日

秋田県にかほ市象潟町字二ノ丸三二番地三

所有権不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、
次のとおり供託しました。

一 対象土地 熊本県下益城郡美里町豊富字園二
八番一

熊本県下益城郡美里町豊富字前一
五六番一

熊本県下益城郡美里町豊富字前一
六三番一

熊本県下益城郡美里町豊富字橋ノ
谷一二〇九番

二 供託所 熊本地方裁判所宇土支局

三 供託番号 令和八年度金第九十七号

四 供託金額 四万一千八四三円

五 裁判所 熊本地方裁判所

六 事件名 所有権不明土地管理命令申立事件

七 事件番号 令和七年(チ)第八号

令和八年九月十八日

熊本県熊本市中央区南千反畑町一〇番一九号

所有権不明土地管理人 弁護士 三角 恒

第20期決算公告

令和8年9月17日

群馬県高崎市八島町117

株式会社 Saving Lives

代表取締役 小林 浩一

貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	191,874
	固定資産	1,053,348
	資産合計	1,245,223
負債純資産及び部	流動負債	325,624
	固定負債	946,785
	流動負債	△27,187
	固定負債	12,000
	資本剰余金	17,080
	利益剰余金	△56,267
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	△56,267 (6,905)
	負債・純資産合計	1,245,223

第14期決算公告

令和8年8月19日

栃木県宇都宮市元今泉3丁目10番1号

株式会社 トキワ・サトー

代表取締役社長 篠崎 暢章

貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資産部	流動資産	142,416
	固定資産	144,195
	資産合計	286,611
負債純資産及び部	流動負債	84,788
	固定負債	201,823
	流動負債	20,000
	固定負債	181,823
	資本剰余金	181,823
	利益剰余金	(8,184)
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	
	負債・純資産合計	286,611

第63期決算公告

令和8年9月8日

山形県上山子金谷字鼠谷地1453

株式会社 片桐製作所

代表取締役 片桐 鉄哉

貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)(単位:百万円)

科	目	金額
資産部	流動資産	2,653
	固定資産	1,929
	資産合計	4,582
負債純資産及び部	流動負債	638
	固定負債	169
	流動負債	3,775
	固定負債	70
	資本剰余金	3,705
	利益剰余金	18
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	3,687 (45)
	負債・純資産合計	4,582

所有者不明土地及び建物管理人による供託公告
非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の
規定により、次のとおり供託しました。
一 対象土地 愛知県稲沢市祖父江町森上本郷九
四四番一、愛知県稲沢市祖父江
町森上本郷九四四番四

対象建物 愛知県稲沢市祖父江町森上本郷九
四四番地一 家屋番号四四番一

二 供託所 名古屋地方裁判所一宮支部
供託番号 令和八年度金第二二五号

三 供託金額 二、二九八、三九二円

四 裁判所 名古屋地方裁判所一宮支部
事件名 所有者不明土地建物管理命令申立事
件

七 事件番号 令和七年（チ）第六号
令和八年九月十八日

愛知県一宮市大和町馬引二二九七番地
所有者不明土地建物管理人 浅井 知子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第
二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 大林 靖広 本籍 栃木県鹿沼市幸
町一丁目七番 従来の住所 東京都中野区上高
田二丁目四三番一七号セブンスターハイツ中野
V三〇一 生年月日 昭和五十二年一月十五日

二 供託所 東京法務局
供託番号 令和八年度金第二三〇五九号

三 供託金額 一、九四二、四一六円

四 裁判所 東京家庭裁判所
事件名 不在者財産管理人選任申立事件

六 事件番号 令和七年（家）第七三二八四号
令和八年九月十八日

東京都千代田区神田多町二丁目一 一番力ツ
ミビル五階 弥生共同法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 川村 理
不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第
二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 成 貞泰

住所 川崎市高津区溝口一〇〇番地
生年月日 一九四三年十月二十九日

二 供託所 横浜地方裁判所川崎支部
供託番号 令和八年度金第六一七号

三 供託金額 二、一七一、一一五円

四 裁判所 横浜家庭裁判所川崎支部

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
七 事件番号 令和七年（家）第八〇一八号
令和八年九月十八日

神奈川県川崎市中原区上新城二丁目六番五
号ベルニユー二〇三号室G、G、プリ
スチャール法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 山際康太郎

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第
二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 若林 隆夫

住所 長野県上田市上田原一七五四番地八〇
生年月日 昭和二十五年二月八日

二 供託所 長野地方裁判所上田支部
供託番号 令和八年度金第一〇八号

三 供託金額 金七二万九千九百九十三円

四 裁判所 長野家庭裁判所上田支部
事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和六年（家）第五〇五二号
令和八年九月十八日

長野県上田市中央一丁目二番三号
不在者財産管理人司法書士 宮入 健介

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等を改葬すること
なりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者
及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公
告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁
仏として改葬することになりますので、承知くだ
さい。

令和八年九月十八日

一 墳墓等所在地 神奈川県鎌倉市十二所五二二
一 墳墓等の名称 鎌倉霊園

一 死亡者の区画番号、本籍及び氏名
第一四区四側一六号 高知県土佐郡土佐村南泉
三二一 番地 谷岩太 谷昌 谷奈緒子、神奈
川県鎌倉市扇ヶ谷二〇二番地 内山ユク

第一四区一側八号 東京都港区麻布北新門前
町一番地 村上辰義

第三三三三三側一三三 神奈川県鎌倉市本郷村上
野一〇七三番地 角田ハル 角田民右エ門

角田コト 角田真一、神奈川県横浜市戸塚区
上郷町一〇七三番地 角田正一 角田ミツ

角田ミワ 角田隆 角田正子 角田隆保 角
田君

第三八区六側四三三 東京都文京区後楽二丁目
四九番地 新倉ミエ子 新倉重勝、神奈川県
茅ヶ崎市本村一丁目六三三番地 米山すま
子

第五〇区七側六号 神奈川県横浜市中区麦田町
四丁目九九番地 下田みね子 下田重太郎

第一四区四側一四九号 岩手県盛岡市本通一丁
目二九三番地 中村ソノ、東京都大田区池上
二丁目一八六番地 中村勝男

第二地区三側二三四号 大阪府大阪市南区高津
町三番二四番地 秋岡武次郎、東京都目黒
区自由ヶ丘二丁目二番地 秋岡文子

宅地建物取引業者営業保証金取りもちし公告

宅地建物取引業者法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告
します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業者法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載
の翌日から6箇月以内はその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した
申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業
保証金は同人に返還されます。
令和8年9月18日

記

【掲載順序】

①商号又は名称 ②免許証番号 ③（代表者の）氏名 ④事務所の所在地 ⑤営業保証金の額 ⑥申
出書提出先 ⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ビルネット ②国土交通大臣48021 ③代表取締役 金丸圭介 ④東京都千代田区外神田
2丁目15番2号 廃止した従たる事務所 北海道札幌市中央区南一条東3-9-2札幌MIDビル4
階 大阪府大阪市中央区北浜4-7-28住友ビル2号館7階 ⑤1000万円 ⑥関東地方整備局長 ⑦
東京都千代田区外神田2丁目15番2号 株式会社ビルネット 代表取締役 金丸圭介

①土屋振興株式会社 ②東京都知事(9)54022 ③代表取締役 渡邊卓平 ④東京都港区赤坂4-9-1
17 ⑤1000万円 ⑥東京都知事 ⑦東京都港区赤坂4-9-17 土屋振興株式会社 代表取締役 渡
邊卓平

①エールプラス株式会社 ②三重県知事(2)第3502号 ③代表取締役 奥村浩二 ④三重県志摩市阿
児町国府1061番地71 ⑤1000万円 ⑥三重県知事 ⑦三重県志摩市阿児町国府1061番地71 エールプ
ラス株式会社 代表取締役 奥村浩二

①綾羽株式会社 ②京都府知事(1)14690号 ③代表取締役 河本紗代子 ④京都府京都市下京区
烏丸通四条下 水銀屋町612番地 ⑤1000万円 ⑥京都府知事 ⑦京都府京都市下京区烏丸通四条下
の水銀屋町612番地 綾羽株式会社 代表取締役 河本紗代子

①株式会社竹内製材所 ②大阪府知事(2)17038 ③旧代表取締役 竹内司 ④代表取締役 竹内雅子
④大阪府守口市大門町2番8号 ⑤1000万円 ⑥大阪府知事 ⑦大阪府守口市大門町2番8号 株
式会社竹内製材所 代表取締役 竹内雅子

第三九区二側八九号 山形県上山市鶴野町一丁
目三四七番地一 大岡百合子 大岡嘉晴 大
岡多恵子

第六区一二側七号 岩手県胆沢郡前沢町古城字
草井川二番地 石川格二 石川ゴヨ、神奈
川県横須賀市坂本町三丁目四番地 石川初恵

石川貴史 石川一衛

一 改葬を行うとする者 神奈川県鎌倉市十二
所五一二 一般財団法人康信会 理事長 阿部
浩二

第3期決算公告 令和8年9月1日 埼玉県飯能市双柳1264番地 株式会社ニットー冷熱アドバンス 代表取締役 大栗 修 貸借対照表の要旨(令和8年7月31日現在)			
科	目	金 額(百万円)	
資の 産部	流 動 資 産	40	
	固 定 資 産	259	
	合 計	0	
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	299	
	固 定 負 債	36	
	株 主 資 本	153	
	資 本 金	110	
	利 益 剰 余 金	1	
	利 益 準 備 金	50	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	50	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	59	
	（うち当期純利益）	59	
	合 計	(41)	
	合 計	299	

第32期決算公告 令和8年9月17日 埼玉県川口市本蓮1丁目3-8 株式会社小林総研 代表取締役 黒田 孝 貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)			
科	目	金 額(千円)	
資の 産部	流 動 資 産	229,736	
	固 定 資 産	45,245	
	合 計	274,982	
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	47,960	
	固 定 負 債	10,832	
	株 主 資 本	216,189	
	資 本 金	12,000	
	利 益 剰 余 金	204,189	
	利 益 準 備 金	3,000	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	201,189	
	（うち当期純利益）	(58,097)	
	合 計	274,982	

第55期決算公告 令和8年9月18日 群馬県前橋市新前橋町14番地の26 都市開発設計株式会社 代表取締役社長 茂木 敏夫 貸借対照表の要旨(令和8年5月31日現在)			
科	目	金 額(千円)	
資の 産部	流 動 資 産	347,863	
	固 定 資 産	138,013	
	合 計	485,876	
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	108,259	
	固 定 負 債	21,097	
	株 主 資 本	356,520	
	資 本 金	31,500	
	利 益 剰 余 金	332,120	
	利 益 準 備 金	7,875	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	324,245	
	（うち当期純利益）	(32,064)	
	自 己 株 式	△7,100	
	合 計	485,876	

第7期決算公告 令和8年9月18日 千葉県市川市湊新田二丁目9番21号 株式会社SDSナカシマホールディングス 代表取締役 中島 照統 貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在)(単位:百万円)			
科	目	金 額	
資の 産部	流 動 資 産	409	
	固 定 資 産	372	
	合 計	781	
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	418	
	固 定 負 債	314	
	株 主 資 本	48	
	資 本 金	1	
	利 益 剰 余 金	46	
	利 益 準 備 金	46	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	(15)	
	（うち当期純利益）	(15)	
	合 計	781	

第47期決算公告 令和8年9月18日 千葉県市川市湊新田二丁目9番21号 株式会社サイコー 代表取締役 中島 照統 貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在)(単位:百万円)			
科	目	金 額	
資の 産部	流 動 資 産	413	
	固 定 資 産	1,495	
	合 計	1,909	
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	90	
	固 定 負 債	555	
	株 主 資 本	1,262	
	資 本 金	34	
	利 益 剰 余 金	1,228	
	利 益 準 備 金	1,228	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	(12)	
	（うち当期純利益）	(12)	
	合 計	1,909	

第52期決算公告 令和8年6月26日 埼玉県越谷市大里688 株式会社東栄パック 代表取締役社長 満村 勉 貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)			
科	目	金 額(千円)	
資の 産部	流 動 資 産	53,207	
	固 定 資 産	33,060	
	合 計	86,267	
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	15,024	
	（うち賞与引当金）	(5,405)	
	株 主 資 本	71,243	
	資 本 金	10,000	
	利 益 剰 余 金	61,243	
	利 益 準 備 金	2,500	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	58,743	
	（うち当期純損失）	(422)	
	合 計	86,267	

決算公告 令和8年6月30日 東京都渋谷区神宮前五丁目2番28号 ドクターマーチン・エアウェアジャパン 株式会社 代表取締役 及川 洋一 貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)			
科	目	金 額(千円)	
資の 産部	流 動 資 産	3,615,972	
	固 定 資 産	1,197,886	
	資 産 合 計	4,813,858	
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	3,288,692	
	固 定 負 債	291,178	
	株 主 資 本	1,233,988	
	資 本 金	55,000	
	利 益 剰 余 金	1,178,988	
	利 益 準 備 金	88,545	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,090,443	
	（うち当期純損失）	(79,547)	
	負債・純資産合計	4,813,858	

第68期決算公告 令和8年9月18日 東京都千代田区外神田2丁目10番7号 中村電気株式会社 代表取締役 中村 啓孝 貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)			
科	目	金 額(千円)	
資の 産部	流 動 資 産	2,141,631	
	固 定 資 産	955,196	
	合 計	3,096,973	
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	1,364,757	
	固 定 負 債	642,927	
	株 主 資 本	1,089,289	
	資 本 金	70,200	
	利 益 剰 余 金	1,032,479	
	利 益 準 備 金	17,550	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,014,929	
	（うち当期純利益）	(59,714)	
	自 己 株 式	△13,390	
	合 計	3,096,973	

第7期決算公告 令和8年7月31日 東京都品川区西五反田1-23-9 りそな五反田ビル7階 株式会社オルブラ 代表取締役 鈴木 健太 貸借対照表の要旨(令和8年5月31日現在)			
科	目	金 額(円)	
資の 産部	流 動 資 産	263,816,165	
	固 定 資 産	2,052,546	
	資 産 合 計	265,868,711	
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	63,813,545	
	固 定 負 債	5,816,000	
	株 主 資 本	196,239,166	
	資 本 金	7,000,000	
	利 益 剰 余 金	189,239,166	
	利 益 準 備 金	189,239,166	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	(69,982,653)	
	（うち当期純利益）	(69,982,653)	
	負債・純資産合計	265,868,711	

第4期決算公告 令和8年9月18日 東京都港区芝公園二丁目11-1 住友不動産芝公園タワー16階 インパクトサークルリーシング株式会社 代表取締役 高橋 智志 貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)			
科	目	金 額(百万円)	
資の 産部	流 動 資 産	7	
	固 定 資 産	2	
	資 産 合 計	9	
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	2	
	固 定 負 債	7	
	株 主 資 本	10	
	資 本 金	△3	
	利 益 剰 余 金	△3	
	利 益 準 備 金	(1)	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	(1)	
	（うち当期純損失）	(1)	
	負債・純資産合計	9	

第5期決算公告 令和8年9月18日 東京都港区芝公園二丁目11-1 住友不動産芝公園タワー16階 インパクトサークル株式会社 代表取締役 高橋 智志 貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)			
科	目	金 額(百万円)	
資の 産部	流 動 資 産	121	
	固 定 資 産	385	
	資 産 合 計	506	
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	117	
	固 定 負 債	183	
	株 主 資 本	206	
	資 本 金	298	
	利 益 剰 余 金	293	
	利 益 準 備 金	293	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	△384	
	（うち当期純損失）	△384	
	負債・純資産合計	506	

決 算 公 告 令和8年9月18日 東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂Bizタワー30階 エフティーエスイー・ジャパン・ リミテッド 日本における代表者 井上 清志 貸借対照表の要旨(令和7年12月31日現在)			
科	目	金 額(千円)	
資の 産部	流 動 資 産	8,545	
	固 定 資 産	205	
	合 計	8,750	
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	3,833	
	固 定 負 債	400	
	株 主 資 本	4,516	
	資 本 金	1,100	
	利 益 剰 余 金	4,848	
	利 益 準 備 金	(716)	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	(716)	
	（うち当期純損失）	(716)	
	評価・換算差額等	△1,431	
	合 計	8,750	

第5期決算公告 令和8年8月24日
兵庫県淡路市野島大川70
株式会社バソナ古酒蔵
代表取締役 安村 亮彦
貸借対照表の要旨(令和8年5月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資の産部	流動資産	352,294
	固定資産	40,236
	合 計	392,531
負純債資産及びのび部	流動負債	2,417
	固定負債	—
	株主資本	390,114
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	321,383
	その他資本剰余金	100,000
	利益剰余金	221,383
	その他利益剰余金	△31,268
	(うち当期純損失)	△31,268
	合 計	392,531

第52期決算公告 2026年9月18日
京都府京丹後市網野町網野2648番地
丹後テクスタイル株式会社
代表取締役 糸井 義知
貸借対照表の要旨(2026年5月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資の産部	流動資産	187,675
	固定資産	86,331
	資産合計	274,006
負純債資産及びのび部	流動負債	152,675
	(賞与引当金)	(17,243)
	固定負債	54,330
	(退職給付引当金)	(54,330)
	株主資本	67,001
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	47,001
	利益準備金	5,003
	その他利益剰余金	41,998
	(うち当期純利益)	(19,705)
	負債・純資産合計	274,006

第41期決算公告
令和8年9月18日
長野県松本市大字島内1666番地
株式会社長栄ガスサービス
代表取締役 高橋 康二
貸借対照表の要旨(令和8年4月30日現在)

科	目	金 額(千円)
資の産部	流動資産	96,274
	固定資産	37,452
	合 計	133,727
負純債資産及びのび部	流動負債	44,377
	(うち賞与引当金)	(3,000)
	固定負債	41,493
	株主資本	47,856
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	37,856
	利益準備金	2,050
	その他利益剰余金	35,806
	(うち当期純利益)	(1,036)
	合 計	133,727

第100期決算公告 令和8年6月22日
山形県酒田市山居町二丁目3番8号
庄内倉庫株式会社
代表取締役社長 田村 久義
貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資の産部	流動資産	505,572
	固定資産	351,748
	資産の部合計	857,321
負純債資産及びのび部	流動負債	7,307
	固定負債	2,465
	株主資本	845,724
	資本剰余金	33,316
	資本準備金	40,821
	利益剰余金	771,586
	(利益準備金)	(8,329)
	(その他利益剰余金)	(763,257)
	評価差額金	1,824
	負債・純資産合計	857,321

(注) 当期純利益 13,864千円

第25期決算公告 令和8年6月22日
山形県東田川郡庄内町家根合字中荒田21番地の2
株式会社庄内食肉公社
代表取締役社長 佐々木英之
貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資の産部	流動資産	795,536
	固定資産	73,905
	資産の部合計	869,441
負純債資産及びのび部	流動負債	118,168
	固定負債	50,282
	株主資本	700,990
	資本剰余金	206,520
	資本準備金	18,450
	利益剰余金	476,020
	(利益準備金)	(33,180)
	(その他利益剰余金)	(442,840)
	負債・純資産合計	869,441

(注) 当期純利益 16,068千円

第53期決算公告
令和8年8月28日
山口県柳井市柳井150番地
三新商事株式会社
代表取締役 赤司 澄夫
貸借対照表の要旨
(令和8年5月31日現在) (単位:千円)

科	目	金 額
資の産部	流動資産	1,660,218
	固定資産	45,023
	合 計	1,705,242
負純債資産及びのび部	流動負債	981,945
	固定負債	155,597
	株主資本	567,698
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	547,698
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	541,698
	(うち当期純利益)	(52,950)
	合 計	1,705,242

第5期決算公告
2026年8月27日
東京都渋谷区本町四丁目12番7号
泉西新宿ビル4階
株式会社H o U S E
代表取締役 渡邊 博幸
貸借対照表の要旨(2026年5月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資の産部	流動資産	2,616
	固定資産	600
	合 計	3,216
負純債資産及びのび部	流動負債	964
	固定負債	10,000
	株主資本	△ 7,748
	資本剰余金	3,000
	資本準備金	△ 10,748
	利益剰余金	△ 10,748
	その他利益剰余金	△ 10,748
	(うち当期純損失)	(11,010)
	合 計	3,216

第40期決算公告 2026年9月18日
東京都新宿区新宿一丁目1番11号
株式会社アークノハラ
代表取締役社長 岡本 力
貸借対照表の要旨(2026年6月30日現在)

科	目	金 額(千円)
資の産部	流動資産	2,813,003
	固定資産	417,999
	合 計	3,231,002
負純債資産及びのび部	流動負債	1,387,020
	固定負債	221,501
	株主資本	1,622,481
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	2,634,117
	その他資本剰余金	136,632
	利益剰余金	2,497,484
	(利益準備金)	△ 1,061,636
	(その他利益剰余金)	△ 1,061,636
	(うち当期純損失)	(168,881)
	合 計	3,231,002

第2期決算公告
令和8年9月18日
福島県双葉郡大熊町大字下野上字清水230
株式会社Medical Circulator
代表取締役 高山 能成
貸借対照表の要旨(令和8年5月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資の産部	流動資産	2,292
	固定資産	114
	資産合計	2,406
負純債資産及びのび部	流動負債	1,181
	固定負債	1,980
	株主資本	△755
	資本剰余金	2,000
	資本準備金	△2,755
	利益剰余金	△2,755
	その他利益剰余金	△2,755
	(うち当期純利益)	(1,795)
	合 計	2,406

第10期決算公告
令和8年8月20日
名古屋市中央区上前津2丁目13番24号603
一般社団法人Anointed mass choir
代表理事 河原美由紀
貸借対照表の要旨
(令和8年6月30日現在) (単位:千円)

科	目	金 額
資の産部	流動資産	21,132
	固定資産	459
	合 計	21,591
負純債資産及びのび部	流動負債	14,454
	株主資本	7,137
	資本剰余金	7,137
	利益剰余金	7,137
	その他利益剰余金	7,137
	(うち当期純利益)	(2,749)
	合 計	21,591

第10期決算公告
令和8年8月20日
名古屋市中央区上前津2丁目13番24号
株式会社Respect Music Office
代表取締役社長 田中 学
貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)

科	目	金 額(千円)
資の産部	流動資産	9,043
	固定資産	972
	合 計	10,015
負純債資産及びのび部	流動負債	2,109
	固定負債	1,837
	株主資本	6,069
	資本剰余金	3,000
	資本準備金	3,069
	利益剰余金	240
	利益準備金	2,829
	その他利益剰余金	(3,350)
	(うち当期純損失)	(3,350)
	合 計	10,015

第2期決算公告
2026年8月26日
神奈川県藤沢市本町4丁目7-18
2ndPASS株式会社
代表取締役 秋野 大知
貸借対照表の要旨(2026年5月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資の産部	流動資産	122,568
	固定資産	100,990
	合 計	223,558
負純債資産及びのび部	流動負債	90,569
	株主資本	132,989
	資本剰余金	4,000
	資本準備金	11,422
	利益剰余金	11,422
	その他資本剰余金	117,567
	利益剰余金	117,567
	その他利益剰余金	117,567
	(うち当期純利益)	(19,407)
	合 計	223,558

決 算 公 告

令和8年9月18日
大阪市住之江区南港中七丁目1番19号
ブルーロジテム株式会社
代表取締役 坂中 亮善
貸借対照表の要旨
(令和8年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の産部	
流動資産	79,084
固定資産	324,852
合 計	403,936
負債純資産及びのび部	
流動負債	108,560
固定負債	248,475
株主資本	46,900
資本剰余金	7,000
利益剰余金	39,900
その他利益剰余金	39,900
(うち当期純利益)	(15,044)
合 計	403,936

決 算 公 告

令和8年9月18日
大阪市住之江区南港中七丁目1番19号
エスエーサービス株式会社
代表取締役 坂中 亮善
貸借対照表の要旨(令和7年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	517,933
固定資産	46,799
合 計	564,732
負債純資産及びのび部	
流動負債	277,993
固定負債	236,789
株主資本	49,949
資本剰余金	10,000
利益剰余金	39,949
利益準備金	9,468
その他利益剰余金	30,480
(うち当期純利益)	(18,899)
合 計	564,732

決 算 公 告

令和8年9月18日
大阪市住之江区南港中七丁目2番5号
エスエーエル株式会社
代表取締役 坂中 亮善
貸借対照表の要旨
(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の産部	
流動資産	155,867
固定資産	16,530
合 計	172,397
負債純資産及びのび部	
流動負債	36,222
固定負債	84,968
株主資本	51,206
資本剰余金	19,300
利益剰余金	31,906
その他利益剰余金	31,906
(うち当期純利益)	(2,340)
合 計	172,397

第4期決算公告 令和8年9月18日
大阪府堺市堺区中之町西一丁目1番30号
JFFホールディングス株式会社
代表取締役 野村 武
貸借対照表の要旨(令和8年2月28日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	133,490
固定資産	1,010,756
合 計	1,144,247
負債純資産及びのび部	
流動負債	193,172
固定負債	573,198
株主資本	377,876
資本剰余金	1,000
利益剰余金	307,246
その他資本剰余金	307,246
利益剰余金	69,630
その他利益剰余金	69,630
(うち当期純利益)	(9,641)
合 計	1,144,247

決 算 公 告

令和8年9月18日
大阪市住之江区南港中七丁目1番19号
山藤運送株式会社
代表取締役 坂中 亮善
貸借対照表の要旨(令和8年5月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	397,160
固定資産	61,981
合 計	459,141
負債純資産及びのび部	
流動負債	122,865
固定負債	166,582
株主資本	169,693
資本剰余金	13,000
利益剰余金	156,693
利益準備金	340
その他利益剰余金	156,353
(うち当期純利益)	(23,946)
合 計	459,141

決 算 公 告

令和8年9月18日
大阪市住之江区南港中七丁目1番19号
山藤サービス株式会社
代表取締役 坂中 亮善
貸借対照表の要旨
(令和8年5月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の産部	
流動資産	123,459
固定資産	8,782
合 計	132,241
負債純資産及びのび部	
流動負債	48,457
固定負債	30,772
株主資本	53,012
資本剰余金	9,000
利益剰余金	44,012
その他利益剰余金	44,012
(うち当期純利益)	(12,482)
合 計	132,241

第14期決算公告

令和8年8月28日
鳥取県米子市米原四丁目5番31号
山陰電気システム株式会社
代表取締役社長 高岡 喜文
貸借対照表の要旨(令和8年5月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	159,462
固定資産	7,423
合 計	166,885
負債純資産及びのび部	
流動負債	32,123
固定負債	5,236
株主資本	129,525
資本剰余金	20,000
利益剰余金	109,525
利益準備金	160
その他利益剰余金	109,365
(うち当期純利益)	(24,751)
合 計	166,885

第3期決算公告 令和8年8月26日
大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
森田化学ホールディングス株式会社
代表取締役 森田 泰央
貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	14,402
固定資産	2,170,166
合 計	2,184,569
負債純資産及びのび部	
流動負債	70
固定負債	478,680
株主資本	1,705,819
資本剰余金	5,000
利益剰余金	1,687,740
その他資本剰余金	1,687,740
利益剰余金	13,079
その他利益剰余金	13,079
(うち当期純利益)	(18,919)
合 計	2,184,569

第12期決算公告

令和8年9月18日
大阪府堺市堺区中之町西一丁目1番30号
株式会社エヌプロデュース
代表取締役 野村 武
貸借対照表の要旨(令和8年1月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	88,509
固定資産	680,992
合 計	769,501
負債純資産及びのび部	
流動負債	113,683
固定負債	562,950
株主資本	100,315
資本剰余金	1,000
利益剰余金	99,315
その他利益剰余金	99,315
(うち当期純利益)	(19,674)
合 計	776,948

第39期決算公告

令和8年9月18日 東京都墨田区吾妻橋1丁目23番1号
アサヒビジネスソリューションズ株式会社
代表取締役社長 永松 誠司
貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在) (単位:千円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部
流動資産	4,840,260
固定資産	848,210
有形固定資産	298,741
無形固定資産	131,418
投資その他の資産	418,050
流動負債	3,875,981
固定負債	288,784
賞与引当金	13,444
役員賞与引当金	3,573,752
その他負債	608,275
退職給付引当金	507,773
その他負債	100,502
株主資本	1,204,214
資本剰余金	110,000
利益剰余金	1,094,214
利益準備金	27,500
その他利益剰余金	1,066,714
(うち当期純利益)	(370,604)
資産合計	5,688,471
	負債・純資産合計 5,688,471

資金決済に関する法律第二十條第一項に基づ
く前払式支払手段の払戻しの公告
〔商号又は名称〕
株式会社ソニー・インタラクティブエンタ
テインメント「PlayStation VR2専用
ソフトウェア」『Firewall Ultra』のサービ
ス終了に伴い、資金決済に関する法律第二十
條第一項に基づき、未使用の前払式支払
手段「シャドウコイン」を保有しているお
客様に次のとおり払戻しを有しています。
〔払戻しを行う前払式支払手段の種類〕
シャドウコイン
(ゲーム名: Firewall Ultra)
〔払戻しの申出期間〕
二〇二六年九月十八日十二時〇〇分より二〇
二六年十二月十八日二十三時五十九分まで
※当該期間内に払戻しの申出がない場合
はこの払戻し手続きから除外されます。
〔お問い合わせ先〕
株式会社ソニー・インタラクティブエンタ
テインメント
〒一〇八八二七〇
東京都港区港南一丁目六番二七号
[https://www.playstation.com/ja-jp/
support/contact-us/](https://www.playstation.com/ja-jp/support/contact-us/)

第 27 期 決 算 公 告

令和8年9月18日
京都市下京区綾小路通烏丸東入ル竹屋之町252番地 1
四条烏丸アーバンライフビル101

株式会社レポインターナショナル
代表取締役 越川 哲也

貸借対照表の要旨
(令和8年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	434,216	流 動 負 債	1,012,154
固 定 資 産	5,422,798	(うち賞与引当金)	(15,000)
		固 定 負 債	4,576,125
		株 主 資 本	268,735
		資 本 金	499,975
		資 本 剰 余 金	428,175
		資 本 準 備 金	428,175
		利 益 剰 余 金	△ 659,415
		その他利益剰余金	△ 659,415
		(うち当期純利益)	(50,558)
資 産 合 計	5,857,014	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,857,014

第 63 期 決 算 公 告

令和8年9月18日
東京都大田区千鳥3丁目19番3号
寺岡オートドア株式会社
代表取締役 吉田 毅

貸借対照表の要旨
(令和8年5月31日現在) (単位:千円)

資 産 の 部	金 額	負 債 及 び 純 資 産 の 部	金 額
流 動 資 産	1,869,225	流 動 負 債	1,549,845
固 定 資 産	1,248,253	(うち引当金)	(55,810)
有 形 固 定 資 産	782,586	固 定 負 債	771,172
無 形 固 定 資 産	9,993	(うち引当金)	(448,360)
投 資 そ の 他 の 資 産	455,674	株 主 資 本	796,461
		資 本 金	30,000
		利 益 剰 余 金	766,461
		利 益 準 備 金	7,500
		その他利益剰余金	758,961
		(うち当期純利益)	(60,085)
資 産 合 計	3,117,478	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,117,478

第 15 期 決 算 公 告

令和8年8月28日
東京都港区南青山三丁目1番30号
株式会社バソナ農援隊
代表取締役 田中 康輔

貸借対照表の要旨 (令和8年5月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	183,728	流 動 負 債	459,856
固 定 資 産	832,495	賞 与 引 当 金	5,899
		固 定 負 債	204,747
		退職給付引当金	590
		役員株式給付引当金	4,156
		株 主 資 本	351,618
		資 本 金	50,000
		資 本 剰 余 金	486,210
		資 本 準 備 金	50,000
		その他資本剰余金	436,210
		利 益 剰 余 金	△184,591
		(うち当期純損失)	(184,591)
資 産 合 計	1,016,223	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,016,223

第 71 期 決 算 公 告

令和8年9月15日
山形県山形市若葉町13番45号
コーアイセイ株式会社
代表取締役社長 廣野 敏博

貸借対照表の要旨 (令和8年6月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,589,705	流 動 負 債	4,412,393
固 定 資 産	9,925,089	賞 与 引 当 金	13,975
		固 定 負 債	4,307,155
		退職給付引当金	77,532
		役員退職慰労引当金	13,888
		株 主 資 本	7,795,246
		資 本 金	480,000
		資 本 剰 余 金	300,000
		資 本 準 備 金	300,000
		利 益 剰 余 金	7,015,246
		利 益 準 備 金	45,000
		その他利益剰余金	6,970,246
		(うち当期純利益)	(1,467,464)
資 産 合 計	16,514,795	負 債 ・ 純 資 産 合 計	16,514,795

第 36 期 決 算 公 告

令和8年8月26日
東京都杉並区阿佐谷南3丁目6番1号
株式会社コムウェル
代表取締役 山川 寅彦

貸借対照表の要旨
(令和8年6月30日現在) (単位:千円)

資 産 の 部	金 額	負 債 及 び 純 資 産 の 部	金 額
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,935,359	流 動 負 債	912,746
固 定 資 産	11,760,286	固 定 負 債	11,826,546
繰 延 資 産	25,623	退職給付引当金	35,507
		株 主 資 本	981,976
		資 本 金	30,000
		資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	991,976
		利 益 準 備 金	28,750
		その他利益剰余金	963,226
		(うち当期純利益)	(25,598)
		自 己 株 式	△40,000
資 産 合 計	13,721,268	負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,721,268

第 25 期 決 算 公 告

令和8年9月15日
横浜市港北区日吉七丁目15番13号
コーアバイオテックベイ株式会社
代表取締役社長 福永 一成

貸借対照表の要旨 (令和8年6月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,001,264	流 動 負 債	147,544
固 定 資 産	747,525	賞 与 引 当 金	3,641
		固 定 負 債	21,214
		退職給付引当金	5,084
		株 主 資 本	1,580,030
		資 本 金	10,000
		資 本 剰 余 金	27,000
		その他資本剰余金	27,000
		利 益 剰 余 金	1,543,030
		利 益 準 備 金	2,500
		その他利益剰余金	1,540,530
		(うち当期純利益)	(51,419)
資 産 合 計	1,748,789	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,748,789

第 23 期 決 算 公 告

令和8年9月18日
岡山県美作市下庄町750-3
ムサシ食品工業株式会社
代表取締役 中島喜代美

貸借対照表の要旨 (令和8年6月30日現在)

科 目	金 額 (千円)
資 産 の 部	
流 動 資 産	106,036
固 定 資 産	63,687
合 計	169,723
負 債 及 び 純 資 産 の 部	
流 動 負 債	78,073
(うち賞与引当金)	(800)
固 定 負 債	83,065
株 主 資 本	8,584
資 本 金	52,200
利 益 剰 余 金	△ 43,615
利 益 準 備 金	336
その他利益剰余金	△ 43,951
(うち当期純利益)	(418)
合 計	169,723

第 5 期 決 算 公 告

令和8年8月25日
東京都千代田区丸の内2丁目4番1号
タワー・ストリート特定目的会社
取締役 本吉 進

貸借対照表の要旨
(令和8年6月30日現在) (単位:千円)

資 産 の 部	金 額	負 債 及 び 純 資 産 の 部	金 額
そ の 他 の 資 産	11,711,846	流 動 負 債	342,346
流 動 資 産	11,711,846	負 債 合 計	342,346
		社 員 資 本	11,369,500
		特 定 資 本 金	100
		優 先 資 本 金	2,705,312
		剰 余 金	8,664,088
		当 期 未 処 分 利 益	8,664,088
		純 資 産 合 計	11,369,500
資 産 合 計	11,711,846	負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,711,846

損益計算書の要旨

(自 令和8年1月1日)
(至 令和8年6月30日)
(単位:千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	15,613,157
営 業 費 用	6,840,861
営 業 利 益	8,772,296
営 業 外 収 入	1,400
営 業 外 費 用	11,961
経 常 利 益	8,761,735
税 引 前 当 期 純 利 益	8,761,735
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,520
当 期 純 利 益	8,759,215

科	目	金 額
資の産部	流動資産	1,568,828
	固定資産	185,955
	資産合計	1,754,783
負債純資産及び部	流動負債	572,000
	固定負債	81,080
	株主資本	1,101,703
	資本	21,000
	利益剰余金	1,080,703
	利益準備金	10,500
	その他利益剰余金	1,070,203
	(うち当期純利益)	(322,887)
	負債・純資産合計	1,754,783

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し、三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月十八日

熊本市中央区細工町五丁目二七番地

株式会社サンワールド九州

代表取締役 猿渡 和雄

第23期決算公告

令和8年9月18日
熊本市中央区細工町五丁目27番地
株式会社サンワールド九州
代表取締役 猿渡 和雄

貸借対照表の要旨

科 目		金 額
資産の部	流動資産	35,120
	固定資産	78,032
資産合計		113,152
負債の部	流動負債	15,182
	固定負債	89,475
負債合計		104,657
純資産の部	資本剰余金	8,494
	利益剰余金	23,000
純資産合計		31,494
負債・純資産合計		113,152

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することになりましたので公告します。

この組織変更により異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月十八日

東京都中央区銀座一丁目六番一〇号

株式会社TMYインベストメント

代表取締役 山田 御酒

第9期決算公告 令和8年9月18日
東京都中央区銀座一丁目6番11号
土志田ビルディング3F
株式会社TMYインベストメント
代表取締役 山田 御酒
貸借対照表の要旨(令和7年7月31日現在)

科 目		金 額
資産の部	流動資産	8,006
	固定資産	180,618
資産合計		188,624
負債の部	流動負債	279,738
	固定負債	59,488
負債合計		339,226
純資産の部	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	196,000
純資産合計		206,000
負債・純資産合計		545,226

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年九月十八日

東京都渋谷区初台一丁目四八番六号

国際装飾株式会社

代表取締役 河西順一郎

第69期決算公告 令和8年9月18日
東京都渋谷区初台一丁目48番6号
国際装飾株式会社
貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目		金 額
資産の部	流動資産	243,215
	固定資産	557,489
資産合計		800,704
負債の部	流動負債	221,184
	固定負債	202,714
負債合計		423,898
純資産の部	資本剰余金	376,805
	利益剰余金	20,000
純資産合計		396,805
負債・純資産合計		820,703

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するMuse総合株式会社(住所東京都千代田区二番町一〇番二〇号)に対して当社の不動産事業の一部を除く全ての事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月十八日

東京都千代田区二番町一〇番二〇号

ミュージアム一九九株式会社

代表取締役 櫻町まちな

第24期決算公告 令和8年9月18日
東京都千代田区二番町11番20号
ミュージアム一九九株式会社
代表取締役 櫻町まちな
貸借対照表の要旨(令和7年12月31日現在)

科 目		金 額
資産の部	流動資産	192,053
	固定資産	2,670,916
資産合計		2,862,970
負債の部	流動負債	425,400
	固定負債	1,483,000
負債合計		1,908,400
純資産の部	資本剰余金	954,570
	利益剰余金	30,000
純資産合計		984,570
負債・純資産合計		2,892,970

第1期決算公告 令和8年6月25日
東京都新宿区新宿1-20-13
花園公園ビル6階
InQuater株式会社
代表取締役 村井 真也
貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目		金 額
資産の部	流動資産	246,757
	固定資産	223,522
資産合計		470,279
負債の部	流動負債	26,490
	固定負債	368,000
負債合計		394,490
純資産の部	資本剰余金	75,789
	利益剰余金	100,000
純資産合計		175,789
負債・純資産合計		570,279

第4期決算公告 令和8年8月28日
兵庫県淡路市野島常盤字源八1510番地4
株式会社Awaji Nature Farm
代表取締役 田中 康輔
貸借対照表の要旨(令和8年5月31日現在)

科 目		金 額
資産の部	流動資産	184,808
	固定資産	61,336
資産合計		246,145
負債の部	流動負債	23,430
	固定負債	1,768
負債合計		25,198
純資産の部	資本剰余金	222,446
	利益剰余金	65,000
純資産合計		287,446
負債・純資産合計		312,644

第23期決算公告 令和8年9月18日
東京都文京区後楽二丁目2番8号
一般社団法人
ダム水源地上砂対策技術研究会
代表理事 井山 聡
貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)

科 目		金 額
資産の部	流動資産	18,784
	固定資産	18,784
資産合計		37,568
負債の部	流動負債	861
	固定負債	861
負債合計		1,722
純資産の部	資本剰余金	7,000
	利益剰余金	10,923
純資産合計		(1,953)
負債・純資産合計		17,923

第14期決算公告 令和8年8月27日
東京都港区北青山2-10-29
日昭第2ビル2F
一般社団法人MPN
代表理事 倉田 信雄
貸借対照表の要旨(令和8年5月31日現在)

科 目		金 額
資産の部	流動資産	2,982,618
	固定資産	902,318
資産合計		3,884,936
負債の部	流動負債	2,815,569
	固定負債	113,305
負債合計		2,928,874
純資産の部	一般正味財産	956,062
	正味財産合計	956,062
負債・純資産合計		3,884,936

第6期決算公告 令和8年9月18日
東京都渋谷区神宮前二丁目30番28-102号
株式会社ハイベックス
代表取締役 長谷川直輝
貸借対照表の要旨 (令和7年10月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資の産部	流 動 資 産	45,745
	固 定 資 産	340
	合 計	46,086
負純資産及び部	流 動 負 債	1,934
	固 定 負 債	27,064
	株 主 本 金	17,087
	資 本 剰 余 金	39,450
	資 本 準 備 金	38,250
	利 益 剰 余 金	38,250
	そ の 他 利 益 剰 余 金	△60,612
	そ の 他 利 益 剰 余 金	△60,612
	(うち当期純損失)	(23,870)
	合 計	46,086

代表取締役 長谷川直輝
株式会社ハイベックス
一〇二号

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を六千六百九十四万九千九百円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年九月十八日
東京都渋谷区神宮前二丁目三〇番二八一〇二号
代表取締役 長谷川直輝

第4期決算公告 令和8年9月18日
東京都渋谷区渋谷3丁目10番13号
公益財団法人
静岡イノベーション奨学事業団
代表理事 富田 直人
貸借対照表の要旨 (令和8年5月31日現在) (単位:千円)

科	目	金 額
資の産部	流 動 資 産	3,854
	固 定 資 産	7,215
	合 計	11,069
負味財産及び部	流 動 負 債	2,016
	負 債 合 計	2,016
	指 定 正 味 財 産	7,215
	一 般 正 味 財 産	1,838
	正 味 財 産 合 計	9,053
	合 計	11,069

第4期決算公告 令和8年9月18日
東京都中央区日本橋大伝馬町1番2号
株式会社KITA asset management
代表取締役 細澤 聡希
貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資の産部	流 動 資 産	113,786
	固 定 資 産	2,247
	合 計	117,000
負純資産及び部	流 動 負 債	10,237
	株 主 本 金	106,762
	資 本 剰 余 金	50,000
	資 本 準 備 金	209,026
	利 益 剰 余 金	129,488
	そ の 他 利 益 剰 余 金	79,538
	そ の 他 利 益 剰 余 金	△152,263
	そ の 他 利 益 剰 余 金	△152,263
	(うち当期純損失)	(93,848)
	合 計	117,000

代表取締役 細澤 聡希
株式会社KITA asset management
東京都中央区日本橋大伝馬町一番二二二

資本金の額の減少公告
当社は、令和八年十月二十日を払込期日とする募集株式の発行により資本金の額が増加することを条件として、資本金の額を二千九百九十八万八千円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年九月十八日
東京都中央区日本橋大伝馬町一番二二二
代表取締役 細澤 聡希

第2期決算公告 令和8年9月18日
長野県佐久市岩村田5506番地
一般財団法人さくまんが舎
代表理事 岡村 善行
貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在) (単位:千円)

科	目	金 額
資の産部	流 動 資 産	41,427
	固 定 資 産	1,102
	合 計	42,529
負味財産及び部	流 動 負 債	959
	負 債 合 計	959
	一 般 正 味 財 産	41,570
	正 味 財 産 合 計	41,570
	合 計	42,529

第2期決算公告 令和8年9月18日
東京都港区愛宕二丁目5番1号
愛宕グリーンヒルズMORIタワー
株式会社NSSK-C2
代表取締役 津坂 純
貸借対照表の要旨 (令和7年8月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資の産部	流 動 資 産	135,363
	固 定 資 産	4,530,000
	合 計	4,665,363
負純資産及び部	流 動 負 債	3,945
	固 定 負 債	1,500,000
	株 主 本 金	3,161,417
	資 本 剰 余 金	50
	資 本 準 備 金	3,233,950
	利 益 剰 余 金	3,233,950
	そ の 他 利 益 剰 余 金	△72,582
	そ の 他 利 益 剰 余 金	△72,582
	(うち当期純損失)	(30,685)
	合 計	4,665,363

代表取締役 津坂 純
株式会社NSSK-C2
東京都港区愛宕二丁目五番一愛宕グ

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を十一億五千万円、資本準備金の額を十一億五千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年九月十八日
東京都港区愛宕二丁目五番一愛宕グ

第9期決算公告 令和8年8月26日
東京都渋谷区神宮前六丁目19番20号
株式会社ピークデジタル
代表取締役 植山 浩介
貸借対照表の要旨 (令和8年5月31日現在) (単位:千円)

科	目	金 額
資の産部	流 動 資 産	86,032
	固 定 資 産	106
	合 計	86,139
負純資産及び部	流 動 負 債	21,390
	株 主 本 金	64,748
	資 本 剰 余 金	5,000
	利 益 剰 余 金	59,748
	そ の 他 利 益 剰 余 金	59,748
	そ の 他 利 益 剰 余 金	(34,780)
	合 計	86,139

第11期決算公告 令和8年9月18日
東京都港区南青山二丁目26番37号
VORT外苑前I、9階
Dual Life Partners株式会社
代表取締役 矢野 真一
貸借対照表の要旨 (令和7年11月30日現在) (単位:千円)

資 産 の 部			負 債 及 び 純 資 産 の 部		
科	目	金 額	科	目	金 額
流 動 資 産	流 動 資 産	753,403	流 動 負 債	流 動 負 債	173,204
	固 定 資 産	565,583		固 定 負 債	434,797
負純資産及び部	流 動 負 債	668	資 本 金	株 主 本 金	711,653
	固 定 負 債			資 本 剰 余 金	10,000
	株 主 本 金			資 本 準 備 金	10,200
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	10,200
	資 本 準 備 金			そ の 他 利 益 剰 余 金	691,453
	利 益 剰 余 金			そ の 他 利 益 剰 余 金	691,453
	そ の 他 利 益 剰 余 金			(うち当期純利益)	(48,183)
	そ の 他 利 益 剰 余 金			合 計	1,319,655
	(うち当期純損失)				
	合 計	1,319,655			

代表取締役 矢野 真一
Dual Life Partners株式会社
東京都港区南青山二丁目二六番三七号
VORT外苑前I、九階
令和八年九月十八日
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

新設分割公告
当社は、新設分割により新設するP A Y T O D A Y株式会社(住所 東京都港区南青山二丁目二六番三七号VORT外苑前I、九階)に対して当社の債権流動化事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

「官報」は電子化されました。
令和7年4月1日から
内閣府

第14期決算公告

令和8年9月18日

栃木県佐野市関川町880番地1

東日本ロジック株式会社

代表取締役 田屋 克則

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の部	流動資産	11,623
	固定資産	25,801
	資産合計	37,424
負債純資産及び部の部	流動負債	26,552
	固定負債	0
	株主資本	10,872
	資本剰余金	1,000
	利益剰余金	9,872
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	9,872
	負債・純資産合計	37,424

第25期決算公告

令和8年9月18日

栃木県佐野市関川町880番地1

株式会社東日本土木

代表取締役 田屋 克則

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の部	流動資産	3,665,018
	固定資産	1,560,570
	資産合計	5,225,588
負債純資産及び部の部	流動負債	1,717,603
	固定負債	423,246
	株主資本	3,084,739
	資本剰余金	60,000
	利益剰余金	3,024,739
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	10,000
	負債・純資産合計	5,225,588

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和8年10月19日であり、両社の株主総会の承認決議は令和8年8月19日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和8年9月18日
栃木県佐野市関川町八八〇番地一
(甲)株式会社東日本土木
代表取締役 田屋 克則
栃木県佐野市関川町八八〇番地一
(乙)東日本ロジック株式会社
代表取締役 田屋 克則

第2期決算公告

令和8年9月18日

千葉県我孫子市天王台一丁目22番15号

ISネクスト株式会社

代表取締役 渡辺 高志

貸借対照表の要旨

(令和7年10月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資産の部	流動資産	4,446
	固定資産	244,179
	資産合計	248,626
負債純資産及び部の部	流動負債	30,283
	固定負債	210,000
	株主資本	8,343
	資本剰余金	3,750
	利益剰余金	4,593
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	4,593
	合計	248,626

第22期決算公告

令和8年9月18日

千葉県我孫子市天王台四丁目17番1号

アイ・エス・ジーホールディングス株式会社

代表取締役 並木 喬

貸借対照表の要旨(令和7年7月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の部	流動資産	5,087
	固定資産	257,246
	資産合計	262,334
負債純資産及び部の部	流動負債	310
	固定負債	171,000
	株主資本	91,023
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	81,023
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	1,400
	合計	262,334

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和8年9月18日
千葉県我孫子市天王台四丁目一七番一
(甲)アイ・エス・ジーホールディングス株式会社
代表取締役 並木 喬
千葉県我孫子市天王台一丁目二二番一
(乙)ISネクスト株式会社
代表取締役 渡辺 高志

第7期決算公告

令和8年9月18日

東京都中央区八重洲二丁目2番1号

GLP大阪市東住吉区まちづくり特定目的会社

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨(令和8年7月31日現在)(単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	6,270,738	流動負債	562,204
有形固定資産	6,270,738	固定負債	3,404,000
特定資産合計	6,270,738	負債合計	3,966,204
その他の資産	8,824,727	社員資本	11,129,261
流動資産	8,791,412	特定資本	100
固定資産	26,008	優先資本	8,064,950
繰延資産	7,307	剰余金	3,064,211
その他の資産合計	8,824,727	当期未処分利益	3,064,211
合計	15,095,466	純資産合計	11,129,261
		合計	15,095,466

(注) 端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

(自 令和8年4月1日)

(至 令和8年7月31日)

(単位:千円)

科	目	金 額	
営	業	収益	13,811,200
営	業	費用	10,538,735
営	業	利益	3,272,464
営	業	外	921
営	業	外	26,304
営	業	常	3,247,080
税	引前	期純	3,247,080
法	人税	住民税及び	4,189
事	業	当期純	3,242,891
事	業	期繰越	178,680
事	業	期未処	3,064,211
事	業	分損	
事	業	分益	

優先資本金の額の減少公告
当社は、優先資本金の額を二億八千二百二十万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は左記のとおりです。
令和8年9月18日
東京都中央区八重洲二丁目二番一号
GLP大阪市東住吉区まちづくり特定目的会社
取締役 北川 久芳

第8期決算公告

令和8年9月18日

東京都文京区本駒込五丁目5番9号

バスタメディコ株式会社

代表取締役 木下 敦

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の部	流動資産	82,180
	固定資産	476
	資産合計	82,657
負債純資産及び部の部	流動負債	55,879
	固定負債	26,778
	株主資本	20,000
	資本剰余金	6,778
	利益剰余金	550
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	6,228
	負債・純資産合計	82,657

第52期決算公告

令和8年9月18日

東京都文京区本駒込五丁目5番9号

株式会社サンユーメディカル

代表取締役 木下 敦

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の部	流動資産	2,834,724
	固定資産	637,777
	資産合計	3,482,875
負債純資産及び部の部	流動負債	1,544,661
	固定負債	1,268,688
	株主資本	669,526
	資本剰余金	25,000
	利益剰余金	644,526
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	12,500
	負債・純資産合計	3,482,875

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和8年9月18日
東京都文京区本駒込五丁目五番九号
(甲)株式会社サンユーメディカル
代表取締役 木下 敦
東京都文京区本駒込五丁目五番九号
(乙)バスタメディコ株式会社
代表取締役 木下 敦

第4期決算公告			
令和8年9月18日			
東京都新宿区四谷坂町10番10号			
ユアトレード株式会社			
代表取締役 柳澤 裕人			
貸借対照表の要旨 (令和7年10月31日現在) (単位:千円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	79,752	流動負債	10,551
固定資産	207,744	固定負債	69,998
繰上資産	341	株主資本	207,289
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	254,442
		資本剰余金	185,168
		その他資本剰余金	69,274
		利益剰余金	△147,153
		その他利益剰余金	△147,153
		(うち当期純損失)	(92,058)
資産合計	287,838	負債・純資産合計	287,838

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千五百四万七千四百三十九円、資本準備金の額を三億二千万五千四百八十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月十八日

東京都新宿区四谷坂町一〇番一〇号

ユアトレード株式会社

代表取締役 柳澤 裕人

第64期決算公告			
令和8年9月18日			
奈良県北葛城郡広陵町大字笠203番地			
旭ソックス株式会社			
代表取締役 野瀬 和弘			
貸借対照表の要旨 (令和7年10月31日現在) (単位:円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	356,256,784	流動負債	165,855,651
固定資産	274,154,137	固定負債	78,971,354
		役員退職給与引当金	2,000,000
		役員賞与引当金	5,000,000
		株主資本	385,583,916
		資本剰余金	26,000,000
		利益剰余金	365,433,916
		利益準備金	6,500,000
		その他利益剰余金	358,933,916
		(うち当期純損失)	(19,989,361)
		自己株式	△5,850,000
資産合計	630,410,921	負債・純資産合計	630,410,921

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千六百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年八月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月十八日

奈良県北葛城郡広陵町大字笠二〇三番地

旭ソックス株式会社

代表取締役 野瀬 和弘

第2期決算公告			
令和8年9月18日			
東京都港区虎ノ門二丁目6番1号			
株式会社Trunk1			
代表取締役 谷澤 克弥			
貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在) (単位:千円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,403	流動負債	1,904
固定資産	3,825,300	株主資本	3,821,518
		資本剰余金	50
		資本準備金	5,846,250
		資本剰余金	50
		その他資本剰余金	5,846,200
		利益剰余金	△2,024,781
		その他利益剰余金	△2,024,781
		(うち当期純損失)	(2,024,775)
		新株予約権	3,281
資産合計	3,826,703	負債・純資産合計	3,826,703

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を七億七千七百十五万円、資本準備金の額を七億七千七百十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月十八日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一〇号虎ノ門ヒルズステーションタワー一九階

株式会社Trunk1

代表取締役 谷澤 克弥

第64期決算公告			
令和8年9月18日			
兵庫県尼崎市西長洲町二丁目5番7号尼崎テクノ工業団地内			
株式会社イトウ六東日本			
代表取締役 伊藤 六郎			
貸借対照表の要旨 (令和8年6月30日現在) (単位:千円)			
資産の部	負債及び純資産の部		
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	104,116	流動負債	39,644
固定資産	36,969	固定負債	31,760
		株主資本	69,681
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,017
		資本剰余金	12
		その他資本剰余金	10,005
		利益剰余金	49,665
		利益準備金	1,810
		その他利益剰余金	47,855
		(うち当期純利益)	(12,878)
合 計	141,085	合 計	141,085

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を金一万千八百円減少し金〇円とすることにいたしました。なお、減少する一万千八百円はその他資本剰余金とします。

株主総会の決議は令和八年八月十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和八年九月十八日

兵庫県尼崎市西長洲町二丁目五番七号尼崎テクノ工業団地内

株式会社イトウ六東日本

代表取締役 伊藤 六郎

第13期決算公告

令和8年9月18日
岩手県盛岡市前九年二丁目10番27号
株式会社北点舎
代表取締役 高橋 清実
貸借対照表の要旨
(令和7年10月31日現在) (単位:円)

科 目	金 額
資の産部	
流動資産	7,532,638
固定資産	96,900,163
投資その他の資産	80,496,767
合 計	16,403,396
負債純資産及び部	
流動負債	4,753,521
固定負債	86,926,341
株主資本	12,752,939
利益剰余金	3,000,000
利益剰余金	9,752,939
(うち当期純利益)	(3,621,142)
合 計	104,432,801

第11期決算公告

令和8年9月18日
東京都中央区日本橋人形町二丁目31番13号
株式会社pull focus
代表取締役 高橋 庸輔
貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在)

科 目	金 額(円)
資の産部	
流動資産	2,014,904
固定資産	46,791,843
投資その他の資産	43,352,843
合 計	3,439,000
負債純資産及び部	
流動負債	428,201
固定負債	56,413,668
株主資本	△8,035,122
利益剰余金	3,000,000
利益剰余金	△11,035,122
(うち当期純利益)	(45,487,673)
合 計	48,806,747

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年九月十八日
東京都中央区日本橋人形町二丁目三十一番一〇〇三
株式会社pull focus
(甲) 代表取締役 高橋 庸輔
岩手県盛岡市前九年二丁目一〇番二七号
(乙) 株式会社北点舎
代表取締役 高橋 清実

第10期決算公告

令和8年9月18日
千葉県八千代市勝田台四丁目13番地7
株式会社ウィズハート
代表取締役 甲斐 博
貸借対照表の要旨 (令和8年6月30日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の産部	
流動資産	13
固定資産	6
合 計	20
負債純資産及び部	
流動負債	21
固定負債	23
株主資本	△24
利益剰余金	28
利益剰余金	△53
その他利益剰余金	△53
(うち当期純利益)	(4)
合 計	20

第19期決算公告

令和8年9月18日
千葉県八千代市勝田台四丁目13番地7
ウィズユー株式会社
代表取締役 甲斐 博
貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の産部	
流動資産	226
固定資産	200
合 計	3
負債純資産及び部	
流動負債	213
固定負債	194
株主資本	23
利益剰余金	30
利益剰余金	△6
その他利益剰余金	△6
(うち当期純利益)	(18)
合 計	430

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年九月十八日
千葉県八千代市勝田台四丁目一三番地七
(甲) ウィズユー株式会社
代表取締役 甲斐 博
千葉県八千代市勝田台四丁目一三番地七
(乙) 株式会社ウィズハート
代表取締役 甲斐 博

第11期決算公告 令和8年9月18日

大阪市西区新町一丁目24番8号

株式会社オネストサービス

代表取締役 新垣 稔

貸借対照表の要旨 (令和6年9月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	2,827
固定資産	
合 計	2,827
負債純資産及び部	
流動負債	70
固定負債	2,757
株主資本	3,000
利益剰余金	△242
利益剰余金	△242
その他利益剰余金	(274)
(うち当期純損失)	
合 計	2,827

第62期決算公告 令和8年9月18日

北九州市八幡西区熊手三丁目3番12号
株式会社P・Dコーポレーション
代表取締役 山下 隆一
貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	279,985
固定資産	30,222
合 計	310,207
負債純資産及び部	
流動負債	31,656
固定負債	7,102
退職給付引当金	7,102
株主資本	271,449
利益剰余金	20,000
利益剰余金	261,349
利益準備金	19,263
その他利益剰余金	242,085
(うち当期純損失)	(10,019)
自己株式	△9,900
合 計	310,207

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年九月十八日
北九州市八幡西区熊手三丁目三番一二号
(甲) 株式会社P・Dコーポレーション
代表取締役 山下 隆一
大阪市西区新町一丁目二四番八号
(乙) 株式会社オネストサービス
代表取締役 新垣 稔

第61期決算公告 令和8年9月18日

埼玉県所沢市大字下安松969番地1

株式会社キャロム・プランニング

代表取締役 亀井 唯泰

貸借対照表の要旨 (令和8年6月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	393,138
固定資産	57,375
合 計	450,513
負債純資産及び部	
流動負債	11,183
固定負債	439,330
株主資本	70,000
利益剰余金	369,330
利益準備金	17,500
その他利益剰余金	351,830
(うち当期純利益)	(139,246)
合 計	450,513

第51期決算公告 令和8年9月18日

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目384番地
株式会社キャロム
代表取締役 亀井 唯泰
貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	309,582
固定資産	450,968
合 計	760,550
負債純資産及び部	
流動負債	287,792
固定負債	472,758
株主資本	10,000
利益剰余金	23,000
利益準備金	23,000
利益剰余金	439,758
利益準備金	1,350
その他利益剰余金	438,408
(うち当期純利益)	(146,770)
合 計	760,550

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年九月十八日
埼玉県さいたま市北区日進町一丁目三八四番地
(甲) 株式会社キャロム
代表取締役 亀井 唯泰
埼玉県所沢市大字下安松九六九番地一
(乙) 株式会社キャロム・プランニング
代表取締役 亀井 唯泰

第 50 期決算公告 令和8年9月18日

札幌市東区北24条東21丁目6番9号

株式会社ライフサクライ

代表取締役 早田 靖

貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)

科	目	金 額(千円)
資の産部	流 動 資 産	397,519
	固 定 資 産	264,434
	資 産 合 計	661,954
負純債資及のび部	流 動 負 債	129,099
	固 定 負 債	80,443
	株 主 資 本	452,411
	資 利 益 剰 余 金	10,000
	資 利 益 剰 余 金	442,411
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	442,411 (123,848)
	負債・純資産合計	661,954

第 83 期決算公告 令和8年8月28日

北海道旭川市曙1条1丁目

日本醤油工業株式会社

代表取締役社長 茂木 浩介

貸借対照表の要旨(令和8年5月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資の産部	流 動 資 産	213,521
	固 定 資 産	62,195
	資 産 合 計	275,716
負純債資及のび部	流 動 負 債	80,341
	固 定 負 債	55,827
	(退職給付引当金)	(24,889)
	株 主 資 本	139,548
	資 利 益 剰 余 金	13,500
	資 利 益 剰 余 金	126,048
	負債・純資産合計	275,716

第 12 期決算公告 令和8年8月17日

福井県坂井市春江町沖布目第38号3番地

未来テクノ株式会社

代表取締役社長 山田 宏一

貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)

科	目	金 額(千円)
資の産部	流 動 資 産	978,933
	固 定 資 産	177,886
	資 産 合 計	1,156,820
負純債資及のび部	流 動 負 債	189,769
	(うち賞与引当金)	(45,613)
	固 定 負 債	22,683
	(うち退職給付引当金)	(22,683)
	株 主 資 本	944,367
	資 利 益 剰 余 金	30,000
	負債・純資産合計	1,156,820

第 24 期決算公告 令和8年9月18日

愛媛県西予市野村町阿下6号380番地

株式会社グリーンヒル

代表取締役 今井千代子

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資の産部	流 動 資 産	604,599
	固 定 資 産	48,339
	資 産 合 計	652,938
負純債資及のび部	流 動 負 債	136,368
	固 定 負 債	0
	株 主 資 本	516,570
	資 利 益 剰 余 金	50,000
	資 利 益 剰 余 金	466,570
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	(39,656)
	合 計	652,938

令和8年9月18日

静岡市清水区興津中町873番地の1

徳三運輸倉庫株式会社

代表取締役 兼子 卓三

貸借対照表の要旨

(令和7年10月31日現在) (単位:千円)

科	目	金 額
資の産部	流 動 資 産	1,916,143
	固 定 資 産	3,579,059
	資 産 合 計	5,495,203
負債及び純資産の部	流 動 負 債	504,342
	(うち賞与引当金)	(55,043)
	固 定 負 債	823,403
	(うち退職給付引当金)	(113,706)
	負 債 合 計	1,327,745
	株 主 資 本	4,153,956
	資 本 金	20,000
	資 本 剰 余 金	115,184
	その他資本剰余金	115,184
	利 益 剰 余 金	4,018,771
	利 益 準 備 金	5,000
	その他利益剰余金	167,825
	別 途 積 立 金	350,000
	繰越利益剰余金	3,495,945
	(うち当期純利益)	(410,702)
	評価・換算差額等	13,500
	その他有価証券評価差額金	13,500
	純資産合計	4,167,457
	負債・純資産合計	5,495,203

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の製紙事業部を承継することにしたので、乙はそれ以前に、この会社分割に異議のある債権者は、本公告の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 左記のとおりです。
(乙) 左記のとおりです。
静岡市清水区興津中町九二番地の1 駿興製紙株式会社
代表取締役 兼子 卓三
静岡市清水区興津中町八七三番地の1 徳三運輸倉庫株式会社
代表取締役 兼子 卓三

決 算 公 告

令和8年9月18日

静岡市清水区興津中町992番地の1

駿興製紙株式会社

代表取締役 兼子 卓三

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資の産部	流 動 資 産	529,563
	固 定 資 産	6,917
	資 産 合 計	536,480
負純債資及のび部	流 動 負 債	294,236
	固 定 負 債	700
	株 主 資 本	241,544
	資 利 益 剰 余 金	10,000
	資 利 益 剰 余 金	0
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	231,544
	負債・純資産合計	536,480

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたので、この公告をします。

効力発生日は令和8年12月1日であり、両法人の社員総会の承認決議は令和8年1月二十七日に終了しております。

なお、この合併については、令和8年八月二十五日付けで東京都の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

令和8年9月18日

東京都葛飾区新小岩二丁目一番一号リーフコンフォート新小岩三階

(甲) 医療法人社団城東桐和会

理事長 岡本 和久

東京都江戸川区松江二丁目六番一五号

(乙) 医療法人社団晃山会

理事長 岡本 和久

第 20 期 決 算 公 告

令和8年9月18日

東京都葛飾区新小岩二丁目1番1号

リーフコンフォート新小岩三階

医療法人社団城東桐和会

理事長 岡本 和久

貸借対照表の要旨

(令和8年3月31日現在) (単位:百万円)

科	目	金 額
流 動 資 産	流 動 資 産	8,266
	固 定 資 産	8,395
	有 形 固 定 資 産	7,870
	無 形 固 定 資 産	186
	その 他 の 資 産	339
	資 産 合 計	16,662
流 動 負 債	流 動 負 債	2,577
	固 定 負 債	7,272
	負 債 合 計	9,849
	純 資 産 額	6,812
	純 資 産 合 計	6,812
	負債・純資産合計	16,662

損益計算書の要旨

(自 令和7年4月1日)

(至 令和8年3月31日)

(単位:百万円)

科	目	金 額
医 業 収 益	医 業 収 益	15,952
	医 業 収 益	15,699
医 業 外 収 益	医 業 外 収 益	252
	医 業 外 収 益	1,193
経 常 利 益	経 常 利 益	152
	経 常 利 益	1,293
臨 時 収 益	臨 時 収 益	37
	臨 時 収 益	2
税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	1,328
	法人税、住民税及び事業税	309
当 期 純 利 益	法人税等調整額	83
	当 期 純 利 益	936

第2期決算公告			
令和8年9月18日		東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー	
		株式会社NSSK-C1	
		代表取締役 津坂 純	
貸借対照表の要旨		(令和7年8月31日現在) (単位:千円)	
資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	264,310	流動負債	62,639
固定資産	5,169,847	固定負債	928,000
		株主資本	4,443,518
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	4,520,000
		利益剰余金	2,500
		その他資本剰余金	4,517,500
		利益準備金	△86,481
		その他利益剰余金	△86,481
		(うち当期純損失)	(29,032)
合 計	5,434,158	合 計	5,434,158

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億五千万円、資本準備金の額を十億五千万円減少することになりました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月十八日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズMORIタワー

株式会社NSSK-C1

代表取締役 津坂 純

第79期決算公告			
令和8年9月18日		兵庫県尼崎市西長洲町二丁目5番7号 尼崎テクノ工業団地内	
		株式会社イトウ六西日本	
		代表取締役 伊藤 六郎	
貸借対照表の要旨		(令和8年2月28日現在) (単位:千円)	
資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	175,896	流動負債	22,878
固定資産	26,103	固定負債	104,470
		株主資本	74,651
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	114
		利益剰余金	114
		利益準備金	64,537
		その他利益剰余金	1,400
		(うち当期純利益)	63,137
合 計	201,999	合 計	201,999

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を金十一万四千円減少し金〇円とすることにいたしました。なお、減少する十一万四千円はその他資本剰余金とします。

株主総会の決議は令和八年八月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和八年九月十八日

兵庫県尼崎市西長洲町二丁目五番七号
尼崎テクノ工業団地内

株式会社イトウ六西日本

代表取締役 伊藤 六郎

第17期決算公告			
令和8年9月18日		東京都千代田区鍛冶町二丁目6番2号 上野ビルディング8階	
		株式会社COLORS	
		代表取締役 青木 誠	
貸借対照表の要旨		(令和7年9月30日現在)	
資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額(千円)	科 目	金 額
流動資産	11,120,743	流動負債	5,207,157
固定資産	540,208	固定負債	5,624,926
合 計	11,660,952	株主資本	828,868
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	728,868
		利益剰余金	8,000
		その他利益剰余金	720,868
		(うち当期純利益)	(313,338)
合 計	11,660,952	合 計	11,660,952

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社COLORS(乙、住所東京都千代田区鍛冶町二丁目六番二号上野ビルディング八階)の賃貸管理事業本部に関する事業の権利義務及び、株式会社COLORSリアルエステート(丙、住所東京都千代田区鍛冶町二丁目六番二号上野ビルディング八階)のリーシング事業部に関する事業の権利義務を承継することになりました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、当社の株主総会の承認決議は令和八年十二月十八日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年九月十八日

さいたま市大宮区吉敷町二丁目四二番地
一ヴァスタアリーナ二〇二

株式会社COLORSプロパティ

代表取締役 片岡 寛

第16期決算公告			
令和8年9月18日		東京都千代田区鍛冶町二丁目6番2号 上野ビルディング8階	
		株式会社COLORSリアルエステート	
		代表取締役 池田 竜	
貸借対照表の要旨		(令和7年9月30日現在)	
資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額(千円)	科 目	金 額
流動資産	247,396	流動負債	177,000
固定資産	22,727	固定負債	20,914
合 計	270,124	株主資本	72,209
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	22,209
		利益剰余金	22,209
		その他利益剰余金	22,209
		(うち当期純利益)	(6,649)
合 計	270,124	合 計	270,124

第19期決算公告			
令和8年9月18日		さいたま市大宮区吉敷町二丁目42番地1 ヴァスタアリーナ202	
		株式会社COLORSプロパティ	
		代表取締役 片岡 寛	
貸借対照表の要旨		(令和7年9月30日現在) (単位:千円)	
資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	94,946	流動負債	35,346
固定資産	29,528	固定負債	34,534
繰延資産	188	株主資本	54,782
		資本剰余金	3,000
		資本準備金	51,782
		利益剰余金	51,782
		その他利益剰余金	51,782
		(うち当期純利益)	(2,181)
合 計	124,663	合 計	124,663

Public Notice of Financial Statements

September 18, 2026

13—23, Shibaura 4-Chome, Minato-ku, Tokyo

United Parcel Service Co.

Makoto Kato,
Representative in Japan

Summary of Balance Sheet

(as of December 31, 2025)

(Unit : USD in thousands)

Accounts Title	Amount
Assets	
Current Assets	722,343
Non-Current Assets	9,030,941
Total Assets	9,753,284
Liabilities and Shareholders' Equity	
Current Liabilities	996,304
Non-Current Liabilities	2,710,402
Deferred Credits (Deferred Income Taxes and Other Deferred Credits)	2,194,270
Total Liabilities	5,900,976
Share Capital	126,161
Additional Paid-in Capital	3,135,767
Retained Earnings	590,379
Total Equity	3,852,307
Total Liabilities and Shareholders' Equity	9,753,284

決 算 公 告

令和 8 年 9 月 18 日

東京都中央区銀座七丁目13番21号

銀座新六洲ビル 2 階

株式会社キャンパス

代表取締役 大城 哲也

貸借対照表の要旨

(令和 8 年 3 月 31 日現在) (単位：千円)

科 目		金 額
資の産部	流 動 資 産	577,616
	固 定 資 産	332,476
合 計		910,093
負債及び純資産の部	流 動 負 債	173,706
	固 定 負 債	8,792
	株 主 資 本	727,595
	資 本 剰 余 金	25,325
	資 本 準 備 金	15,125
	利 益 剰 余 金	15,125
	利 益 剰 余 金	716,395
	そ の 他 利 益 剰 余 金	716,395
	(うち当期純利益)	(345,782)
	自 己 株 式	△29,250
合 計		910,093

吸収分割公告
当社は、吸収分割により株式会社キャンパス(乙、住所東京都中央区銀座七丁目一三番二一〇号銀座新六洲ビル二階)の監修マッチング事業及びコンサルティング事業に関する権利義務を承継することにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和八年九月十八日
東京都新宿区西新宿六丁目一七番一〇号
西新宿プライムビル七階
株式会社日本医療D X
代表取締役 立石 周論

決 算 公 告

令和 8 年 9 月 18 日

東京都新宿区西新宿六丁目17番10号

西新宿プライムビル 7 階

株式会社日本医療 D X

代表取締役 立石 周論

貸借対照表の要旨

(令和 8 年 3 月 31 日現在) (単位：千円)

科 目		金 額
資の産部	流 動 資 産	12,656
	合 計	12,656
負債純資産及び部	流 動 負 債	34,678
	株 主 資 本	△22,022
	資 本 剰 余 金	300
	資 本 準 備 金	△22,322
	利 益 剰 余 金	△22,322
	そ の 他 利 益 剰 余 金	(18,574)
	(うち当期純損失)	
合 計		12,656

第 36 期 決 算 公 告

令和 8 年 9 月 15 日

横浜市港北区日吉七丁目13番15号

コーア商事株式会社

代表取締役社長 磯田 秀幸

貸借対照表の要旨

(令和 8 年 6 月 30 日現在) (単位：千円)

科 目		金 額
資の産部	流 動 資 産	16,201,262
	固 定 資 産	4,639,973
資 産 合 計		20,841,236
負債及び純資産の部	流 動 負 債	2,069,898
	賞 与 引 当 金	31,738
	そ の 他 固 定 負 債	2,038,159
	退職給付引当金	115,602
	役員退職慰労引当金	69,739
	そ の 他	9,118
	負 債 合 計	36,743
	株 主 資 本	2,185,500
	資 本 剰 余 金	18,644,245
	資 本 準 備 金	20,000
	利 益 剰 余 金	995,385
	利 益 準 備 金	995,385
	利 益 剰 余 金	17,628,859
	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,000
	(うち当期純利益)	17,623,859
	評 価 ・ 換 算 差 額 等	(2,231,865)
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,491
	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	8,916
	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2,574
純 資 産 合 計		18,655,736
負 債 ・ 純 資 産 合 計		20,841,236

第 10 期 決 算 公 告

令和 8 年 9 月 18 日

東京都中央区京橋二丁目 8 番 1 号

八重洲中央ビル 7 階

株式会社ココカラ・トラスト

代表取締役 村尾 龍英

貸借対照表の要旨

(令和 7 年 11 月 30 日現在) (単位：円)

科 目		金 額
資の産部	流 動 資 産	586,765,573
	固 定 資 産	2,825,360,696
合 計		3,412,126,269
負債及び純資産の部	流 動 負 債	348,450,281
	固 定 負 債	1,783,278,369
	株 主 資 本	1,280,397,619
	資 本 剰 余 金	55,000,000
	資 本 準 備 金	45,200,000
	利 益 剰 余 金	45,000,000
	利 益 準 備 金	200,000
	利 益 剰 余 金	1,180,197,619
	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,180,197,619
	(うち当期純利益)	(323,561,475)
合 計		3,412,126,269

合併公告
左記会社は、承継会社として、同日両社を合併し、株式会社キャンパス(乙、住所東京都中央区銀座七丁目一三番二一〇号銀座新六洲ビル二階)の監修マッチング事業及びコンサルティング事業に関する権利義務を承継することにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和八年九月十八日
東京都新宿区西新宿六丁目一七番一〇号
西新宿プライムビル七階
株式会社日本医療D X
代表取締役 立石 周論

第 9 期 決 算 公 告

令和 8 年 9 月 18 日

東京都中央区京橋二丁目 8 番 1 号

八重洲中央ビル 7 階

株式会社イン・ザ・ゾーン

代表取締役 伊藤 隆太

貸借対照表の要旨 (令和 8 年 4 月 30 日現在)

科 目		金 額(円)
資の産部	流 動 資 産	850,980
	固 定 資 産	4,953,682
合 計		5,804,662
負債純資産及び部	流 動 負 債	342,000
	株 主 資 本	44,197,613
	資 本 剰 余 金	△38,734,951
	資 本 準 備 金	23,000,000
	利 益 剰 余 金	18,000,000
	利 益 準 備 金	18,000,000
	利 益 剰 余 金	△79,734,951
	そ の 他 利 益 剰 余 金	△79,734,951
	(うち当期純損失)	(464,258)
	合 計	5,804,662

第15期決算公告 令和8年9月18日
名古屋市中区丸の内三丁目20番9号
三晃ビル3階

株式会社リベルタ

代表取締役 末友 啓支

貸借対照表の要旨(令和8年4月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資産部	
流動資産	42,984
固定資産	3,117
資産合計	46,100
負債純資産及び部	
流動負債	22,137
固定負債	26,508
負債合計	48,645
純資産	22,000
利益剰余金	24,545
利益準備金	24,545
その他利益剰余金(うち当期純損失)	(7,558)
負債・純資産合計	46,100

第17期決算公告 令和8年9月18日
名古屋市中区丸の内三丁目20番9号
三晃ビル3階

株式会社アフェクト

代表取締役 末友 啓支

貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資産部	
流動資産	84,844
固定資産	13,074
資産合計	97,918
負債純資産及び部	
流動負債	29,713
固定負債	43,250
負債合計	72,963
純資産	24,955
利益剰余金	3,000
利益準備金	62,034
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(13,082)
負債・純資産合計	97,918

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにした。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和8年9月18日
名古屋市中区丸の内三丁目二〇番九号
三晃ビル三階
(甲)株式会社アフェクト
代表取締役 末友 啓支
名古屋市中区丸の内三丁目二〇番九号
三晃ビル三階
(乙)株式会社リベルタ
代表取締役 末友 啓支

第60期決算公告 令和8年9月18日
神戸市中央区二宮町四丁目11番10号

株式会社山本設計

代表取締役 山本康一郎

貸借対照表の要旨(令和8年5月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資産部	
流動資産	497,518
固定資産	173,092
資産合計	670,610
負債純資産及び部	
流動負債	68,320
固定負債	129,251
負債合計	197,571
純資産	473,038
利益剰余金	25,000
利益準備金	448,038
その他利益剰余金(うち当期純利益)	7,000
負債・純資産合計	670,610

第1期決算公告 令和8年9月18日
神戸市中央区琴ノ緒町二丁目8番1号

株式会社山本設計アーキテクト

代表取締役 山本康一郎

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資産部	
流動資産	10,000
固定資産	0
資産合計	10,000
負債純資産及び部	
流動負債	0
固定負債	0
負債合計	0
純資産	10,000
利益剰余金	10,000
利益準備金	0
その他利益剰余金(うち当期純利益)	0
負債・純資産合計	10,000

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の建築設計事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和8年9月18日
神戸市中央区琴ノ緒町二丁目八番一〇号
山本設計アーキテクト
(甲)株式会社山本設計
代表取締役 山本康一郎
神戸市中央区二宮町四丁目一〇番一〇号
山本設計
(乙)株式会社山本設計
代表取締役 山本康一郎

第71期決算公告 令和8年9月18日
東京都中央区日本橋室町一丁目3番9号

株式会社一越

代表取締役 関谷 宣弘

貸借対照表の要旨(令和7年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資産部	
流動資産	7,455,061
固定資産	1,060,523
資産合計	8,515,584
負債純資産及び部	
流動負債	725,035
固定負債	7,790,549
負債合計	8,515,584
純資産	0
利益剰余金	36,000
利益準備金	279,614
その他利益剰余金(うち当期純利益)	7,474,934
負債・純資産合計	8,515,584

合併公告
左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和8年9月18日
東京都中央区日本橋室町一丁目三番九号
(甲)株式会社一越
代表取締役 関谷 宣弘
東京都世田谷区大蔵二丁目二番一三三号
(乙)一越観光株式会社
代表取締役 関谷 宣弘
東京都中央区銀座八丁目六番一〇号
(丙)株式会社一越不動産
代表取締役 加藤 多代
東京都中央区銀座八丁目六番一〇号
(丁)株式会社一越管理センター
代表取締役 関谷 宣弘

第48期決算公告 令和8年9月18日
東京都中央区銀座八丁目6番1号

株式会社一越管理センター

代表取締役 関谷 宣弘

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資産部	
流動資産	194,252
固定資産	35,696
資産合計	229,949
負債純資産及び部	
流動負債	250
固定負債	229,698
負債合計	230,000
純資産	20,000
利益剰余金	209,698
利益準備金	5,000
その他利益剰余金(うち当期純損失)	204,698
負債・純資産合計	229,949

第69期決算公告 令和8年9月18日
東京都中央区銀座八丁目6番1号

株式会社一越不動産

代表取締役 加藤 多代

貸借対照表の要旨(令和7年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資産部	
流動資産	2,508,994
固定資産	113,542
資産合計	2,622,537
負債純資産及び部	
流動負債	675,581
固定負債	1,946,956
負債合計	2,622,537
純資産	0
利益剰余金	64,000
利益準備金	1,882,956
その他利益剰余金(うち当期純利益)	16,000
負債・純資産合計	2,622,537

第72期決算公告 令和8年9月18日
東京都世田谷区大蔵一丁目2番13号

一越観光株式会社

代表取締役 関谷 宣弘

貸借対照表の要旨(令和7年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資産部	
流動資産	1,934,843
固定資産	452,858
資産合計	2,387,701
負債純資産及び部	
流動負債	127,076
固定負債	2,260,624
負債合計	2,387,700
純資産	40,000
利益剰余金	2,220,624
利益準備金	10,000
その他利益剰余金(うち当期純利益)	2,210,624
負債・純資産合計	2,387,701